

南あわじ市障害者計画（第4次）及び
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画



令和6年3月
南あわじ市

計画の策定にあたって

南あわじ市では、平成30年3月に「南あわじ市障害者計画（第3次）及び第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」、令和3年3月に「南あわじ市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、だれもが暮らしやすい社会を目指し、障がいのある人の生活に関わるさまざまな分野において施策に取り組んでまいりました。



しかしながら、障がいのある方や家族、そしてそれを支える支援者の環境は、支援の形や生活様式を変更せざるをえなかったコロナ禍を経て大きく変化し、情報にあふれ複雑化する社会において置き去りにされていた制度面や意識面での課題が顕在化しています。これを、構造的な問題に正面から取り組む機会だと前向きにとらえ、すべての人が自分らしく過ごせ、地域全体で支え合えるまちづくりを一緒に考えることが必要です。

今回の計画策定にあたっては、市民の皆様のニーズをしっかりと反映することに留意してすすめました。アンケートや事業所ヒアリング、当事者ヒアリング、そして策定委員の方々おひとりおひとりのご意見をお聴きし、協働で計画を作成しています。

南あわじ市は、「共に認め合い、育ち合うまちづくり」を新たな計画の柱に加え、まずは障害福祉について「知って、興味をもって、出会い、関わってもらおう」、このステップで地域や事業所の理解を深めることを目指します。また、日常的に理解の意識が育まれるように、幼少期から関わる場を広げ学ぶ機会を持つことで、誰もが住みやすく、誰もが支え合うことができる差別を生まないまちづくりをすすめていきます。

障がいのある人が「なりたい自分」の夢を抱き、その夢を応援できる仕組みづくりは、南あわじ市のまち全体を元気にしてくれると考えています。

本計画を実現するためには、障がいのある方やそのご家族、当事者団体、そしてそれを支える事業所、地域の方々、行政が、それぞれどのような役割を担えばよいかを確認し、連携をより強化していくことが重要になります。市民の皆様にはご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご尽力をいただきました委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださった市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

南あわじ市長

守本 憲弘

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の期間	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の策定体制	2
第2章 南あわじ市における障がい者の状況	3
1. 人口の推移	3
2. 障害者手帳所持者数の推移	3
3. 身体障害者手帳所持者数の推移	4
4. 療育手帳所持者数の推移	6
5. 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移	7
6. 自立支援医療受給者数の推移	8
7. 指定難病及び小児慢性特定疾病医療受給者数の推移	8
8. アンケート調査の結果	9
(1) 調査概要	9
(2) 調査結果の概要	9
9. ヒアリング調査の結果	22
(1) 調査概要	22
(2) 当事者団体及び当事者ヒアリングでの主な意見の概要	23
(3) 事業所ヒアリングでの主な意見の概要	26
第3章 障害者計画（第4次）	33
1. 基本理念	33
2. 施策の方向性	34
3. 基本目標	35
(1) 共に認め合い、育ち合うまちづくり	35
(2) 本人に合ったはたらく場の整備・充実	35
(3) 暮らす場、過ごす場となるための地域づくり	36
(4) 自分らしく過ごせるための支援の充実	36
(5) 途切れることのない支援体制の整備・充実	36
4. 重点目標	37
5. 施策の体系	38

6. 施策の展開	41
(1) 南あわじ市は、共に認め合い、育ち合うまちづくりをすすめます	41
(2) 南あわじ市は、本人に合ったはたらく場の整備・充実をめざします	45
(3) 南あわじ市は、暮らす場、過ごす場となるための地域づくりを行います	49
(4) 南あわじ市は、自分らしく過ごせるための支援の充実をめざします	54
(5) 南あわじ市は、途切れることのない支援体制の整備・充実をめざします	58
第4章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画	65
1. 数値目標	65
(1) 第7期障害福祉計画	65
(2) 第3期障害児福祉計画	71
2. サービス等の利用状況と見込み	73
(1) 障がい福祉サービス	73
(2) 障がい児福祉サービス	81
(3) 地域生活支援事業	83
第5章 計画の推進に向けて	87
1. 市民、関係団体との協働による計画の推進	87
2. 庁内推進体制の整備	87
3. 兵庫県及び近隣市との連携による計画の推進	87
4. 達成状況の点検・評価	87
資料編	88
1. 計画策定の経過	88
2. 南あわじ市障害福祉計画等策定委員会名簿	89
3. 南あわじ市障害福祉計画等策定委員会条例	90
4. 用語解説	92

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、日本が抱える社会課題は、環境、資源、労働、教育など多岐にわたり、その中でも「少子高齢化」「労働力不足」「自然災害」「医療や福祉の未整備」等の課題は私たちの生活に大きな影響を与える恐れがあるものです。さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的流行による影響で浮き彫りとなった諸問題により人々の価値観やライフスタイルは大きく変化しました。このような中、以前にも増して、障がいのある人々の声をもとに誰もが暮らしやすい社会づくりが実現されることを望む声が高まっています。

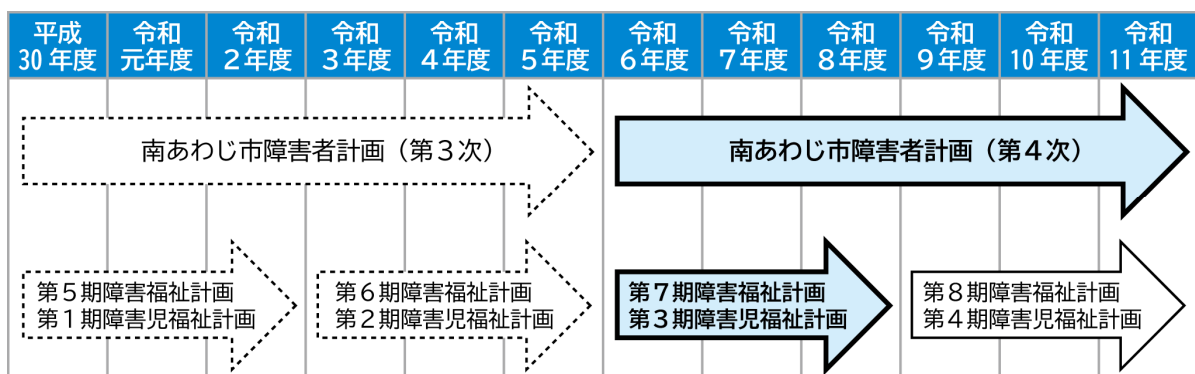
こうした中、国では、令和3年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の一部を改正する法律」を公布、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」の施行、令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」の公布・施行、令和4年12月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」に可決（令和6年4月施行）と、次々と制度の整備が進められてきました。

南あわじ市（以下、「本市」という。）では、平成30年3月に「南あわじ市障害者計画（第3次）及び第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」、令和3年3月に「南あわじ市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、障がい者施策に取り組んできました。「南あわじ市障害者計画（第3次）及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の期間の終了に伴い、近年の障がいのある人を取り巻く環境やニーズに対応するとともに、障がい者施策を一層推進するために、「南あわじ市障害者計画（第4次）及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の期間

本計画の期間は、「南あわじ市障害者計画（第4次）」については、令和6年度から令和11年度までの6年間とし、「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」については、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、関係法令の施行や制度改正等があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

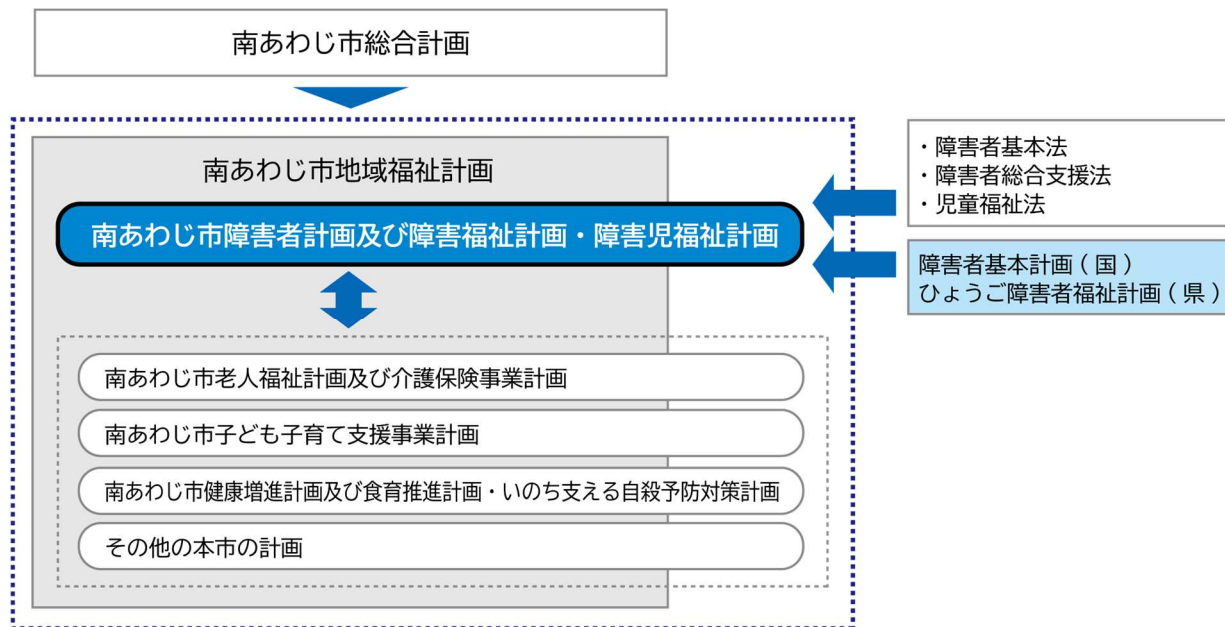


3. 計画の位置づけ

「南あわじ市障害者計画（第4次）」は、障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」であり、障がい者施策を推進するための基本理念、基本目標を定めて、今後の障がい者施策推進の基本となるものです。

「第7期障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づき、国の基本指針に即して障害福祉サービスの見込みとその確保策を定める「市町村障害福祉計画」であり、「第3期障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置づけられ、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るものです。

なお、いずれの計画も、「南あわじ市総合計画」を上位計画とし、「南あわじ市地域福祉計画」をはじめとする関連する計画との整合性を図るとともに、国の「障害者基本計画（第5次）」、兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画」を勘案して策定しています。



4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、保健福祉医療関係者、障がい者団体関係者、行政関係者、公募委員等で構成される「南あわじ市障害福祉計画等策定委員会」において計画内容について審議を行いました。

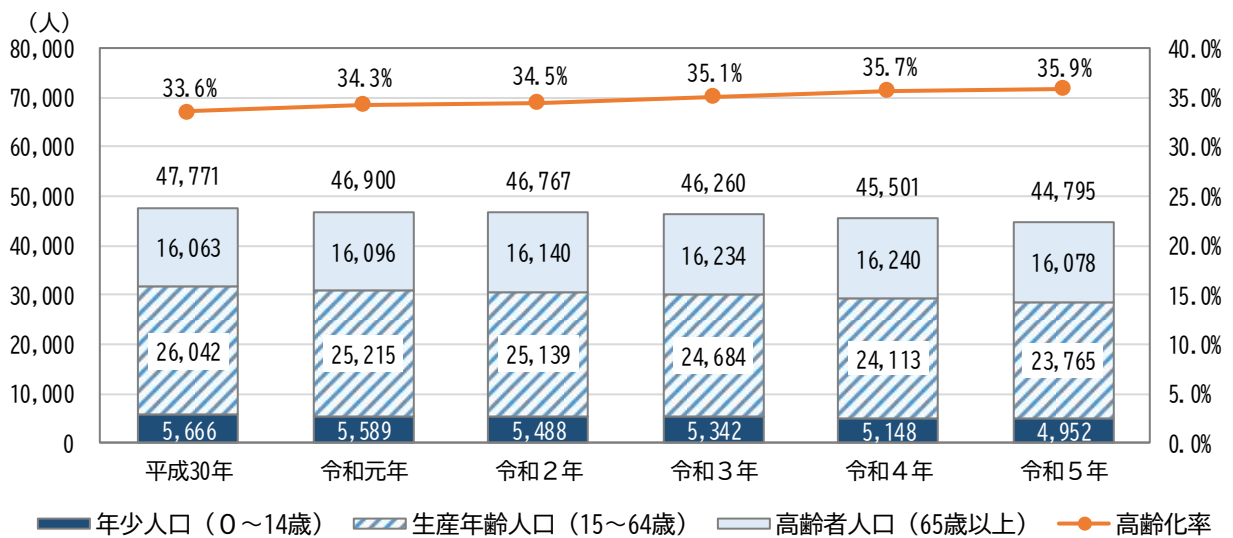
また、市民のニーズを把握・反映させるため、市民の方へのアンケート調査を実施しました。さらには、障害福祉サービス事業者や当事者団体等から、本市の障がい施策などに関して意見聴取を行いました。

第2章

南あわじ市における障がい者の状況

1. 人口の推移

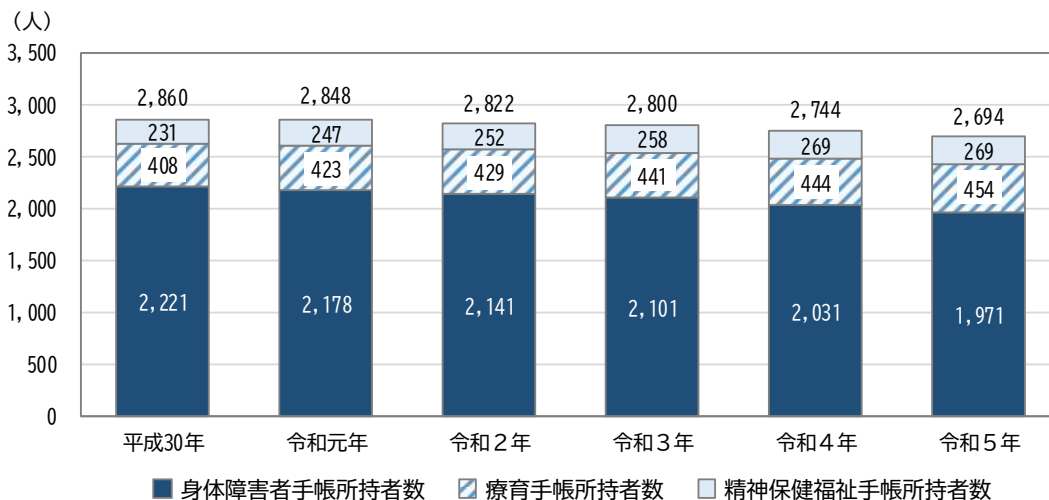
本市の人口は減少傾向で推移しており、令和5年3月末現在で44,795人となっています。一方、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は増加傾向であり、令和5年3月末現在で35.9%となっています。



資料：南あわじ市（各年3月末現在）

2. 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、令和5年3月末現在で2,694人となっています。

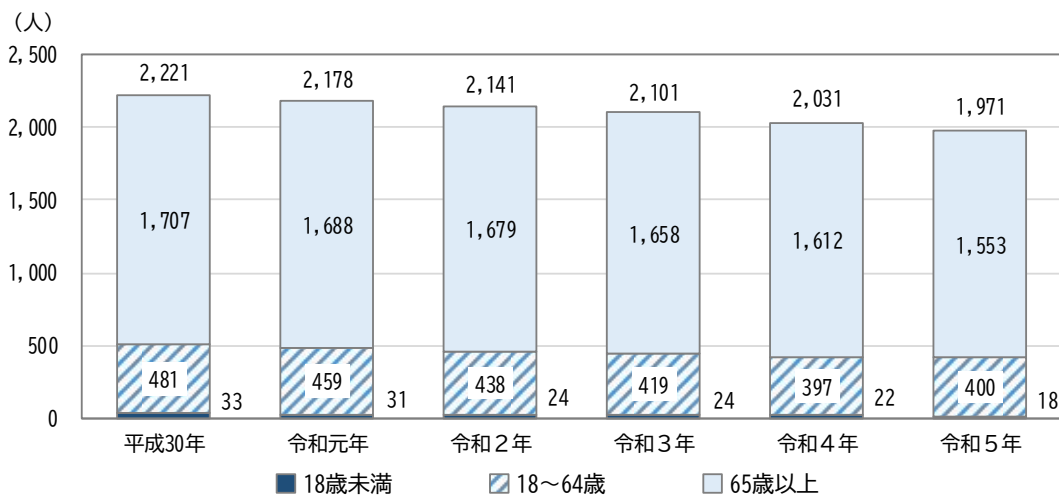


資料：南あわじ市（各年3月末現在）

3. 身体障害者手帳所持者数の推移

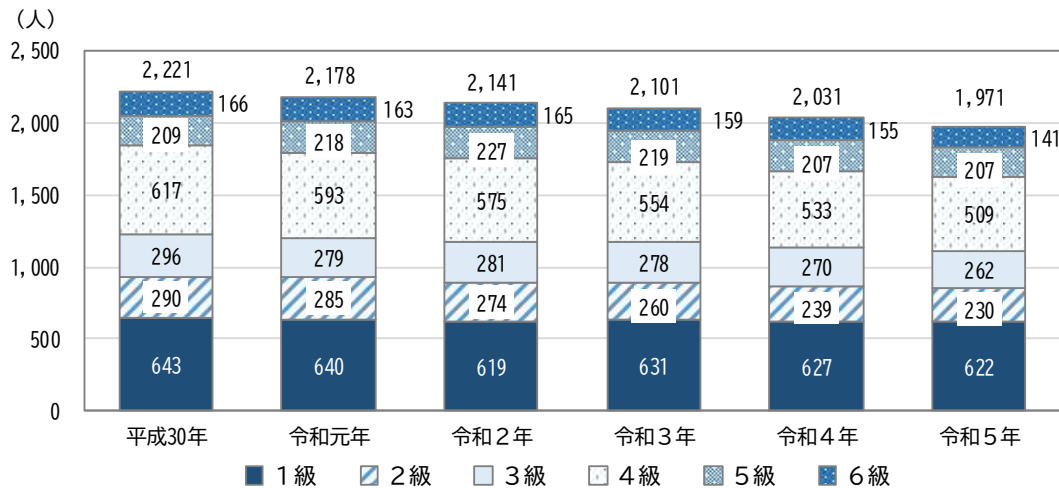
身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、令和5年3月末現在で1,971人となっています。

身体障害者手帳所持者数を年齢別で見ると、令和5年3月末現在では、「65歳以上」が1,553人と最も多く、次いで「18～64歳」が400人、「18歳未満」が18人となっており、65歳以上が全体の78.8%を占めています。



資料：南あわじ市（各年3月末現在）

身体障害者手帳所持者数を障がいの等級別で見ると、令和5年3月末現在では、「1級」が622人と最も多く、ついで「4級」が509人、「3級」が262人となっています。



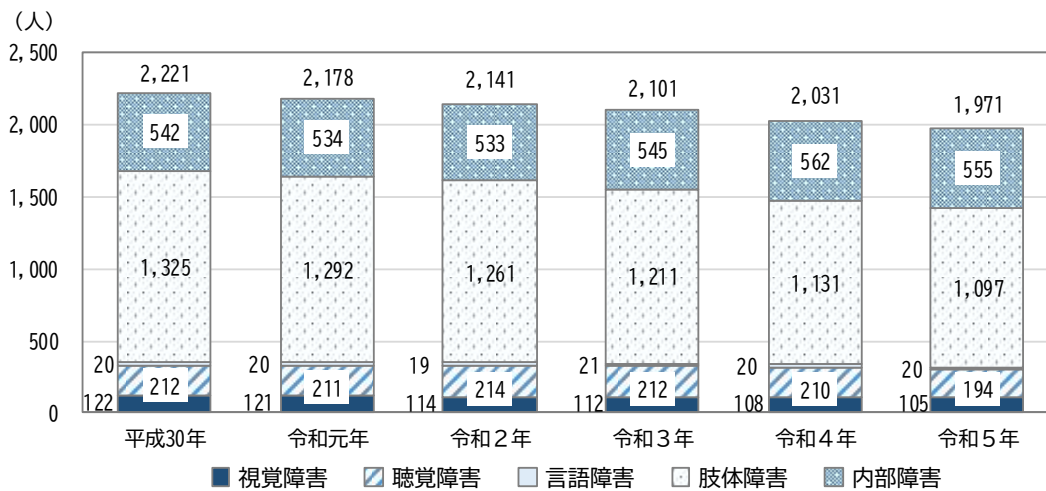
資料：南あわじ市（各年3月末現在）

身体障害者手帳所持者数を年齢別等級別で見ると、令和5年3月末現在では、すべての年齢において「1級」が最も多くなっています。

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	市全体の年齢別人口に占める割合
18歳未満	9人	2人	2人	0人	1人	4人	18人	0%
18～64歳	145人	66人	51人	72人	45人	21人	400人	1.8%
65歳以上	468人	162人	209人	437人	161人	116人	1,553人	9.7%
合計	622人	230人	262人	509人	207人	141人	1,971人	4.4%

資料：南あわじ市（令和5年3月末現在）

身体障害者手帳所持者数を障がいの種類別で見ると、令和5年3月末現在では、「肢体障害」が1,097人で最も多く、次いで「内部障害」が555人、「聴覚障害」が194人となっています。



資料：南あわじ市（各年3月末現在）

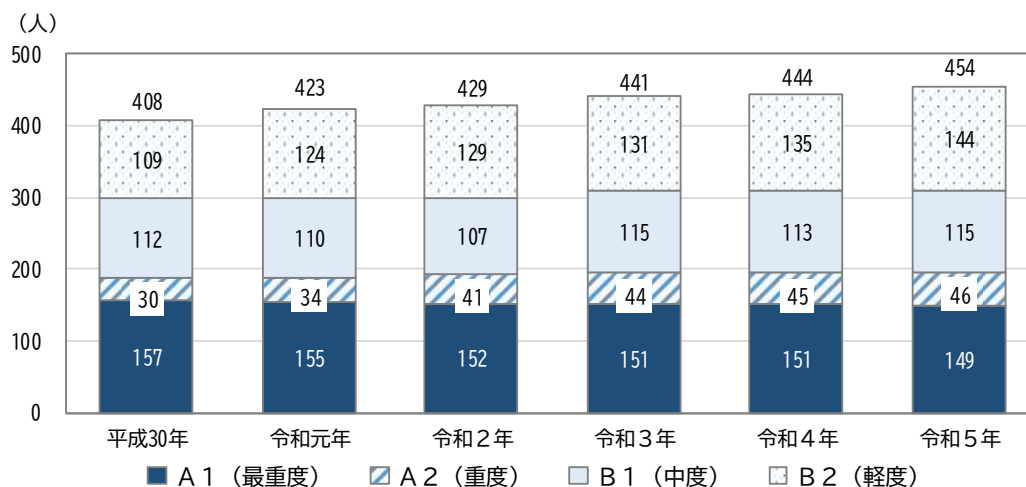
障がいの種類別の内部障害の内訳をみると、令和5年3月末現在では、「心臓」が294人で最も多く、次いで「腎臓」が161人、「膀胱・直腸」が71人となっています。

	心臓	腎臓	呼吸器	膀胱・直腸	小腸	免疫	肝臓
内部障害	294人	161人	19人	71人	3人	2人	5人

資料：南あわじ市（令和5年3月末現在）

4. 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年3月末現在で454人となっています。



資料：南あわじ市（各年3月末現在）

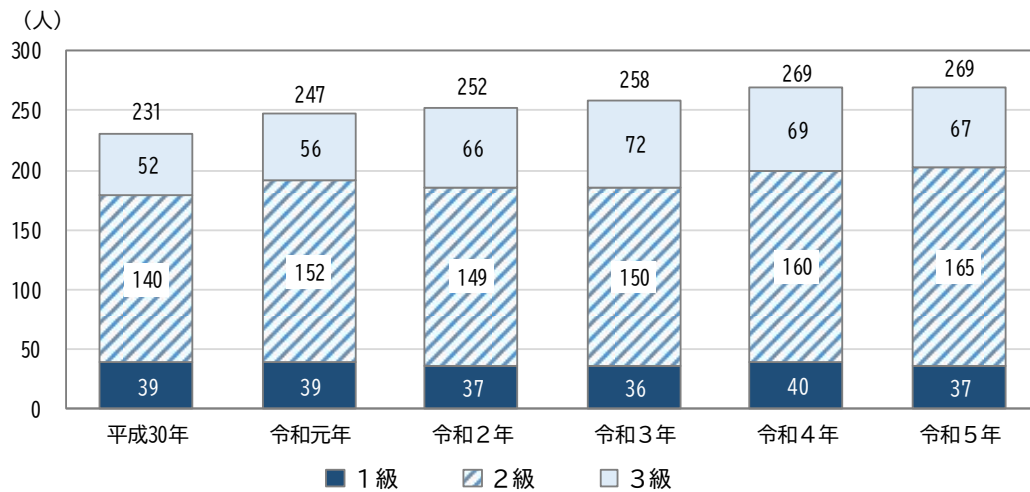
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A (重度)	18歳未満	21人	20人	20人	20人	22人	18人
	18～64歳	144人	144人	148人	149人	145人	150人
	65歳以上	22人	25人	25人	26人	29人	27人
	合計	187人	189人	193人	195人	196人	195人
B (中軽度)	18歳未満	77人	85人	83人	78人	78人	86人
	18～64歳	134人	138人	141人	155人	156人	155人
	65歳以上	10人	11人	12人	13人	14人	18人
	合計	221人	234人	236人	246人	248人	259人
合計	18歳未満	98人	105人	103人	98人	100人	104人
	18～64歳	278人	282人	289人	304人	301人	305人
	65歳以上	32人	36人	37人	39人	43人	45人
	合計	408人	423人	429人	441人	444人	454人

市全体の 年齢別人口に占める割合	18歳未満	1.7%	1.9%	1.9%	1.5%	1.6%	1.7%
	18～64歳	1.1%	1.1%	1.1%	1.3%	1.3%	1.3%
	65歳以上	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%
	合計	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%

資料：南あわじ市（各年3月末現在）

5. 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年3月末現在で269人となっています。



資料：南あわじ市（各年3月末現在）

また、精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢別等級別で見ると、令和5年3月末現在では、「18歳未満」では「3級」が3人で最も多く、「18～64歳」では「2級」が137人で最も多く、「65歳以上」では「2級」が27人で最も多くなっています。

	1級	2級	3級	合計	市全体の年齢別人口に占める割合
18歳未満	0人	1人	3人	4人	0.1%
18～64歳	18人	137人	54人	209人	0.9%
65歳以上	19人	27人	10人	56人	0.3%
合計	37人	165人	67人	269人	0.6%

資料：南あわじ市（令和5年3月末現在）

6. 自立支援医療受給者数の推移

自立支援医療受給者数は増減を繰り返し、令和5年3月末現在で474人となっており、内訳をみると、「精神通院医療」が438人で最も多く、次いで「更生医療」が35人、「育成医療」が1人となっています。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自立支援医療受給者数	483人	497人	502人	457人	503人	474人
精神通院医療	453人	468人	468人	417人	462人	438人
更生医療	25人	27人	32人	38人	40人	35人
育成医療	5人	2人	2人	2人	1人	1人

資料：南あわじ市（各年3月末現在）

7. 指定難病及び小児慢性特定疾病医療受給者数の推移

指定難病及び小児慢性特定疾病医療受給者数は増減を繰り返し、令和5年3月末現在で414人となっています。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
指定難病及び小児慢性特定疾病医療受給者数	356人	364人	381人	417人	393人	414人

資料：洲本健康福祉事務所（各年3月末現在）

8. アンケート調査の結果

(1) 調査概要

①調査目的

本計画を策定するにあたり、障がい児・障がい者等の生活状況や今後の要望等を把握し、計画策定の基礎資料として活用することを目的に実施しました。

②実施概要

	障がい児アンケート調査（18歳未満）	障がい者アンケート調査（18歳以上）
調査対象	0から18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ人及び障害福祉サービス受給者等	18歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ人及び障害福祉サービス受給者等
調査方法	郵送配布・郵送回収	
調査期間	令和5年7月7日～令和5年7月31日	

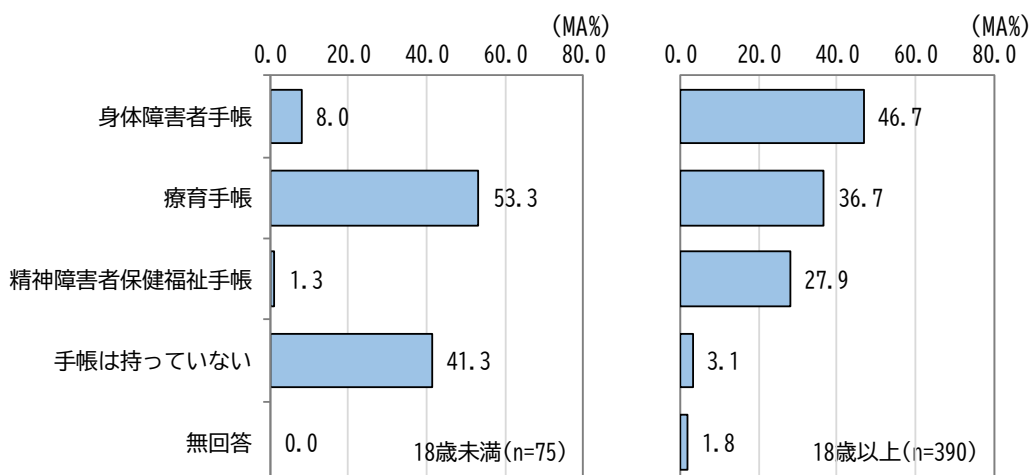
③回収結果

	配布数	回収数	回収率
障がい児アンケート調査（18歳未満）	191件	75件	39.3%
障がい者アンケート調査（18歳以上）	930件	390件	41.9%

(2) 調査結果の概要

①障害者手帳について

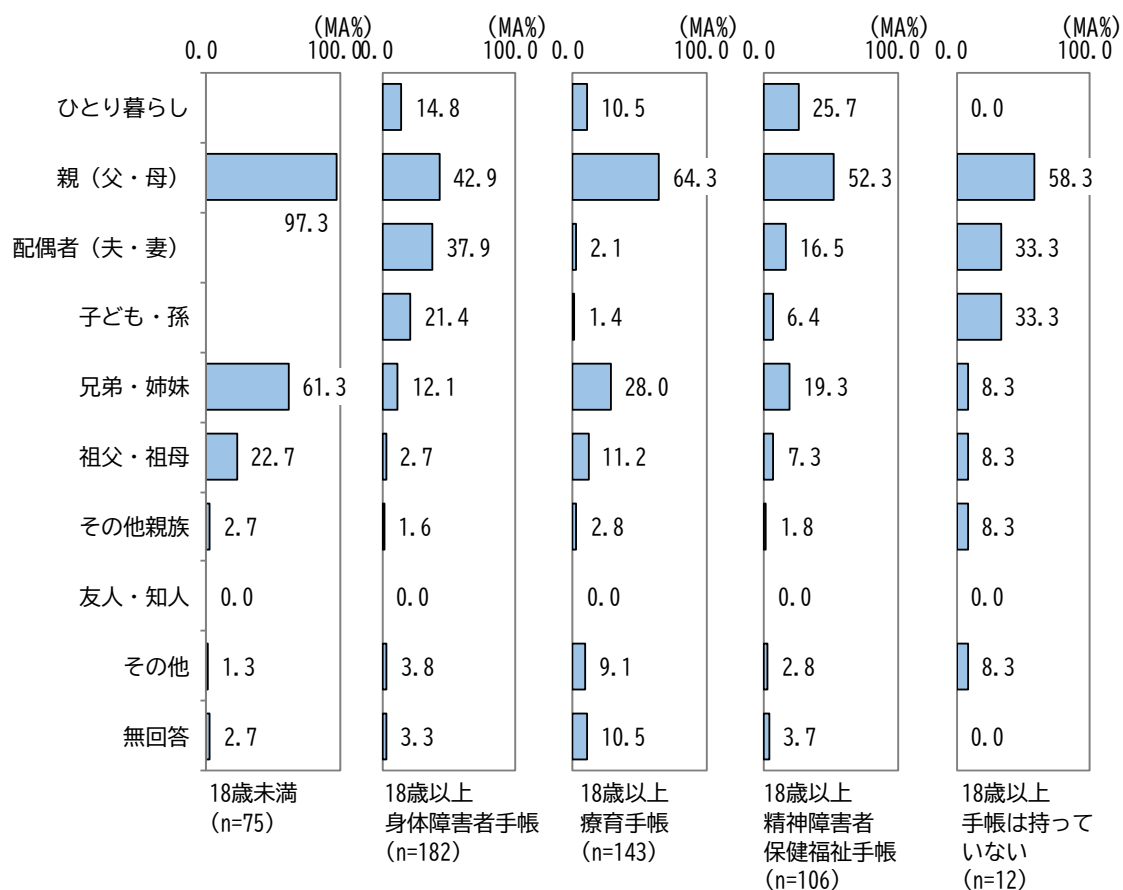
所持している障害者手帳について、18歳未満では、「療育手帳」が53.3%で最も多く、次いで「手帳は持っていない」が41.3%、「身体障害者手帳」が8.0%となっており、18歳以上では、「身体障害者手帳」が46.7%で最も多く、次いで「療育手帳」が36.7%、「精神障害者保健福祉手帳」が27.9%となっています。



②同居家族について

現在一緒に住んでいる家族・同居者について、18歳未満では、「親（父・母）」が97.3%で最も多く、次いで「兄弟・姉妹」が61.3%、「祖父・祖母」が22.7%となっています。

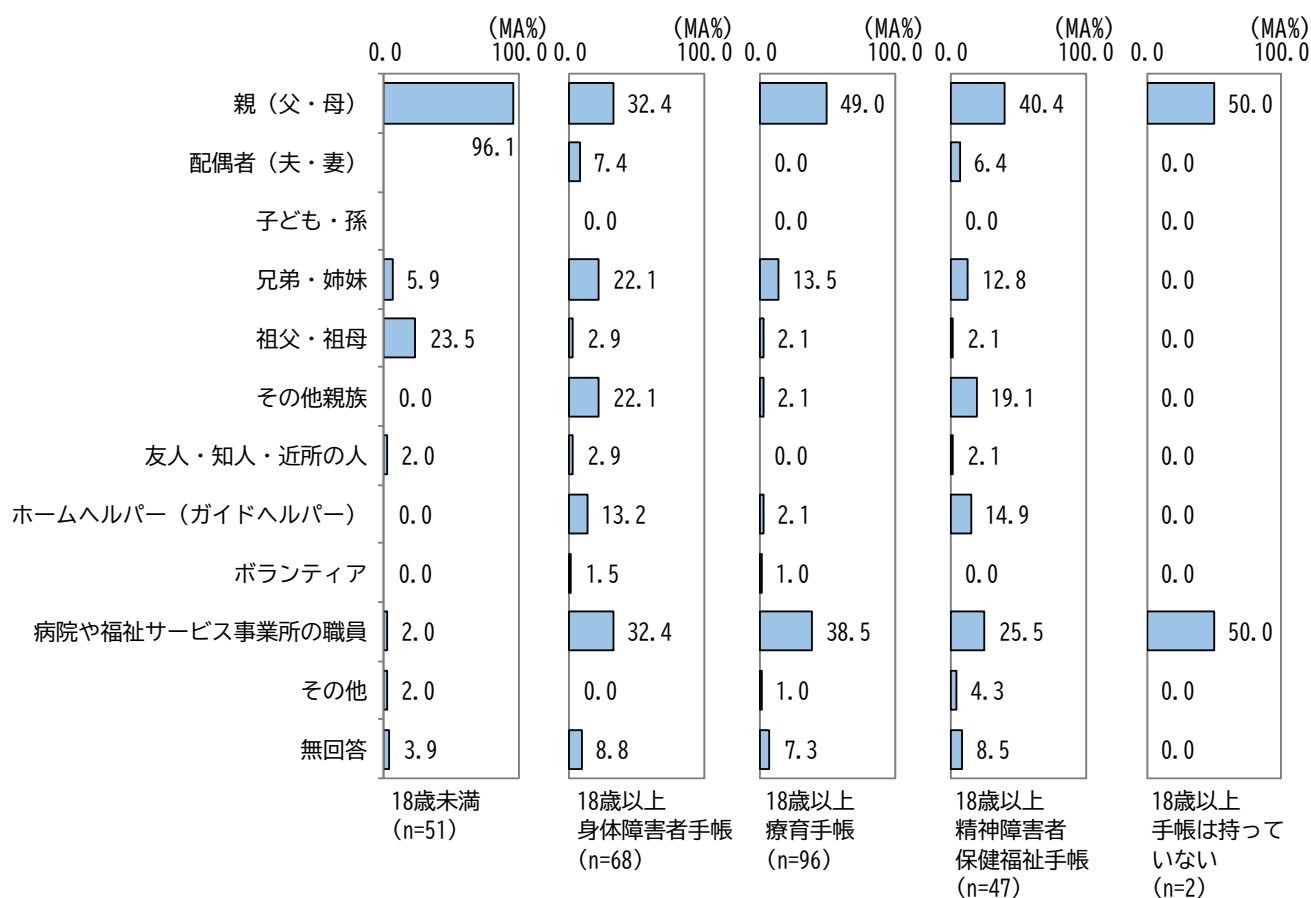
また、手帳の種類別でみると、18歳以上では、すべてにおいて「親（父・母）」が最も多く、「身体障害者手帳」が42.9%、「療育手帳」が64.3%、「精神障害者保健福祉手帳」が52.3%、「手帳を持っていない」が58.3%となっています。



③主に介護・支援している人について

介護を必要としている人に、主に介護・支援している人について聞いたところ、18歳未満では、「親（父・母）」が96.1%で最も多く、次いで「祖父・祖母」が23.5%、「兄弟・姉妹」が5.9%となっています。

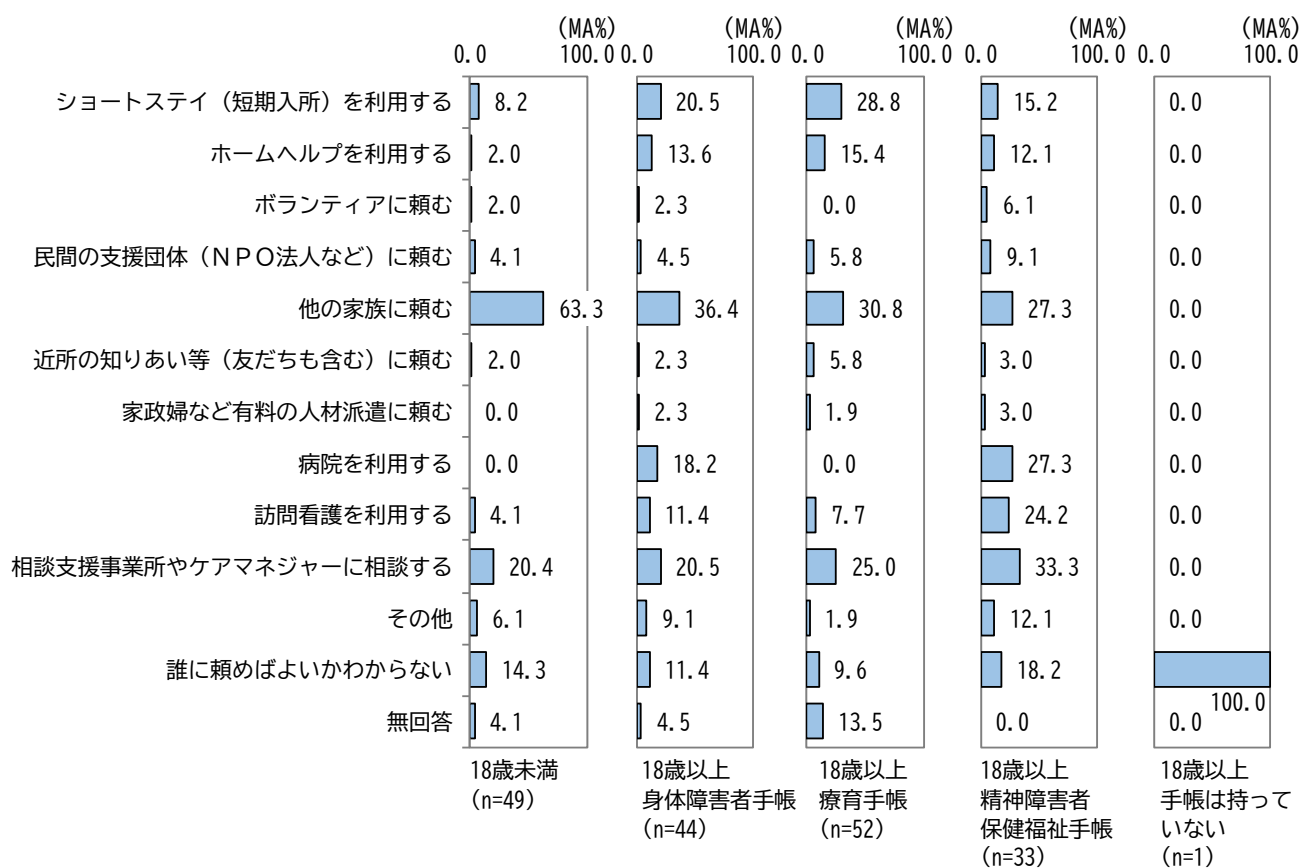
また、手帳の種類別でみると、18歳以上では、「身体障害者手帳」において「親（父・母）」「病院や福祉サービス事業所の職員」が32.4%で最も多く、「療育手帳」において「親（父・母）」が49.0%で最も多く、「精神障害者保健福祉手帳」において「親（父・母）」が40.4%で最も多く、「手帳は持っていない」において「親（父・母）」「病院や福祉サービス事業所の職員」が50.0%で最も多くなっています。



④主な介護・支援者が介護・支援できなくなった場合に代わりに頼める人について

介護を必要としている人に、主に介護・支援している人が一時的に介護・支援ができなくなった場合に介護・支援を頼む先について、18歳未満では、「他の家族に頼む」が63.3%で最も多く、次いで「相談支援事業所やケアマネジャーに相談する」が20.4%、「誰に頼めばよいかわからない」が14.3%となっています。

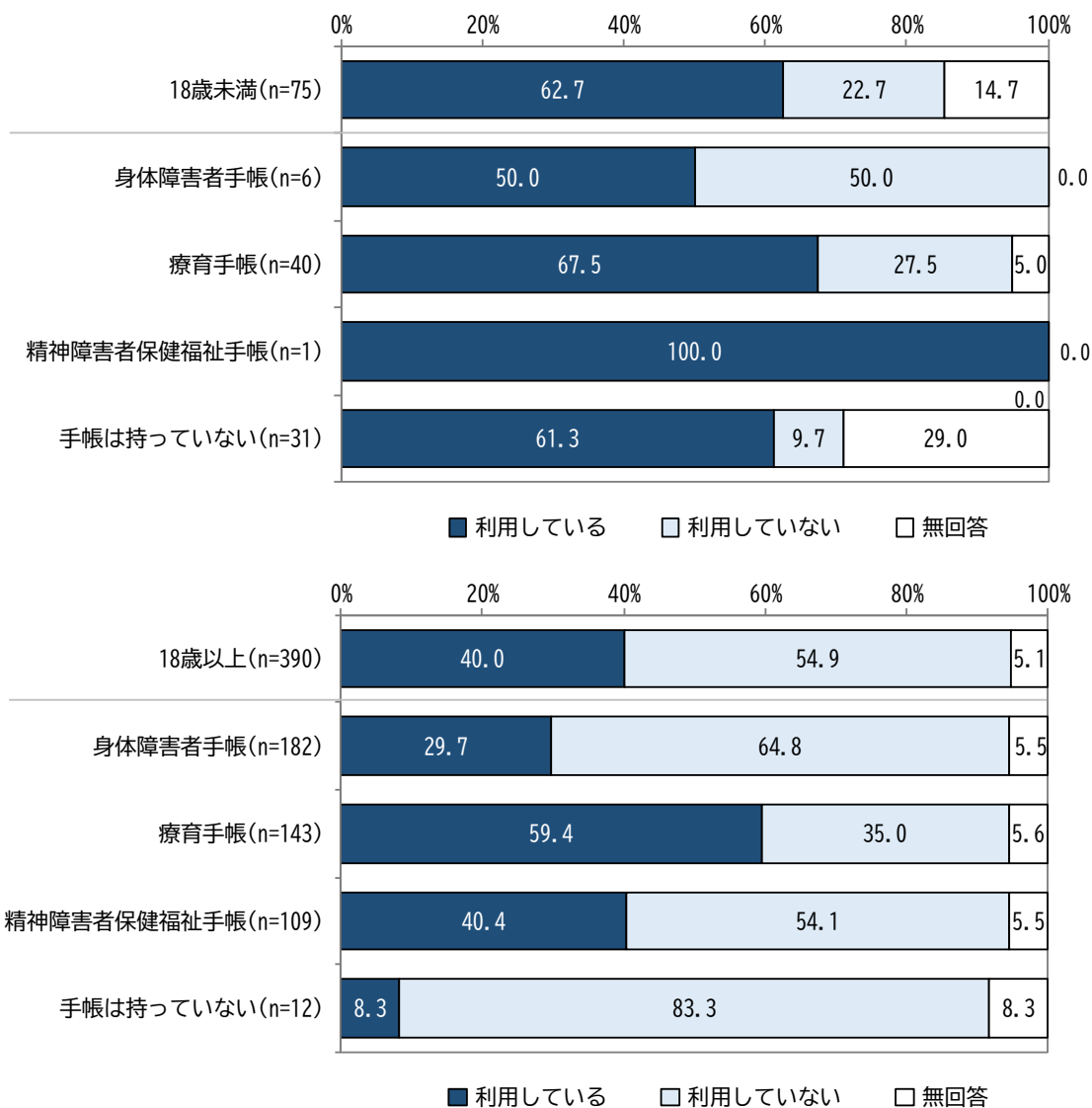
また、手帳の種類別で見ると、18歳以上では、「身体障害者手帳」において「他の家族に頼む」36.4%で最も多く、「療育手帳」において「他の家族に頼む」が30.8%で最も多く、「精神障害者保健福祉手帳」において「相談支援事業所やケアマネジャーに相談する」が33.3%で最も多くなっています。



⑤福祉サービスの利用状況について

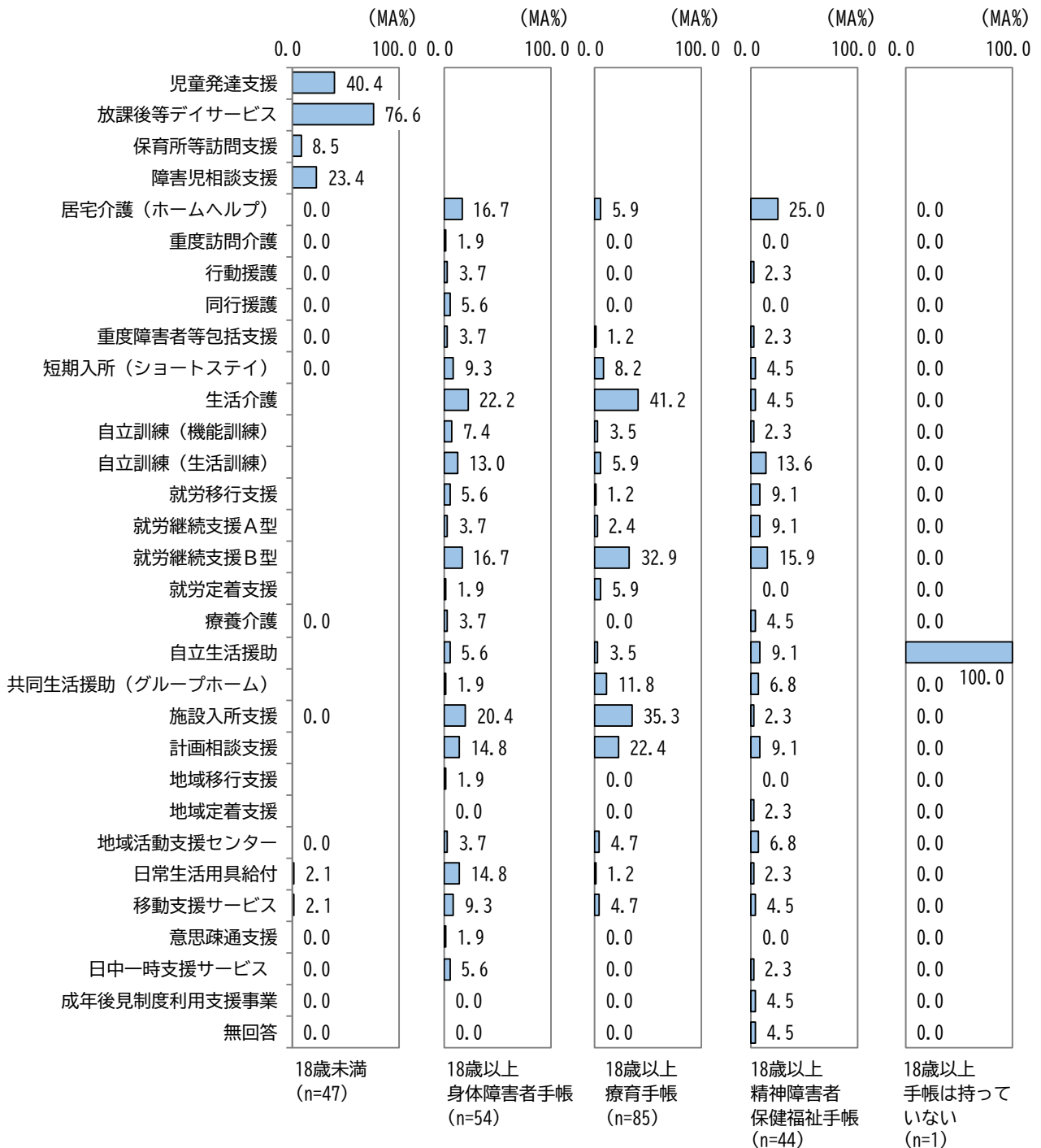
福祉サービスの利用について、18歳未満では、「利用している」が62.7%、「利用していない」が22.7%となっています。

また、18歳以上では、「利用している」が40.0%、「利用していない」が54.9%となっており、手帳の種類別でみると、「利用している」では、「療育手帳」が59.4%で最も多く、次いで「精神障害者保健福祉手帳」が40.4%、「身体障害者手帳」が29.7%となっています。



福祉サービスを利用している人に、利用しているサービスについて聞いたところ、18歳未満では、「放課後等デイサービス」が76.6%で最も多く、次いで「児童発達支援」が40.4%、「障害児相談支援」が23.4%となっています。

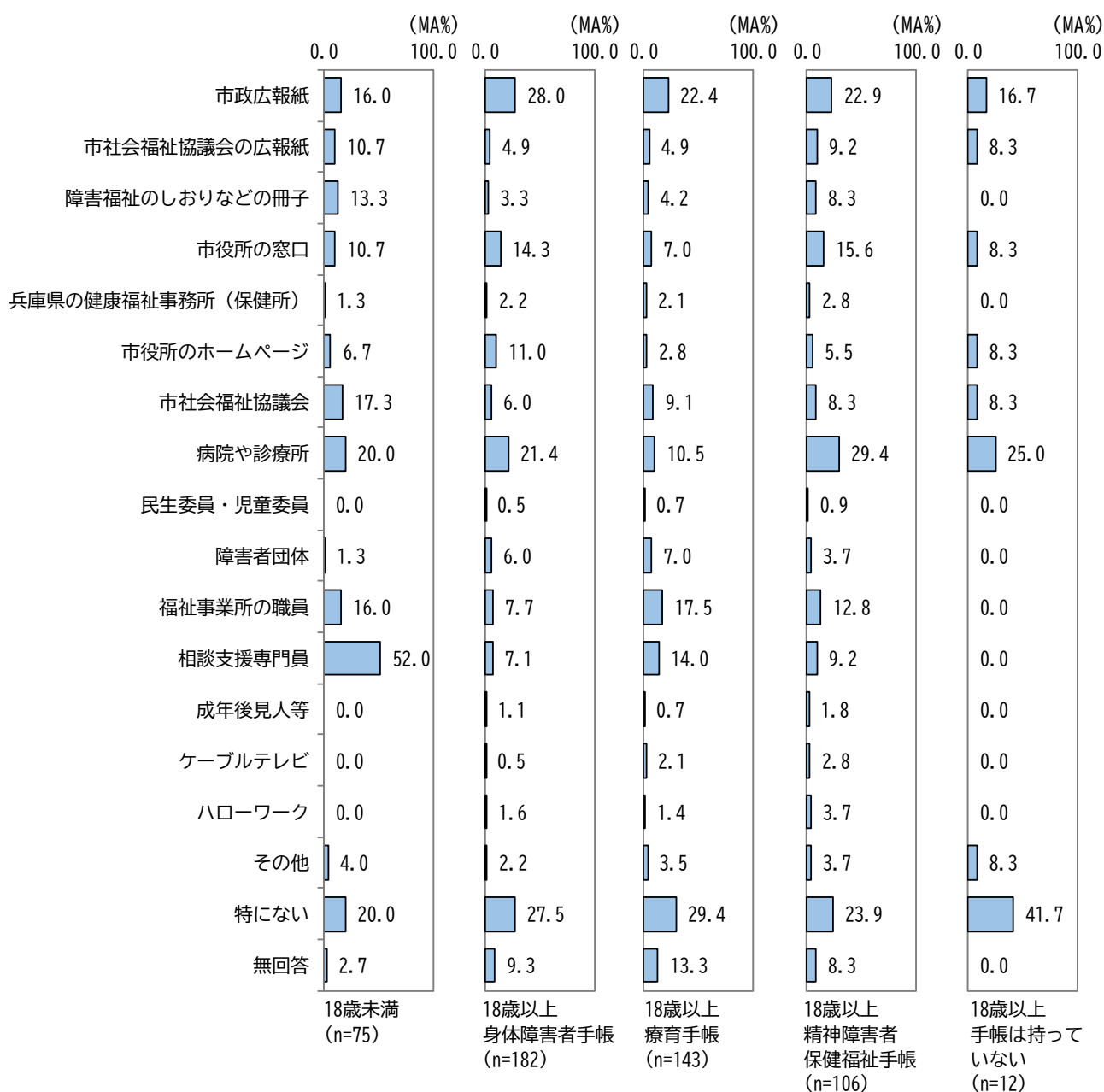
また、手帳の種類別で見ると、18歳以上では、「身体障害者手帳」において「生活介護」が22.2%で最も多く、「療育手帳」において「生活介護」が41.2%で最も多く、「精神障害者保健福祉手帳」において「居宅介護（ホームヘルプ）」が25.0%で最も多くなっています。



⑥健康や福祉の情報を取得する方法について

健康や福祉の情報をどこで（どのようなもので）得ているかについて、18歳未満では、「相談支援専門員」が52.0%で最も多く、次いで「病院や診療所」「特にない」が20.0%、「市社会福祉協議会」が17.3%となっています。

また、手帳の種類別でみると、18歳以上では、「身体障害者手帳」において「特にない」が27.5%で最も多く、「療育手帳」において「特にない」が29.4%で最も多く、「精神障害者保健福祉手帳」において「病院や診療所」が29.4%で最も多く、「手帳は持っていない」において「特にない」が41.7%で最も多くなっています。

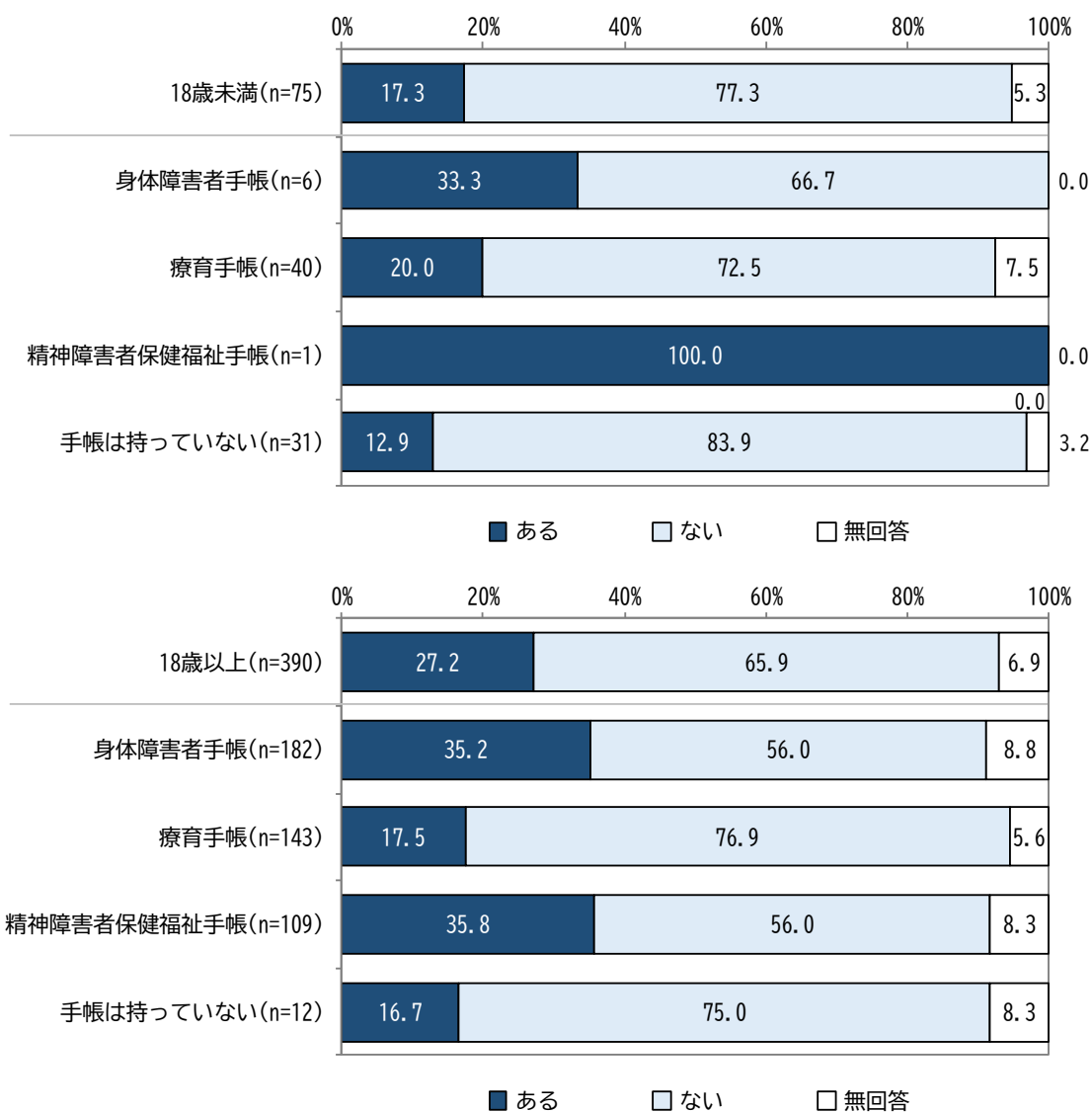


※「成年後見人等」とは、弁護士、司法書士、社会福祉士などです。

⑦医療機器の使用または医療的ケアの必要性について

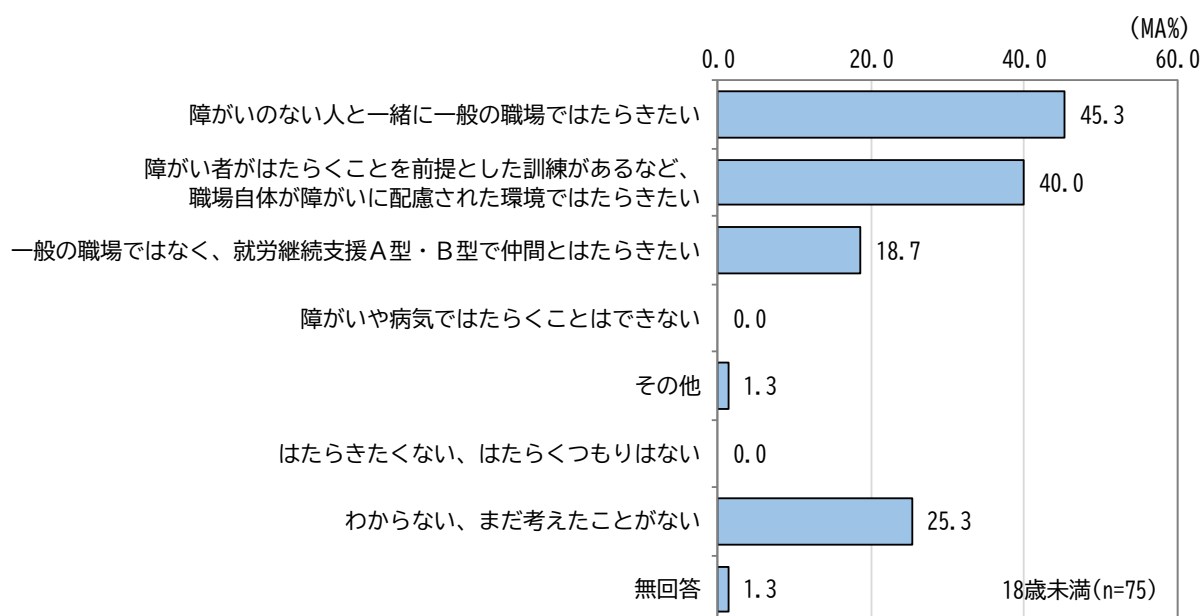
現在、医療機器等の使用または医療的ケアの必要があるかについて、18歳未満では、「ある」が17.3%、「ない」が77.3%となっています。

また、18歳以上では、「ある」が27.2%、「ない」が65.9%となっており、手帳の種類別でみると、「ある」では、「精神障害者保健福祉手帳」が35.8%で最も多く、次いで「身体障害者手帳」が35.2%、「療育手帳」が17.5%となっています。

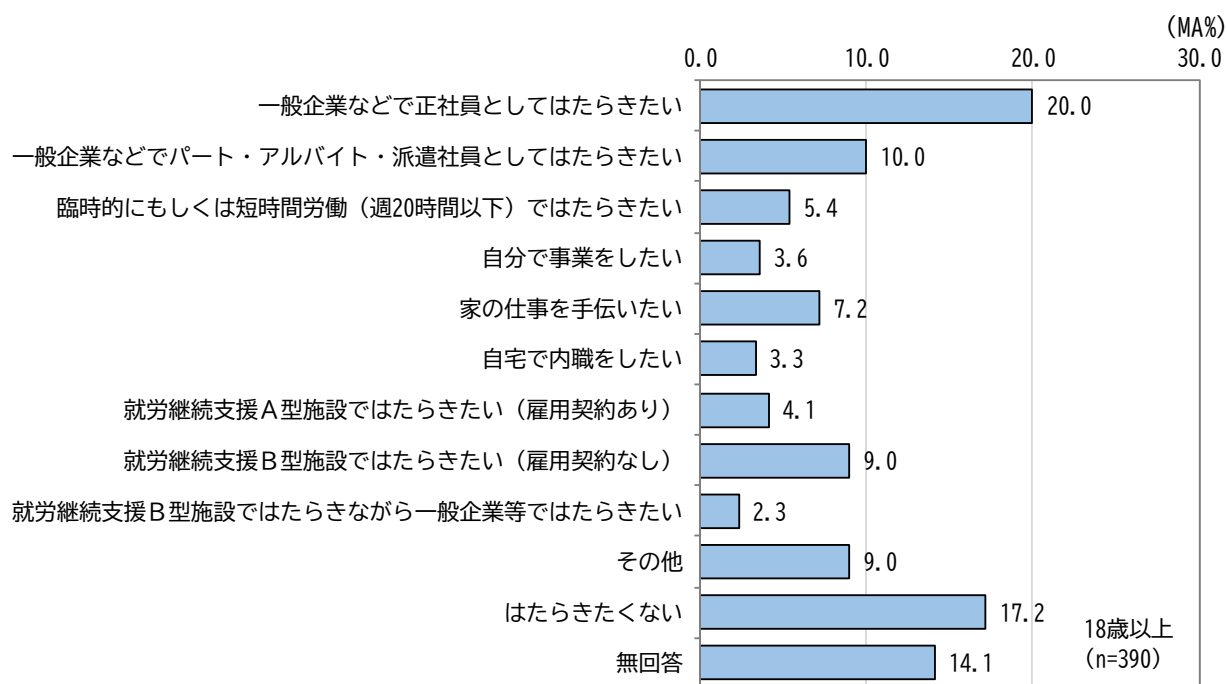


⑧将来希望するはたらき方について

将来、はたらくことについてどのように考えているかについて、18歳未満では、「障がいのない人と一緒に一般の職場ではたらかたい」が45.3%で最も多く、次いで「障がい者がはたらくことを前提とした訓練があるなど、職場自体が障がいに配慮された環境ではたらかたい」が40.0%、「わからない、まだ考えたことがない」が25.3%となっています。

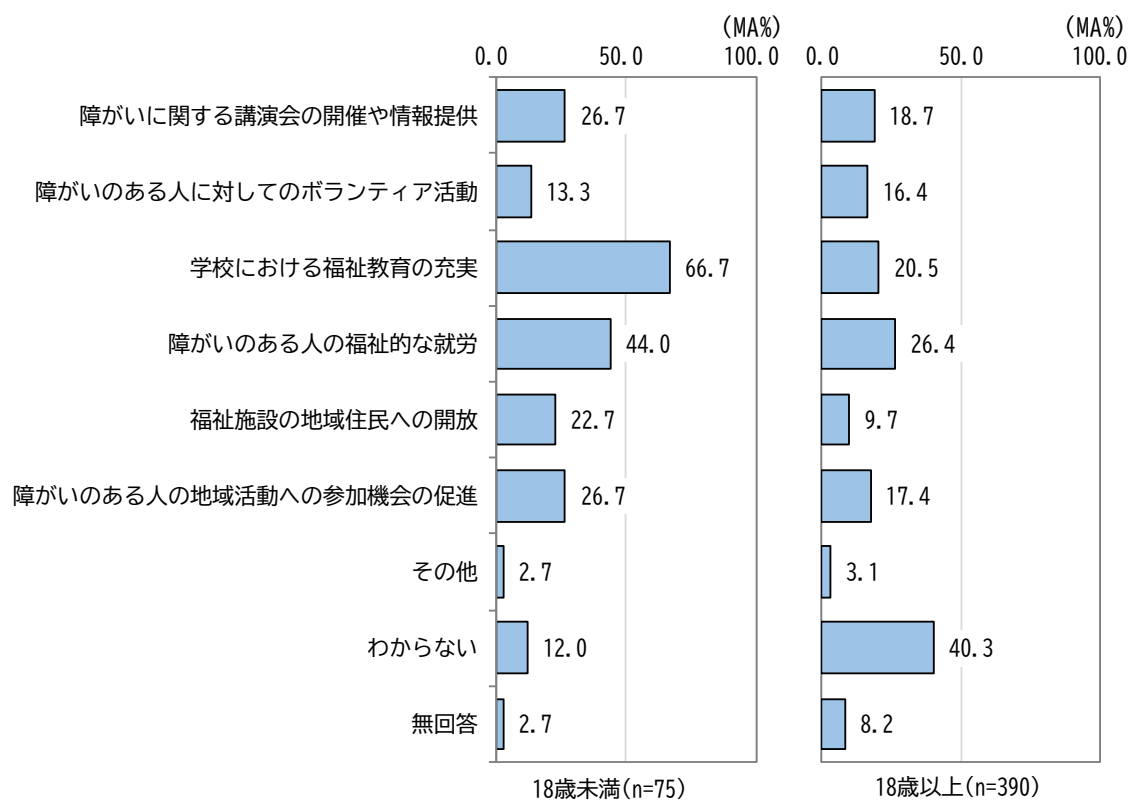


今後、どのようなはたらき方をしたいかについて、18歳以上では、「一般企業などで正社員としてはたらかたい」が20.0%で最も多く、次いで「はたらかたくない」が17.2%、「一般企業などでパート・アルバイト・派遣社員としてはたらかたい」が10.0%となっています。



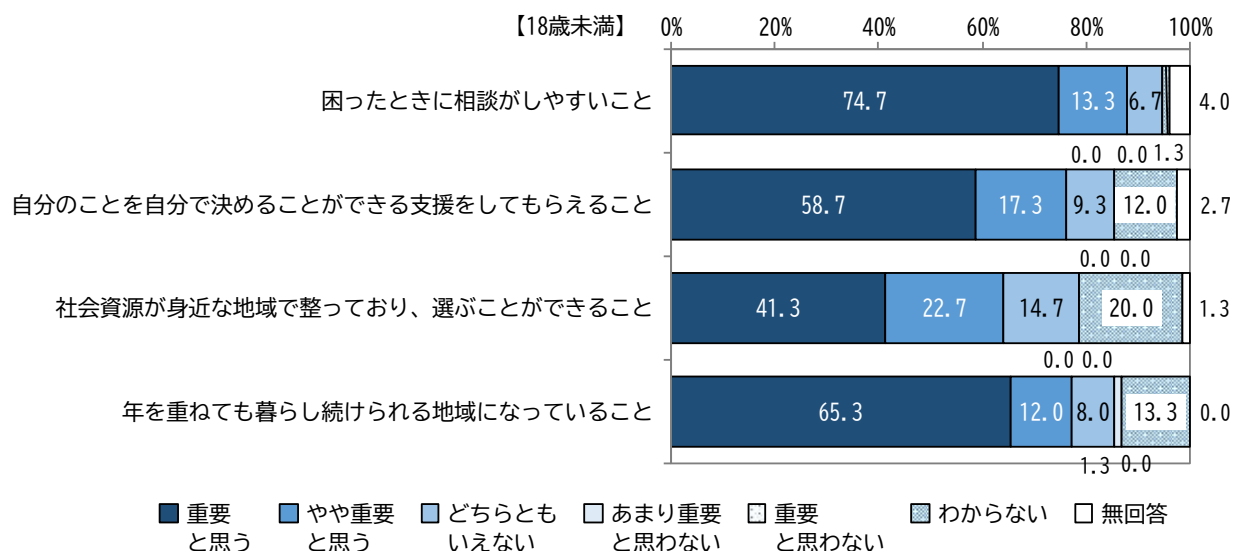
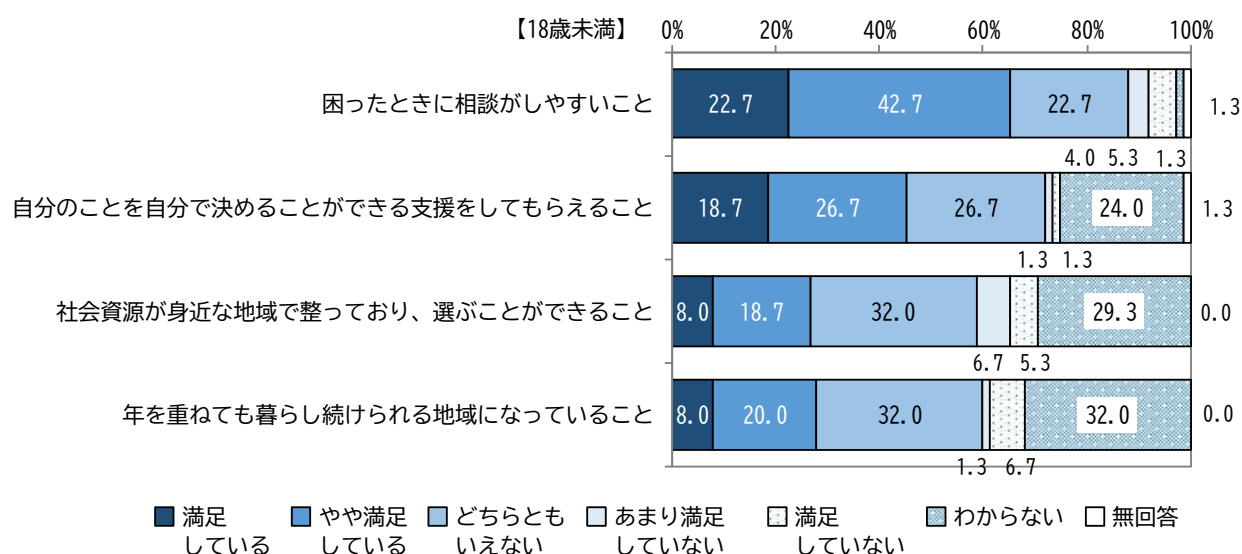
⑨障がいに対する市民の理解を深めるために必要なことについて

障がいに対する市民の理解を深めるために必要なことについて、18歳未満では、「学校における福祉教育の充実」が66.7%で最も多く、次いで「障がいのある人の福祉的な就労」が44.0%、「障がいに関する講演会の開催や情報提供」「障がいのある人の地域活動への参加機会の促進」が26.7%、18歳以上では、「わからない」が40.3%で最も多く、次いで「障がいのある人の福祉的な就労」が26.4%、「学校における福祉教育の充実」が20.5%となっています。

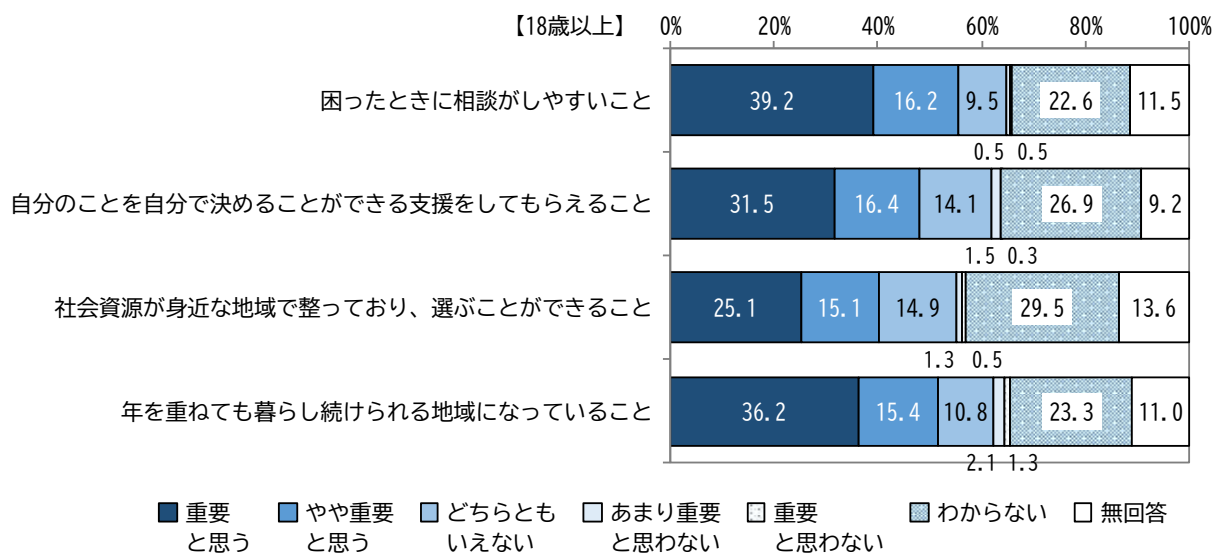
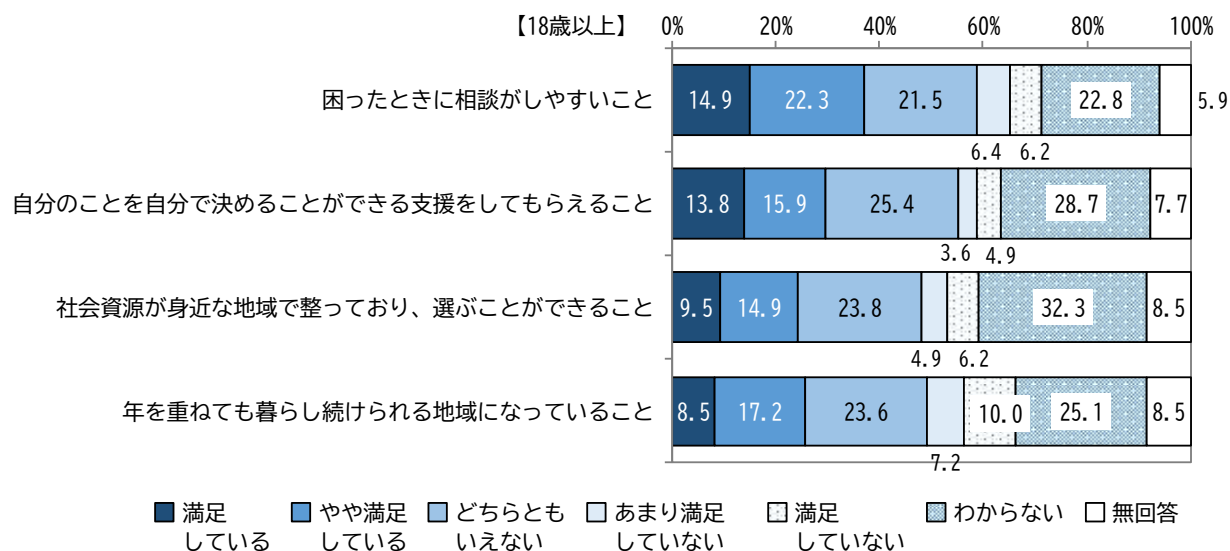


⑩今後充実してほしい施策について

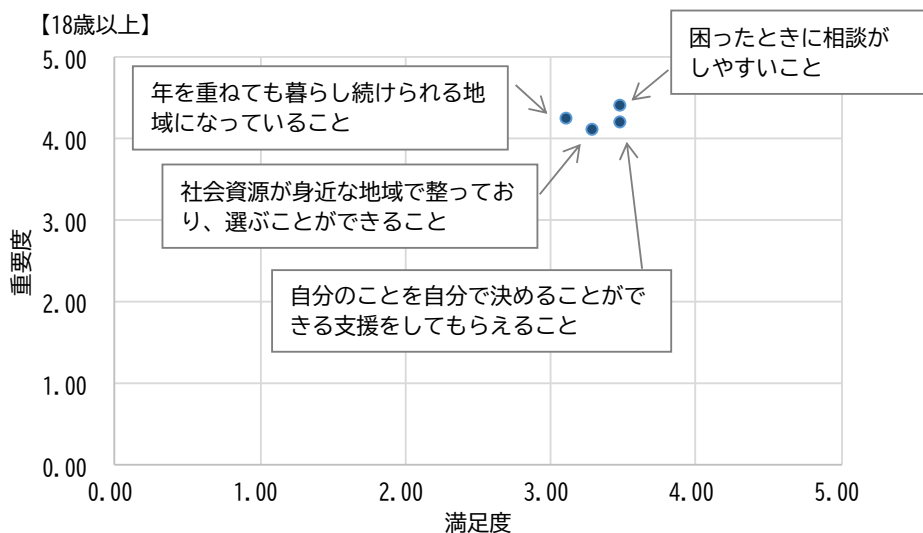
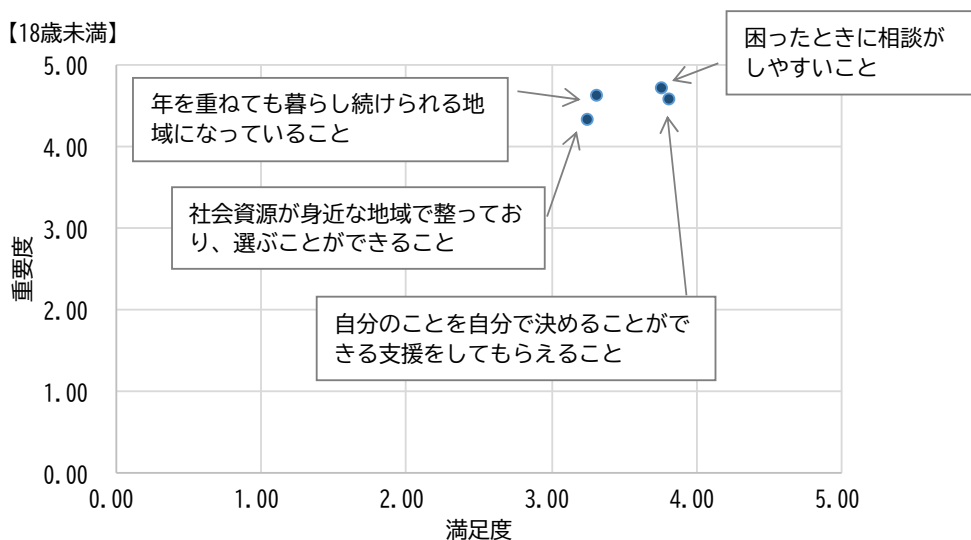
今後充実してほしい施策について、18歳未満では、『満足』（「満足している」と「やや満足している」の合計）において「困ったときに相談がしやすいこと」が65.4%で最も多く、次いで「自分のことを自分で決めることができる支援をしてもらえること」が45.4%、「年を重ねても暮らし続けられる地域になっていること」が28.0%となっており、『重要』（「重要と思う」と「やや重要と思う」の合計）において「困ったときに相談がしやすいこと」が88.0%で最も多く、次いで「年を重ねても暮らし続けられる地域になっていること」が77.3%、「自分のことを自分で決めることができる支援をしてもらえること」が76.0%となっています。



今後充実してほしい施策について、18歳以上では、『満足』（「満足している」と「やや満足している」の合計）において「困ったときに相談がしやすいこと」が37.2%で最も多く、次いで「自分のことを自分で決めることができる支援をもらえること」が29.7%、「年を重ねても暮らし続けられる地域になっていること」が25.7%となっており、『重要』（「重要と思う」と「やや重要と思う」の合計）において「困ったときに相談がしやすいこと」が55.4%で最も多く、次いで「年を重ねても暮らし続けられる地域になっていること」が51.6%、「自分のことを自分で決めることができる支援をもらえること」が47.9%となっています。



満足度について、「満足している」を5点、「やや満足している」を4点、「どちらともいえない」を3点、「あまり満足していない」を2点、「満足していない」を1点、重要度について、「重要と思う」を5点、「やや重要と思う」を4点、「どちらともいえない」を3点、「あまり重要と思わない」を2点、「重要と思わない」を1点として平均点を算出すると、満足度と重要度の合計では、18歳未満及び18歳以上ともに「困ったときに相談がしやすいこと」が最も高く、18歳未満では満足度3.75点・重要度4.72点で合計8.47点、18歳以上では満足度3.47点・重要度4.41点で合計7.88点となっています。



9. ヒアリング調査の結果

(1) 調査概要

①調査目的

本計画を策定するにあたり、関係機関、当事者団体及び当事者、事業所の声を直接聞くことにより、アンケートでは把握することが難しい少数の意見や把握が難しい課題についてのニーズを把握し、計画策定の基礎資料として活用することを目的に実施しました。

②実施概要

	関係機関、当事者団体及び当事者	事業所
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 淡路聴力障害者協会 ・ 精神障がい者とその家族のためのセルフヘルプグループ「みはら家族会」 ・ 南あわじ市手をつなぐ育成会 ・ 南あわじ市身体障害者福祉協会 ・ あわじ特別支援学校 ・ ハローワークすもと ・ ピアサポーター ・ オレンジの会 ・ 当事者（視覚障害者） ・ 当事者（医療的ケア児の親） ・ くらす連絡会 ・ 新淡路病院（地域移行戦略会議） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ なでしこデイサービスセンター ・ フローラなんだん ・ もりの木放課後デイサービス ・ 南あわじ市社会福祉協議会訪問介護事業所 ・ 南あわじ市社会福祉協議会相談支援事業所 ・ ステップ ・ 森の木ファーム ・ いちばん星 ・ エシエルケア訪問介護事業所 ・ 児童デイサービスこはるび ・ 特別養護老人ホームすいせんホーム ・ やすらぎ訪問介護事業所 ・ 児童デイサービスライトアップ ・ 特別養護老人ホーム翁寿園 ・ 五色精光園相談支援事業所 ・ 株式会社若人の広場介護サービス訪問介護事業所 ・ 特別養護老人ホーム太陽の家短期入所生活介護事業所 ・ 淡路障害者生活支援センター ・ クオーレ ・ あわじ障害者多機能型施設ウインズ ・ ウインズきらら
調査方法	ヒアリングシートへの記入による調査及び対面によるヒアリング調査	
調査期間	令和5年7月7日～令和5年9月23日	

③まとめ

- ・地域における障がい理解に必要なものは、学ぶ機会である。早期から障がい理解をすすめるため、学校教育のなかで取り組んでいくことが必要という声が多かった。
- ・サポートブックの活用方法が周知できていないため、うまく活用できていない。関係機関をつなぐ、本人の将来へつなぐツールとして位置づけるため、取り組みを進めていく必要がある。
- ・インフォーマルなサービスを含め必要な情報を必要な時期に伝わる形で提供していくことが求められている。
- ・当事者同士が支援し合う力や当事者団体の持つ力は大きく、その活動は継続して支援する必要がある。支えること、支えられることによって得られる相乗効果への期待は大きい。
- ・事業所の人材不足問題は深刻になっている。多様化する障がいや家族への支援を求められる状況の中で、今の支援者をサポートしつつ、新たな人材育成に取り組む必要がある。
- ・自立支援協議会の活動を通じて連携が広がっており、各関係者間がお互いに支援する体制ができている。同じ課題を抱えた関係者が集まって新しいものに取り組んでいる。
- ・「自転車でいける距離」にあり自分で行くことができる場所に、「居場所」が必要である。
- ・市内のサービス事業所はほぼ飽和状態。居宅介護と、日中活動系のサービスが不足している、と考えている事業所の方の声が多かった。

(2) 当事者団体及び当事者ヒアリングでの主な意見の概要

①活動するうえでの課題について

- ・緊急時（災害時）対応方法
- ・交流機会の減少
- ・役員不足、後継者の問題
- ・会員数の減少、会員の高齢化
- ・交通手段の確保
- ・専門職の力量
- ・活動プログラムの開発
- ・セルフヘルプグループの価値の発信力
- ・精神障がいに対する偏見

②会員の抱える課題について

- ・介助者・介護者の高齢化（4団体）
- ・福祉サービスをはじめとした各種情報の不足（3団体）
- ・介助者・介護者の休息の保障（3団体）
- ・緊急時（災害時、介助者の急病等）に利用できる事業所の不足（3団体）
- ・成人期の余暇の充実、障がい児の放課後や長期休暇の居場所の保障（2団体）
- ・利用したい障がい者（児）のサービスが近隣にない（1団体）
- ・精神障がいに対する偏見（外的、内的）（1団体）

③地域の障がい者やその家族などからの相談について

- ・相談をしたいが、どこに相談したらいいのかわからない（3団体）
- ・障害者（児）福祉サービスの利用の仕方（3団体）
- ・施設やグループホームの入所（2団体）
- ・介護の負担感（2団体）
- ・経済的な相談（2団体）
- ・成年後見制度などの権利擁護（2団体）
- ・障がい者虐待や差別的な対応（2団体）

④本人に合ったはたらく場の整備・充実について

- ・市内に就労継続支援A型事業所の整備
- ・丁寧なアセスメントができる専門職の育成
- ・人材不足に対する分析
- ・障がい特性にあった仕事や活動の創出
- ・障がいに対する支援者の理解
- ・本人の思いを尊重すること
- ・一般就労する人に必ずジョブコーチをつけること
- ・障がいに対する職場の理解



⑤暮らす場、過ごす場の整備・充実について

- ・セーフティーネット住宅（家賃低廉化を含む）に対する予算措置
- ・過ごす場や共生型地域生活拠点の整備
- ・活動が継続できるだけの支援
- ・誰もが立ち寄れるさりげない居場所のマップ作成
- ・グループホームの整備と少人数の生活に慣れるための練習施設の整備
- ・重度の人のためのグループホームの整備
- ・事業者や公共施設のバリアフリー化とエスカレーター設置の促進
- ・障がい者スペースの拡大

⑥自分らしく過ごせるための支援の充実について

- ・各市立小学校・中学校などへの手話・社会的障壁の理解を広げること
- ・障がいを受容し、堂々と生きている方の暮らしの紹介
- ・サービスではない居場所の必要性や価値を行政が発信してほしい
- ・意思決定支援についての取り組みの活性化
- ・地域住民や児童生徒の理解を促進するため学習機会を増やすこと

⑦途切れることのない支援体制の整備・充実について

- ・相談専門員を増やすこと
- ・縦横の庁内連携を確立
- ・関係機関が互いの役割について理解し合い、その理解が関係機関の組織内で浸透すること
- ・当事者の障がい特性と成育歴やパーソナリティを聴き取り、適切な支援につないでいける仕組みづくりの構築
- ・属性にとらわれず世帯まるごとの課題として受け止められる相談窓口を増やすこと

⑧障がいのある人がはたらくにあたって、企業や行政に充実してほしい取り組みについて

- ・企業や団体などが障がい者を積極的に雇用する（4団体）
- ・経営者や職場の同僚などに障がい者に対する理解を促進する（4団体）
- ・職場までの交通手段を充実したり、利用しやすいように改善する（4団体）
- ・障がい者が仕事をするうえでの援助をする人（ジョブコーチ）を充実する（3団体）
- ・就労や仕事に関する情報を提供したり、相談体制を充実する（3団体）
- ・在宅で仕事ができるような仕組みを推進する（2団体）
- ・仕事をするための訓練や講習などを充実する（2団体）

⑨障がい者雇用の促進について

- ・市職員採用の対象者を拡大してほしい
- ・障がいや高齢者といった属性に限定しない雇用促進
- ・ひとりひとりの長所や特技を見極められる丁寧な支援ができる支援者育成とプログラム開発
- ・本人主体について、支援者・関係者が共通理解できるような学習機会の創出
- ・各企業に障がい者雇用の説明をして、はたらき先を増やすこと

⑩その他

- ・福祉避難所へのアイドラゴンの設置
- ・ケーブルテレビに手話通訳をつけること
- ・地域住民との関わりができる場の提供
- ・障がい者が生活していくための手引き
- ・ライフステージごとに施設の紹介や福祉サービスの説明などの紹介



(3) 事業所ヒアリングでの主な意見の概要

①市内で不足しているサービスについて

- ・「生活介護」については、定員が一杯で新規利用者を受け入れられない
- ・預かり型の「放課後等デイサービス」は定員が一杯で、新規利用者を受け入れられない
- ・児童の「短期入所」先がないため、島外の事業所を利用せざるを得ない
- ・「短期入所」のサービス事業所が少ない
- ・ヘルパーの担い手が減少しており、「居宅介護」の運営が難しい
- ・重度障がいの方が通所で利用できる（対応できる）施設が少ない
- ・障がい者の方が移動できるサービスが少ない
- ・「グループホーム」が不足している
- ・相談支援専門員の人数が少ない
- ・卒業後の就労先が不足しており、就労系サービスの選択肢が少ない

②事業所の運営上の課題について

- ・人材の確保・定着（11 事業所）
- ・報酬体系・報酬額の低さ（10 事業所）
- ・人材の育成（9 事業所）
- ・困難事例への対応（9 事業所）
- ・利用希望に対する調整（9 事業所）
- ・医療的ケアの必要な方の受け入れ（5 事業所）
- ・整備費の確保（5 事業所）
- ・受け入れの際の利用者情報の不足（4 事業所）
- ・サービス等利用計画作成までの業務の効率性（3 事業所）
- ・関係機関とのネットワークづくり（2 事業所）
- ・近隣住民との関係（2 事業所）
- ・利用者との関係づくり（1 事業所）
- ・施設を維持管理するための資金確保（1 事業所）
- ・延長支援加算の単位数では追加で必要となる費用に見合っていない（1 事業所）
- ・職員の待遇改善（1 事業所）
- ・就労継続支援B型の利用者確保（1 事業所）
- ・障がいの重度化・高齢化による支援に求められる専門性の向上（1 事業所）



③サービス提供における課題について

- ・障がい特性の理解や特性に合わせた支援方法（12 事業所）
- ・専門職員の確保（9 事業所）
- ・緊急時、夜間の対応（9 事業所）
- ・他機関との連携（8 事業所）

- ・家族・保護者支援（8事業所）
- ・高齢期に差し掛かった利用者の増加（7事業所）
- ・サービスの提供体制の拡充（5事業所）
- ・意欲が高まる目標設定方法（3事業所）
- ・利用者の工賃向上が難しい（1事業所）
- ・施設外就労先の確保など一般企業との連携（1事業所）
- ・施設の狭さ（1事業所）

④サービスの質の向上のために取り組んでいることについて

- ・内部研修の実施（14事業所）
- ・職員の研修計画の策定、実施、外部研修参加（13事業所）
- ・職場内で支援の振り返りや共有を密に行っている（13事業所）
- ・はたらきやすい職場環境を整備している（9事業所）
- ・第三者評価や外部監査等の活用（2事業所）
- ・月1回定例会議の開催（1事業所）
- ・職員会議での内容検討（1事業所）

⑤外部研修等で参加したい研修会のテーマについて

- ・障がい特性の理解（13事業所）
- ・病気・疾患の理解（7事業所）
- ・支援者間の連携（6事業所）
- ・支援者の倫理観（5事業所）
- ・教育・発達（4事業所）
- ・支援者のメンタルヘルス（4事業所）
- ・法律・制度（3事業所）
- ・介護職の接遇（1事業所）
- ・意思決定支援（1事業所）
- ・ペアレントトレーニング（1事業所）



⑥利用者からの苦情・相談の内容について

- ・サービス内容に関するもの（11事業所）
- ・職員の態度に関するもの（8事業所）
- ・利用者間のトラブルに関するもの（7事業所）
- ・介助者・家族からの虐待などに関するもの（3事業所）
- ・利用手続きに関するもの（2事業所）
- ・費用負担に関するもの（2事業所）
- ・不登校・家庭内のもめごとについて（1事業所）
- ・工賃の金額（1事業所）

⑦サービスの質・量の確保に向けた課題等について

- ・家族の意向にひっぱられて利用者の自己決定支援がおざなりになりがち
- ・人員配置や収益の関係で職員研修に十分な時間とお金をかけることができない
- ・報酬単価からいうと常勤職員ではなく非常勤職員を雇用した方が採算が取れるが、賃金や職員の福利厚生等とは相容れないところがある
- ・もっと多くの利用日の希望があるが、必要性の高い利用者から対応し、すべての方のご要望に応じることができていない
- ・早朝・夜間の利用希望があるが、早朝のみの対応となっている
- ・ヘルパーの高齢化
- ・将来を担う若手の職員の確保
- ・専門性を持った支援をするための研修を工夫する必要がある
- ・緊急時等の対応力が低下している
- ・虐待が疑われるケースについての対応を拡充すべき（幅広い支援機関、行政機関との情報共有、連携体制への構築）
- ・各機関・事業所の有機的な連携

⑧相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所との連携について

- ・利用者が抱えている課題の共通認識にずれを感じる（6事業所）
- ・連絡を取り合うのが難しい（5事業所）
- ・どこまで連携したらいいのかわからない（2事業所）
- ・連携ができない（1事業所）
- ・関係機関の連携がしにくいところもある（1事業所）
- ・学校により連携の取りやすさに違いがある（1事業所）
- ・定期的な会議がない（1事業所）
- ・モニタリング時期に事業所へ支援状況を伺う連絡がない相談支援事業所がある（1事業所）
- ・介護保険・高齢者サービスを主に対応している。障害福祉サービスとの違いもあり、対応可能な範囲の認識が難しい（1事業所）

⑨医療や介護との連携について

- ・介護保険に移行すると、現在の利用料が有料・無料に関わらず、現状使っているサービス量を確保すると費用負担額が上がるため、経済的負担が増すことが課題
- ・医療従事者の人材確保ができていない
- ・訪問看護事業所によってサービス内容に差がある
- ・障害福祉サービスから介護保険へのつなぎについて、どのタイミングから介護支援専門員が関わってくれるのか、介護保険ではどのようなサービスがあるのかなど、相談員自身が、介護保険を理解できていない
- ・65歳以上になった場合、今のサービスを受けられるかの不安をよく耳にする
- ・障害福祉サービスのみでは行き届かない身体障がい者（難病）支援に関して、高齢者サービスへの連携が十分ではない

⑩地域やその他の団体・行政との連携における課題について

- ・地域や関係機関が、それぞれ何ができて何ができないのかを共有すること
- ・行政が縦割りではなく横につながっていること
- ・当事者の現状や困り感を適切に把握する力
- ・地域と具体的にどのように連携していくかが課題
- ・共通理解をしたうえでの団体（機関）を超えた連携体制

⑪利用者が抱える課題について

- ・利用者の両親の高齢化。親亡き後の生活の維持（15 事業所）
- ・経済的な問題（10 事業所）
- ・地域生活できる場（グループホームや入所施設）の不足（10 事業所）
- ・地域に通所できる社会資源が少ないため、希望するサービスが受けにくい（9 事業所）
- ・使いたいときにサービスが使えない（9 事業所）
- ・医療的ケアに対応できる事業所が少ない（9 事業所）
- ・介護者が急病となった時などの緊急時の対応の準備ができていない（9 事業所）
- ・地域での居場所や相談できる場が少ない（4 事業所）
- ・市内に就労できる事業所が少ない（2 事業所）
- ・不登校等の支援、子どもを一時預かり出来るところが不足（1 事業所）

⑫虐待防止の取り組みについて

- ・事業所内で職員向けに虐待に関する研修を実施している（15 事業所）
- ・虐待防止委員会を設置している（10 事業所）
- ・施設内で虐待防止ガイドラインを作成し、職員間で共有している（2 事業所）
- ・南あわじ市障害者権利擁護センターの連絡先を掲示などしている（2 事業所）
- ・決まった期間で虐待防止委員が集まり気づいたことを出し合い改善点を確認し合っている（1 事業所）

⑬災害時の対策について

- ・定期的に避難訓練を実施（13 事業所）
- ・緊急連絡網の作成（12 事業所）
- ・避難行動計画や災害発生時対応マニュアルを作成（11 事業所）
- ・事業継続計画（BCP）の策定（8 事業所）
- ・避難経路の確保（8 事業所）
- ・利用者・家族等との安否確認や緊急連絡方法の共有（8 事業所）
- ・備蓄品の整備（7 事業所）
- ・利用者・家族等と避難場所の共有（6 事業所）
- ・ロッカー、棚等の転倒防止措置（3 事業所）
- ・建物の耐震化（1 事業所）
- ・サービス利用時に被災した場合の対応については個別支援計画書に明記（1 事業所）



⑭災害時に障がい者への支援として協力できることについて

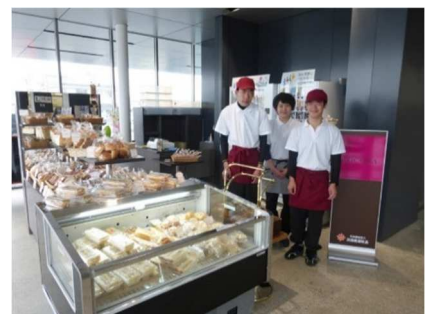
- ・在宅サービス利用者への安否確認（14 事業所）
- ・障がい者の一時的な受け入れ（5 事業所）
- ・避難場所へのヘルパーの派遣（3 事業所）
- ・非常用食料、衛生用品など物資の一時的提供（5 事業所）
- ・利用者への安定したサービス提供（1 事業所）
- ・障がい児の一時預かり（1 事業所）

⑮災害時の対策及び課題について

- ・児童に対しては、個別療育なので全ての児童と避難訓練をすることができない
- ・閉所時に自宅に利用者の連絡先が分かる資料を置いていない（個人情報保護）ので、緊急時に連絡が取れない
- ・震災等により津波・水害等により施設が川や海に近いこともあり、浸かる可能性がある
- ・年に3回避難訓練は行っているものの、急な時に低い場所から高い場所への移動ができるのか、車等での移動が可能かなど、課題はある
- ・利用者が在宅の時間帯で起こった災害に対して、施設としてどこまで対応すべきかが分からない
- ・避難所が初めての場所だと落ち着かない児童やトイレ等慣れていないと使えない場合もある
- ・被災状況に応じた職員数の確保
- ・利用者や利用者家族との連絡体制の確立
- ・停電や断水時の事業継続に課題がある
- ・車いす等を準備し、移動しやすい環境づくりが必要
- ・緊急時など、職員との体制確認が必要

⑯障がいのある人が地域で生活するうえで必要な条件について

- ・地域住民の理解（15 事業所）
- ・介助者の確保（14 事業所）
- ・グループホーム等住まいの整備（12 事業所）
- ・在宅で可能な医療体制（11 事業所）
- ・相談相手や相談機関の充実（9 事業所）
- ・外出しやすい生活環境（8 事業所）
- ・生活費の確保（7 事業所）
- ・近くに通える施設や作業所の確保（6 事業所）
- ・生活費の管理（6 事業所）
- ・住宅の賃貸契約に伴う保証等の支援（6 事業所）
- ・外泊訓練・体験場所の確保（4 事業所）
- ・住宅のバリアフリー化（3 事業所）
- ・気軽に立ち寄れる居場所、地域の一員として負担のない役割（1 事業所）
- ・ご近所での見守りや無償のボランティア（1 事業所）



⑰障がいのある人とその家族が地域生活を送るにあたっての課題について

- ・適度な距離を保った継続した支援
- ・個人情報やプライバシーの保護
- ・当事者とのレスパイトになるサービスの充実が必要
- ・周りの理解や協力、身近な所での支援が受けられる環境
- ・サービス等の支援者だけでなく、周りの見守りの目やちょっとした支え合いが必要
- ・支援ニーズが複雑なケースほど、基幹相談支援センターに求められる期待は大きい
- ・障がいのある人や家族にとって、何でも悩みを話せる場はいくらあってもいい
- ・保護者が将来を見据えて、親亡き後の生活の見通しをたてられない
- ・近隣住民、地域住民との円滑な関係性の構築
- ・障害福祉サービス事業者が少ない
- ・経済的保障
- ・安否確認等を行ってくれるサービスが必要
- ・普段からヘルパー等が家に入って大丈夫という（利用者）安心感が必要
- ・家族（支援者）の高齢化があり、支援者不足等

⑱利用者が地域生活へ移行するために実際に行っている取り組みについて

- ・地域での関係を密にするため、地域の学校のお子様が集まる場で一緒に遊んだり、地域の探検など出ていくようにしている
- ・地域で会った人に積極的に挨拶をしていく
- ・家庭訪問をし、利用者の生活全般について見れる視点を持って支援を行っている
- ・食事が必要な方への配食サービス
- ・地域貢献で地域の清掃を行っています（年4回）

⑲障がいのある人がはたらくにあたって、企業や行政に充実してほしい取り組みについて

- ・職場までの交通手段を充実したり、利用しやすいように改善する（15 事業所）
- ・障がい者が仕事をするうえでの援助をする人（ジョブコーチ）を充実する（12 事業所）
- ・経営者や職場の同僚などに障がい者に対する理解を促進する（11 事業所）
- ・企業や団体などが障がい者を積極的に雇用する（7 事業所）
- ・在宅で仕事ができるような仕組みを推進する（7 事業所）
- ・仕事をするための訓練や講習などを充実する（7 事業所）
- ・就労や仕事に関する情報を提供したり、相談体制を充実する（7 事業所）
- ・通勤手段の確保（1 事業所）
- ・作業工程の分解や気持ちが切り替えられる場所の確保などの労働環境の整備（1 事業所）
- ・障がい者と老人と一緒に仕事をする等、ペアを組むことでできる仕事を多くしていく（1 事業所）

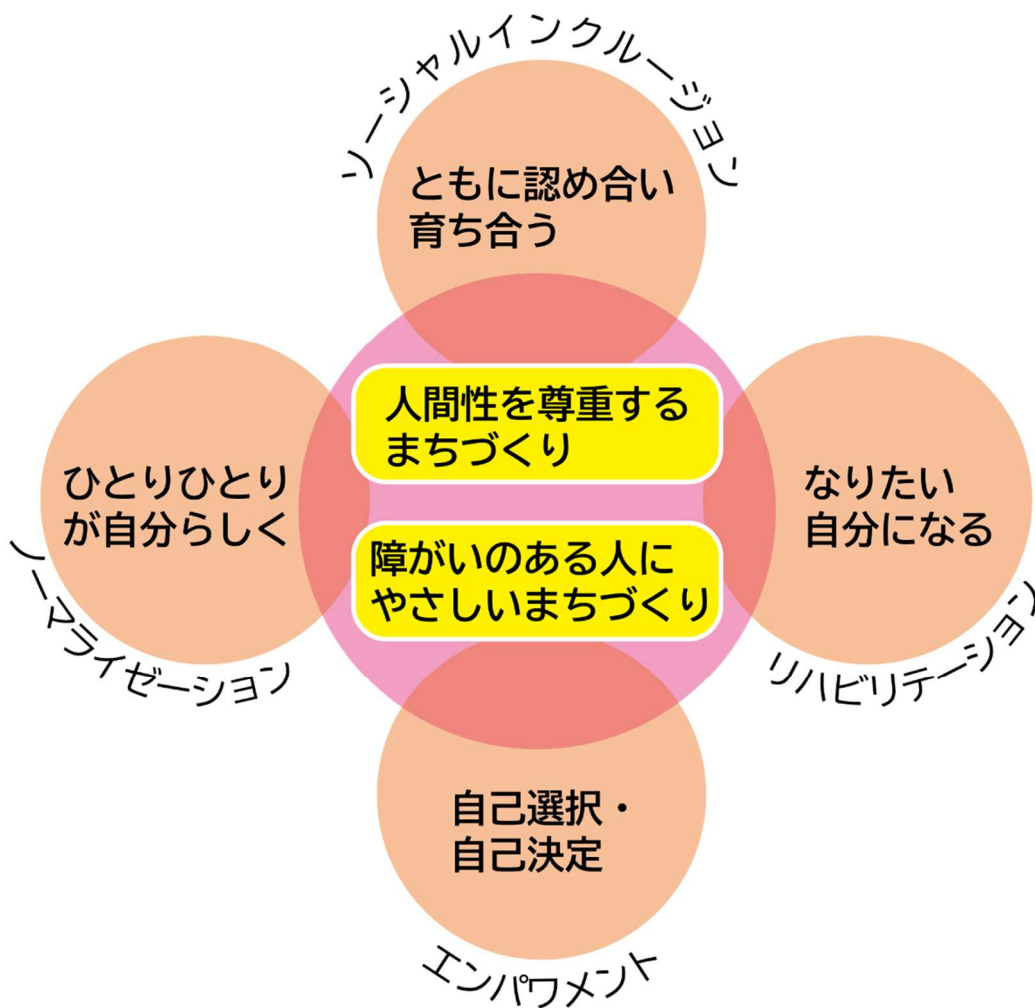
⑳障がい者雇用の促進について

- ・ 地域住民と障がい者が補い合いながらはたらくことができる仕組みづくり
- ・ 市役所での積極的な雇用
- ・ 障がいの種類により対応や出来る仕事を理解する取り組みにより、スムーズな雇用が出来るようにしていく
- ・ 職場と支援機関の連携により職場への適応を進めていく
- ・ 交通手段の充実
- ・ 地域の身近な商店等でも積極的に受け入れてもらえるような啓発や、受け入れた事業所を広報できる仕組みづくり
- ・ 就労をあきらめている人のエンパワメント
- ・ 障がい者雇用の推進を軸に、引きこもり、生活困窮者、ひとり親家庭など、これまでカバーできていなかった就労支援ニーズにもアプローチしていける方法を、検討していけるといいのではないか
- ・ 障害者理解促進研修の公開講座などに取り組む
- ・ 一般企業等に対して障がいへの理解を促進する
- ・ 雇用主となる企業と医療・障害福祉関係者が定期的に意見交換できる場をつくる



1. 基本理念

「ソーシャルインクルージョン」「エンパワメント」「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」の4つを基本理念として定めます。



2. 施策の方向性

基本理念の実現をめざすために、施策の方向性を定めます。

共助・共生社会の実現

障がいやさまざまなハンディを持つ人と共に支え合いながら、ひとりひとりの人権を擁護し、よりよい環境を育む共助・共生社会の実現をめざし、地域で暮らしたいと望む人すべてが暮らし続けていくことができるような地域づくりを推進します。

○当事者参加による施策の推進

共に生きることや自己決定を支えるという観点でみると、各種の施策の決定や実施に当事者自身が参加することが重要となってきます。

また、真に当事者のニーズに合った施策を効果的かつ効率的に行っていくためには、当事者の自立生活に対する意識や能力を高めていくことが不可欠です。

今後も引き続いて当事者がさまざまな場面で参加することができるような機会を増やし、当事者本人が障がいを持つ人を支援し、共に支え合う社会づくりをめざします。

○障がいのある人の人権尊重と自立や社会参加の促進

誰もが同じように生活できる社会をつくっていくというノーマライゼーションの理念は、福祉のまちづくり全般にわたる基本的な考え方として位置づけられます。

ひとりひとりの人権尊重を基本として、すべての人が共に生きる社会の実現をめざします。

このため、物理的なバリアフリーの推進とともに、「意識のバリアフリー」「情報・コミュニケーションのバリアフリー」を推進し、ノーマライゼーションの理念の実現を図ります。

○真に自立することをめざした施策の展開

ノーマライゼーションの理念に基づく自立は、自己決定を尊重し、支援を受けながら自立するという考え方に基づくものです。本人が自ら選択することを基本として、障がいや生活の状況に応じた適切な援助を行っていくことが求められます。

このため、本人が地域で役割と責任を持ちながら、自ら望む生活を選択し決定することができる社会の実現をめざし、それぞれの障がいの状態やニーズに応じた支援を行うことができる体制をつくります。

○市民参加による施策の推進

障がいのある人の生活の充実のためには、フォーマルな公的サービスを充実するだけでは十分ではありません。

公的なサービスだけでなく、社会福祉協議会や福祉団体、ボランティア、NPO等が実施しているさまざまなサービスを促進し、地域全体で自立を支えるための事業を育成する必要があります。地域住民の自主的な福祉活動を積極的に支援し、住み慣れた地域で共に生きる社会の実現をめざします。

○総合的・継続的な施策の推進

障がいのある人に関する施策はライフステージ全般の幅広い分野に広がり、多くの法律や制度に基づいて実施されています。こうした制度などの違いが、生涯を通じた支援を難しくしているという面もみられます。

利用者本位の支援を行うため、保健・医療・福祉・教育・就労・住宅など、各分野の専門的機関等が相互に連携を図りながら、総合的な支援の展開を図るとともに、各ライフステージを通じた継続性のある施策を実施していきます。

3. 基本目標

施策の方向性を踏まえ、具体的な施策を展開するために、5つの基本目標を定めます。

(1) 共に認め合い、育ち合うまちづくり

地域には様々な人が暮らしています。誰もが地域の一員です。地域で暮らす人が「互いに認め合い」「共に育つ」ことにより、そのつながりの中で自然に気づき合い、気軽に安心して相談し合えるまちづくりを行います。

あいさつから始まる出会いの中で、自分のことを知ってもらい、相手のことを理解し合う関係を作るとともに、お互いの違いを認めあい、差別を生まないような地域づくり人づくりを行います。

また、「その人らしさ」が地域の中で理解されるよう、障がいのある人への理解を深めるための啓発事業を推進していきます。

(2) 本人に合ったはたらく場の整備・充実

いろんな「はたらかたい」気持ちを応援し、就労を通じて社会とつながるきっかけづくりを行います。

やりがいをもってはたらくことができるよう、生活支援・余暇支援を含めて、地域の中で就労を支える関係づくりを行います。

本人が少しずつステップアップしていけるような流れをチームで支援することにより、安心安定した就労を保障し、地域に元気を発信していけるようなまちづくりをめざします。

(3) 暮らす場、過ごす場となるための地域づくり

障がいのある人が地域で生き生きと生活するためには、本人だけでなく、その家族を含めた暮らしやすさを支援するとともに、将来を見据え、「互いの夢」を実現していけることが必要不可欠です。「本人」だけでなく「家族」の暮らしの変化や、高齢化の中でも「地域」で暮らし続けるためには、グループホームなどの安心して「暮らす場」の整備や、自分らしく「過ごす場」としての日中活動の場の整備も必要です。

行政・事業者・地域が連携し、多様化するニーズに応えることのできる、「暮らす場」「過ごす場」の確保に努めるとともに、それを支える支援体制を整備します。

(4) 自分らしく過ごせるための支援の充実

地域の中で障がいのある人が、「自分らしく暮らす」ことを応援できるよう、地域の支援を充実させていきます。関わる人誰もが本人の思いを共有し、本人が自ら選び暮らしていく姿をめざしていけるよう「意思決定支援」や「合理的配慮」の理解を図り、支援を充実させていきます。

(5) 途切れることのない支援体制の整備・充実

ライフステージごとに支援が円滑に引き継がれる「タテ」の連携と、保健・医療・福祉・教育・就労支援等の関係機関が手をつなぎ合う「ヨコ」の連携をすすめるとともに、「途切れることのない」支援体制の充実を図っていきます。

多様な要因が関係しているものや、高度で専門的な支援を必要とする課題に関係機関と連携して取り組んでいくため、互いの専門性の相乗効果を図りながら、相談の質の向上をめざします。

本人を取り巻く家族を含めた、総合的な視点をもって取り組んでいきます。

4. 重点目標

本計画期間中、特に優先的に取り組む方向として、重点目標を定めます。

南あわじ市は、 「なりたい自分になれる」まちをめざします

誰もが、「こんな生活がしたい」「ここへ行きたい」「こんな楽しみを持ちたい」というそれぞれの夢を持っています。どんな障がいがあっても、その夢はかなえられるべきものです。

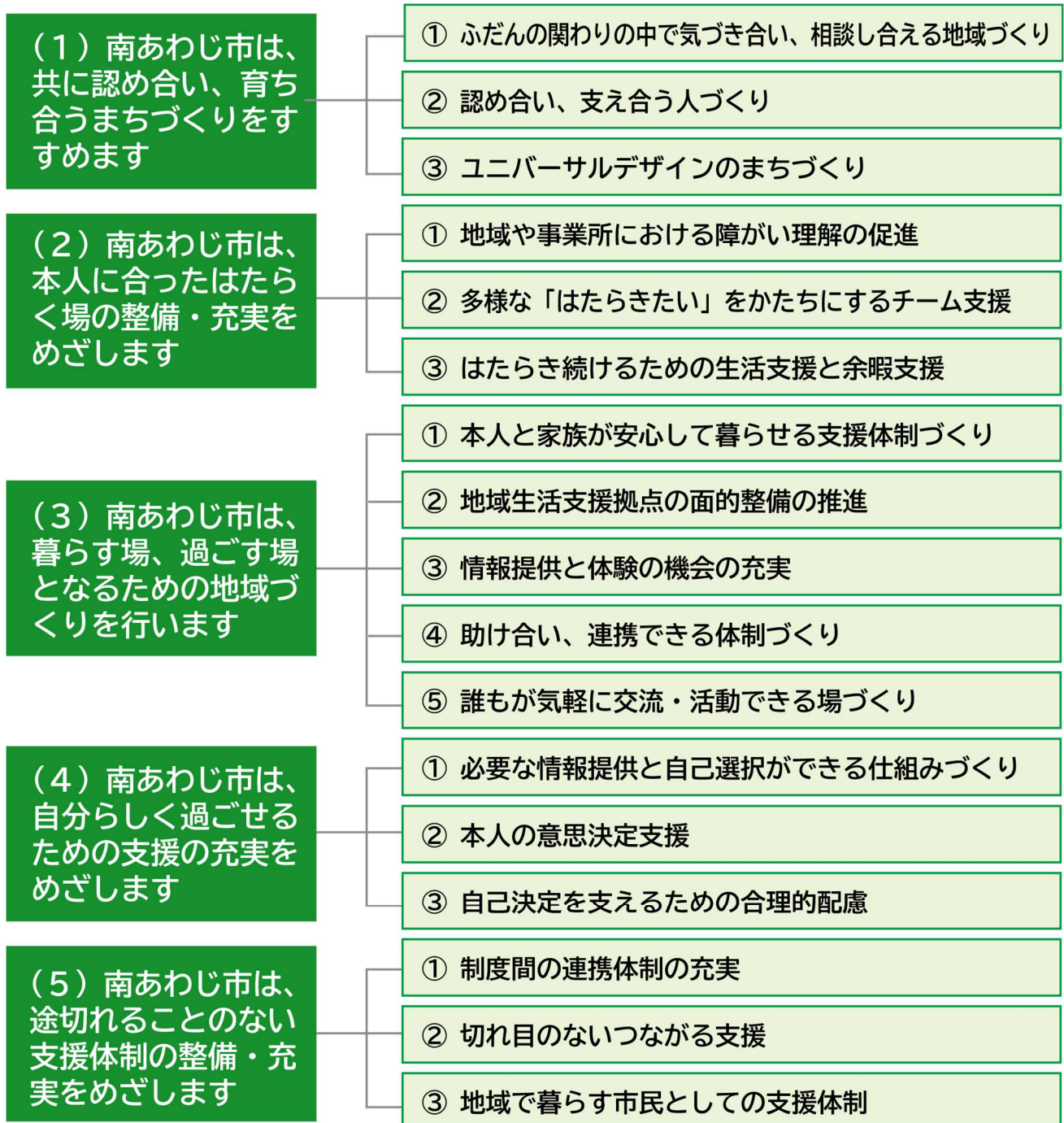
その夢に向かって「がんばりたい」と思う気持ちを持っている人たちを応援することができるよう、本人と支援者及び協力する事業所を応援していきます。

障がいのある人が「こんな自分になりたい」という希望を持ち、なりたい自分になるための育ちや変化を保障できる仕組みは、南あわじ市全体を元気にしてくれる土壌となります。

本市では、障がいのある人が「なりたい自分になれる」まちをめざして、就労支援に重点的に取り組んでいきます。「南あわじ市はたらく応援隊」は、福祉サービス利用にとらわれることなく、本人がやりたいことや得意なこと、苦手なことを伝えることができ、それを応援できる支援を行っていきます。

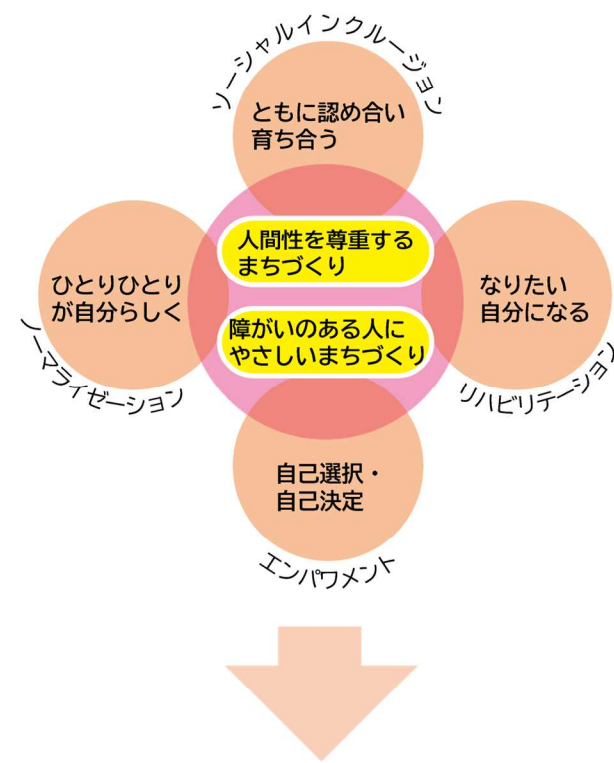


5. 施策の体系



南あわじ市障害者計画の概要

基本理念



施策の方向性

共助・共生社会の実現

- 当事者参加による施策の推進
- 障がいのある人の人権尊重と自立や社会参加の促進
- 真に自立することをめざした施策の展開
- 市民参加による施策の推進
- 総合的・継続的な施策の推進

障がいを取り巻く問題点・課題

生活支援

- 今の暮らしの充実と本人の将来へ向けてのイメージ化
- 家族の自分らしい暮らしの保障
- 地域の中での相談場所
- インフォーマルな社会資源の活用
- 重度障害者・医療的ケアが必要な方への支援体制の整備
- 自分で選択できる暮らし
- 本人の意思決定支援を支える相談
- 当事者による相談支援

まちづくり

- 居場所の確保
- 心のバリアフリー化
- 使いやすい交通手段
- 命を守るつながりづくり
- 安心安全な暮らし

保健・医療

- 気づきの段階からのつながる相談支援体制
- 乳幼児期からのかかりつけ医の整備
- 成人期を見据えた専門病院との連携体制
- 医療・保健・教育・保育・福祉のチーム支援

療育・保育・教育

- ひとりひとりに合わせた発達支援
- ライフステージごとのわかりやすい情報提供
- 合理的配慮の充実（共に育つための環境整備）
- 切れ目のないつながる支援
- 児童発達支援センターの機能整備

雇用・就業

- はたらくための機会をつくる相談
- サポートする人とともに地域に踏み出す
- はたらき続けるためのネットワーク
- 見せる、見える、当事者のはたらく姿

情報・コミュニケーション

- 誰が見てもわかりやすい情報提供
- 情報アクセシビリティの向上

社会参加

- 文化・スポーツ・レクリエーション活動の支援
- 地域活動への参加と地域住民とのつながり
- 当事者団体活動の活性化支援

権利擁護

- 地域における障がい理解
- 早期からの市民向けの障がい理解促進
- 共に生きるまちへの共通理解

基本目標

共に認め合い、育ち合うまちづくり

地域には様々な人が暮らしています。誰もが地域の一員です。地域で暮らす人が「互いに認め合い」「共に育つ」ことにより、そのつながりの中で自然に気づき合い、気軽に安心して相談し合えるまちづくりを行います。

あいさつから始まる出会いの中で、自分のことを知ってもらい、相手のことを理解しあう関係を作るとともに、お互いの違いを認めあい、差別を生まないような地域づくり人づくりを行います。

また、「その人らしさ」が地域の中で理解されるよう、障がいのある人への理解を深めるための啓発事業を推進していきます。

本人に合ったはたらく場の整備・充実

いろんな「はたらきたい」気持ちを応援し、就労を通じて社会とつながるきっかけづくりを行います。

やりがいをもってはたらくことができるよう、生活支援・余暇支援を含めて、地域の中で就労を支える関係づくりを行います。

本人が少しずつステップアップしていけるような流れをチームで支援することにより、安心安定した就労を保障し、地域に元気を発信していけるようなまちづくりをめざします。

暮らす場、過ごす場となるための地域づくり

障がいのある人が地域で生き生きと生活するためには、本人だけでなく、その家族を含めた暮らしやすさを支援するとともに、将来を見据え、「互いの夢」を実現していけることが必要不可欠です。「本人」だけではなく「家族」の暮らしの変化や、高齢化の中でも「地域」で暮らし続けるためには、グループホームなどの安心して「暮らす場」の整備や、自分らしく「過ごす場」としての日中活動の場の整備も必要です。

行政・事業者・地域が連携し、多様化するニーズにこたえることのできる、「暮らす場」「過ごす場」の確保に努めるとともに、それを支える支援体制を整備します。

自分らしく過ごせるための支援の充実

地域の中で障がいのある人が、「自分らしく暮らす」ことを応援できるよう、地域の支援を充実させていきます。関わる人誰もが本人の思いを共有し、本人が自ら選び暮らしていく姿を目指していけるよう「意思決定支援」や「合理的配慮」の理解を図り、支援を充実させていきます。

途切れることのない支援体制の整備・充実

ライフステージごとに支援が円滑に引き継がれる「タテ」の連携と、保健・医療・福祉・教育・就労支援等の関係機関が手をつなぎあう「ヨコ」の連携をすすめるとともに、「途切れることのない」支援体制の充実を図っていきます。

多様な要因が関係しているものや、高度で専門的な支援を必要とする課題に関係機関と連携して取り組んでいくため、互いの専門性の相乗効果を図りながら、相談の質の向上をめざします。

本人を取り巻く家族を含めた、総合的な視点をもって取り組んでいきます。

施策の体系

南あわじ市は、共に認め合い、育ち合うまちづくりをすすめます

- (1) ふだんの関わりの中で気づき合い、相談し合える地域づくり
- (2) 認め合い、支え合う人づくり
- (3) ユニバーサルデザインのまちづくり

- 地域の中での相談場所
- インフォーマルな社会資源の活用
- 地域活動への参加と地域住民とのつながり
- 地域における障がい理解
- 早期からの市民向けの障がい理解促進
- 共に生きるまちへの共通理解
- 心のバリアフリー化

南あわじ市は、本人に合ったはたらく場の整備・充実をめざします

- (1) 地域や事業所における障がい理解の促進
- (2) 多様な「はたらきたい」をかたちにするチーム支援
- (3) はたらき続けるための生活支援と余暇支援

- はたらくための機会をつくる相談
- サポートする人とともに地域に踏み出す
- はたらき続けるためのネットワーク
- 見せる、見える、当事者のはたらく姿

南あわじ市は、暮らす場、過ごす場となるための地域づくりを行います

- (1) 本人と家族が安心して暮らせる支援体制づくり
- (2) 地域生活支援拠点の面的整備の推進
- (3) 情報提供と体験の機会の充実
- (4) 助け合い、連携できる体制づくり
- (5) 誰もが気軽に交流できる・活動できる場づくり

- 今の暮らしの充実と本人の将来へ向けてのイメージ化
- 家族の自分らしい暮らしの保障
- 重度障害者・医療的ケアが必要な方への支援体制の整備
- 乳幼児期からのかかりつけ医の整備
- 成人期を見据えた専門病院との連携体制
- 居場所の確保
- 使いやすい交通手段
- 命を守るつながりづくり
- 安心安全な暮らし
- 文化・スポーツ・レクリエーション活動の支援

南あわじ市は、自分らしく過ごせるための支援の充実をめざします

- (1) 必要な情報提供と自己選択ができる仕組みづくり
- (2) 本人の意思決定支援
- (3) 自己決定を支えるための合理的配慮

- 誰が見てもわかりやすい情報提供（情報アクセシビリティの向上）
- ライフステージごとのわかりやすい情報提供
- 自分で選択できる暮らし
- 本人の意思決定支援を支える相談
- ひとりひとりに合わせた発達支援
- 合理的配慮の充実（共に育つための環境整備）
- 当事者による相談支援
- 当事者団体活動の活性化支援

南あわじ市は、途切れることのない支援体制の整備・充実をめざします

- (1) 制度間の連携体制の充実
- (2) 切れ目のないつながる支援
- (3) 地域で暮らす市民としての支援体制

- 気づきの段階からのつながる相談支援体制
- 医療・保健・教育・保育・福祉のチーム支援
- 切れ目のないつながる支援
- 児童発達支援センターの機能整備

ライフステージごとの障害福祉サービス

乳幼児期から高齢期まで、必要な支援を切れ目なく提供できるように、本市において受けられる福祉サービスを一覧できるようチャートにまとめました。

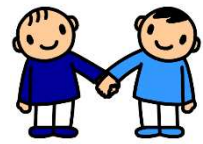
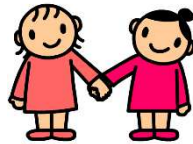
	乳幼児期 0歳 出生	児童・生徒期 6歳 義務教育	青年・壮年期 18歳 就職・福祉的就労	高齢期 65歳 生きがい
生活支援	成年後見制度・福祉サービス利用援助事業			
	虐待防止			
	特別児童扶養手当・障害児福祉手当		障害年金・特別障害者手当	
	ホームヘルプサービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護）			
	ガイドヘルプサービス（同行援護・移動支援）			
	日常生活用具・補助具の交付			
	ショートステイサービス			
	日中一時支援事業			
	地域活動支援センター			
	施設入所支援			
	グループホーム			
	デイサービス（生活介護）			
自立訓練（機能訓練・生活訓練）・セラピスト（理学・作業・言語聴覚士）				
教育・療育	障害児保育（保育士）		特別支援教育（教諭）	
	保育所等訪問支援			
	児童発達支援		放課後等デイサービス	
	居宅訪問型児童発達支援			
	セラピスト・保育士			
	地域療育等支援事業			
雇用・就業	一般就労			
	就労選択支援			
	就労継続支援			
	就労移行支援			
	就労定着支援			
	就業・生活支援センター			
	ハローワーク			
はたらく応援隊				
保健・医療	健診（保健師）		健康相談（保健師）	
	医療機関（かかりつけ医・専門医・セラピスト）			
	デイケア			
	訪問看護			
	福祉医療			
	自立支援医療（精神通院）		自立支援医療（更生医療）	
自立支援医療（育成医療）		自立支援医療（更生医療）		
相談支援	相談支援事業（相談支援専門員）・担当課			
	障害児相談支援事業（児童通所サービス利用計画作成）			
	指定特定相談支援事業（サービス利用計画作成）			
	地域移行支援・地域定着支援			
	児童発達支援センター			
	基幹相談支援センター・地域生活支援拠点			
	こども家庭センター・児童相談所		更生相談所（身体・知的）・精神保健福祉センター	
健康福祉事業所				

6. 施策の展開

(1) 南あわじ市は、共に認め合い、育ち合うまちづくりをすすめます

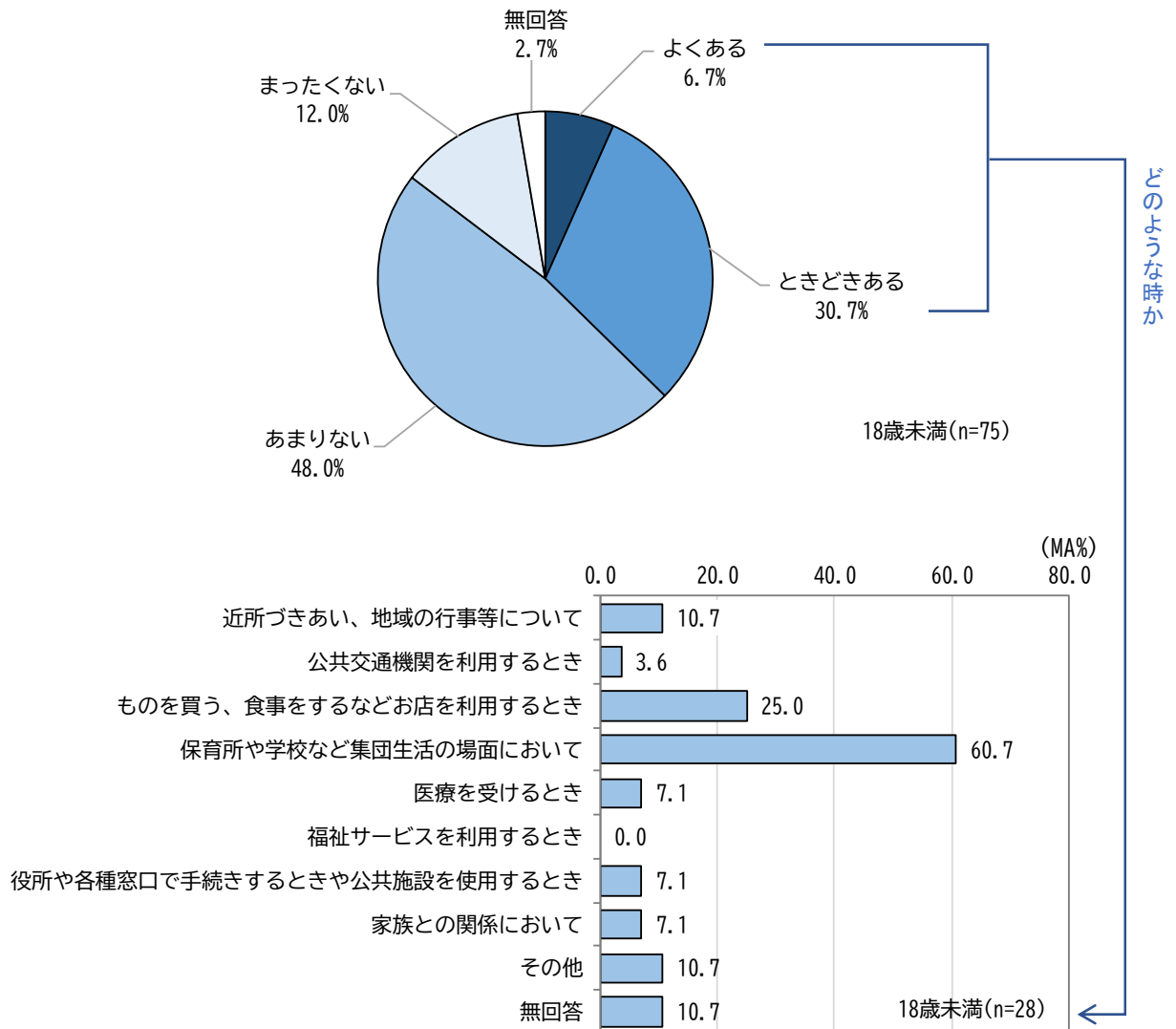


現状と課題

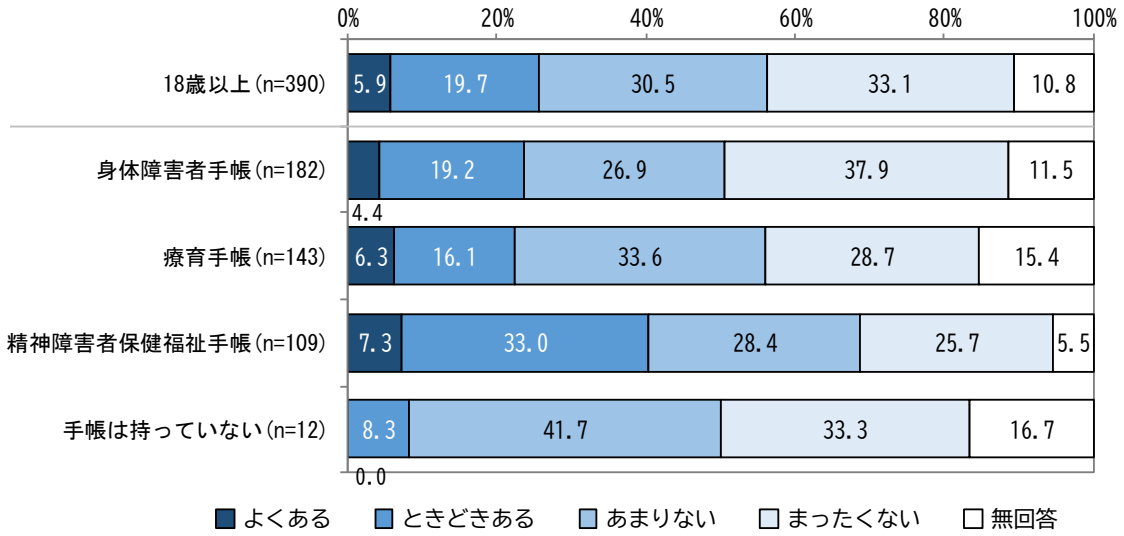


○差別を受けたり嫌な思いをしたことがある人の割合（「よくある」と「ときどきある」の合計）は、18歳未満が37.4%で「保育所や学校など集団生活の場面において」「ものを買う、食事をするなどお店を利用するとき」などで多く、18歳以上が25.6%で「近所づきあい、地域の行事等について」「ものを買う、食事をするなどお店を利用するとき」などで多くなっています。

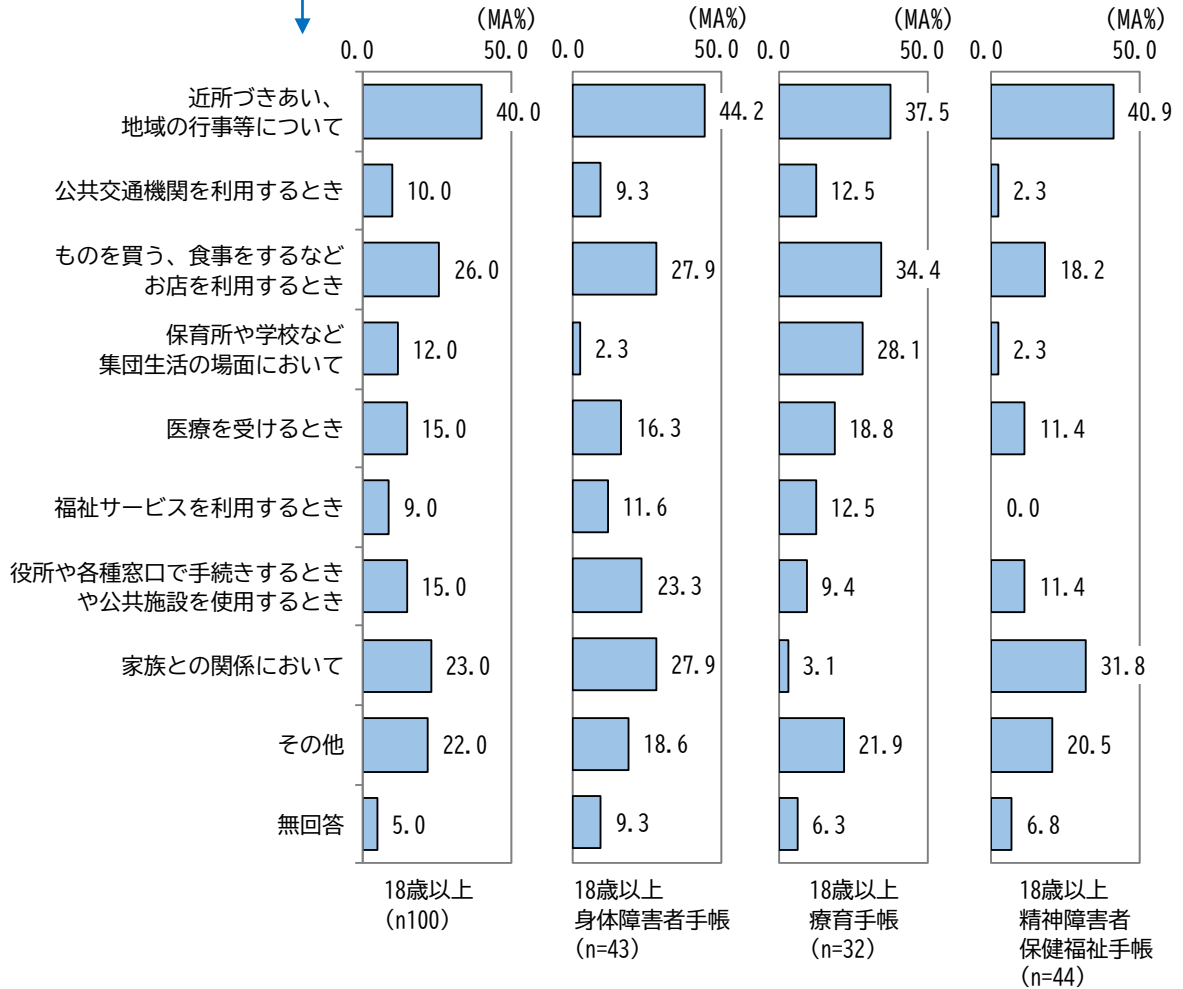
差別を受けたり嫌な思いをしたこと（18歳未満）



差別を受けたり嫌な思いをしたこと (18歳以上)



どのような時か

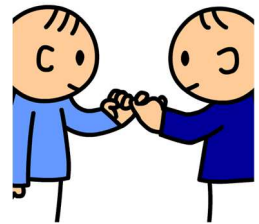


○アンケートの自由記述として、障がいをもっている方に対する態度や対応については、「知らないから」が圧倒的な理由だと思う。「身近にいないし、交流する機会がないのでは何も改善されない。」などの意見がありました。

○ヒアリングの内容として、「病気を知られることにより、精神疾患があるという色眼鏡越しに見られているのではないかという心配がつきまとう。」「職場や地域で障害者に対して配慮されているように見えているものでも、実際にはその根底に偏見がある。配慮が差別につながり、つらい思いをすることがある。合理的配慮とはどのようなものなのか再確認する必要がある。」などの意見がありました。

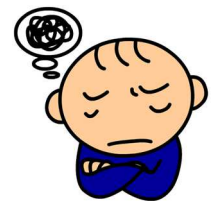
○障がいのある人もない人も一緒に暮らしやすいまちにすること、理解し支え合う関係づくりが必要です。そのためには、「知らない」ことを「知る」「理解する」ことに変えていく必要があります。例えば、子どもだけでなく親子と一緒に学ぶことができる機会をもつことなど、地域における障がい理解を、早期から行っていく必要があります。

○すべてをサービスで提供していくには限界があるため、インフォーマルなサービスや取り組みが必要です。そのためには、お互いが理解し合い、支え合う関係づくりが重要となってきます。



問題点・課題点

- ・地域の中での相談場所
- ・インフォーマルな社会資源の活用
- ・地域活動への参加と地域住民とのつながり
- ・地域における障がい理解
- ・早期からの市民向けの障がい理解促進
- ・共に生きるまちへの共通理解
- ・心のバリアフリー化



具体的な取組

①ふだんの関わりの中で気づき合い、相談し合える地域づくり

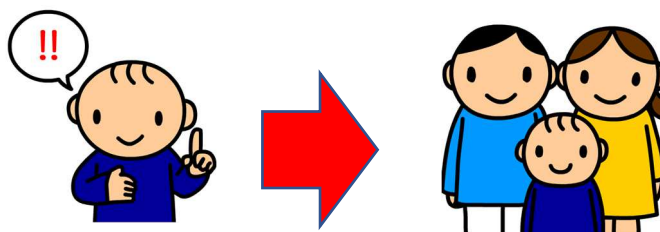
○障がいのある人や家族が地域の中で相談できる環境をつくり、お互いの困りごとに気づき合える関係づくりをめざします。

○フォーマルなサービスだけでなく、インフォーマルなサービスもサポートマップやホームページを利用して見える工夫をします。わかりやすい情報提供を行うことにより支援し合うきっかけづくりをすすめます。

○避難訓練や地域のイベントへの参加するための情報提供を行い、地域住民とのつながりをつくる支援をします。

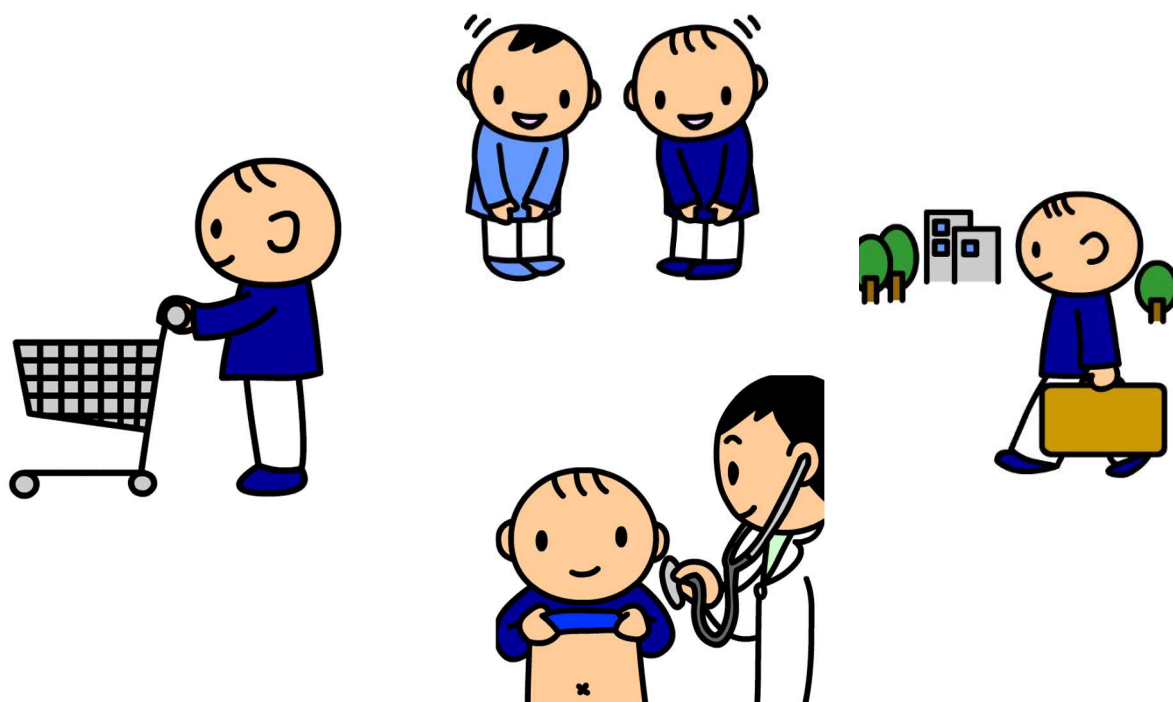
②認め合い、支え合う人づくり

- 「知らない」ことを「知る」「理解する」に変えていきます。「知らない」こと理由に拒否されることをなくし、「知る」ことで何が一緒にできるのかを考えていける人を増やします。
- 地域で共に育つことをとおして、認め合い支え合う場をつくっていきます。
- 「親子で参加する福祉教育」等、子どもだけでなく、大人も一緒に学ぶことができる機会をつくります。「社会」を、保育所から学校、さらに大人の職場まで広くとらえ、親子で学ぶ機会から広く障がい理解をすすめていきます。
- 誰もが住みやすく、誰もが支え合うことができるまちは、自分にとっても住みやすいまちになるということを認識できるよう、幼少期から始まる人づくりをすすめていきます。



③ユニバーサルデザインのまちづくり

- 誰もが共に暮らしやすいまちをめざし、幼少期からお互いの生活に触れ、共に育ち、共に考える視点を身につける機会を持つことにより、社会のいろいろな場面で合理的配慮が提供されるまちづくりをめざします。
- ホームページやケーブルテレビを活用することにより、生活の見える化をすすめます。
- 買い物や病院など普段の生活の場に出かけることができ、地域の人たちと出会うことができる、安心して生活していくことができるまちづくりをめざします。



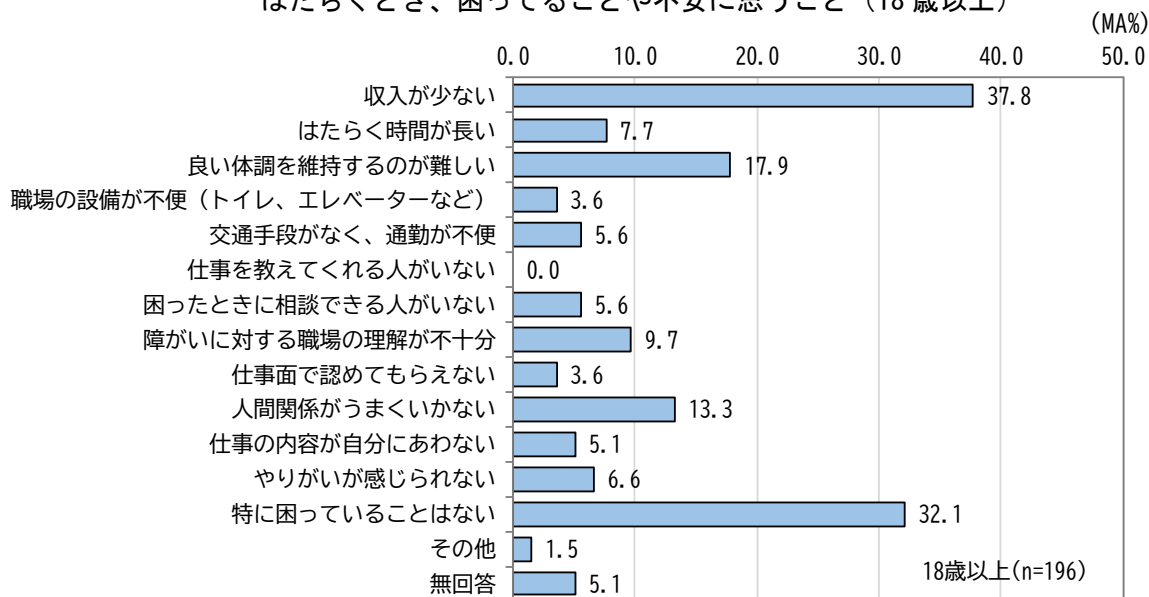
(2) 南あわじ市は、本人に合ったはたらく場の整備・充実をめざします



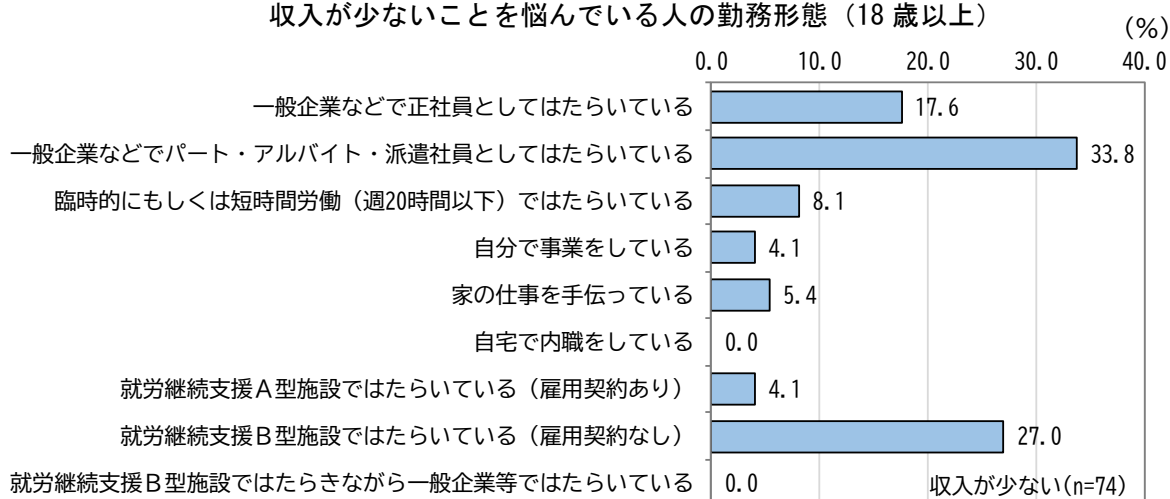
現状と課題

○はたらくときに困ることや不安に思うことについて、「収入が少ない」が37.8%で最も多くなっており、収入が少ないことを悩んでいる人は「一般就労でパート・アルバイト・派遣社員としてはたらいっている」が最も多く33.8%、「就労継続支援B型施設ではたらいっている（雇用契約なし）」が27.0%となっています。また、職場や一緒にはたらく人に希望することについては、「同僚が障がいへの理解を深めること」が31.3%で最も多く、「経営者が障がいへの理解を深めること」が30.8%となっており、理解啓発を求める声が多くなっています。

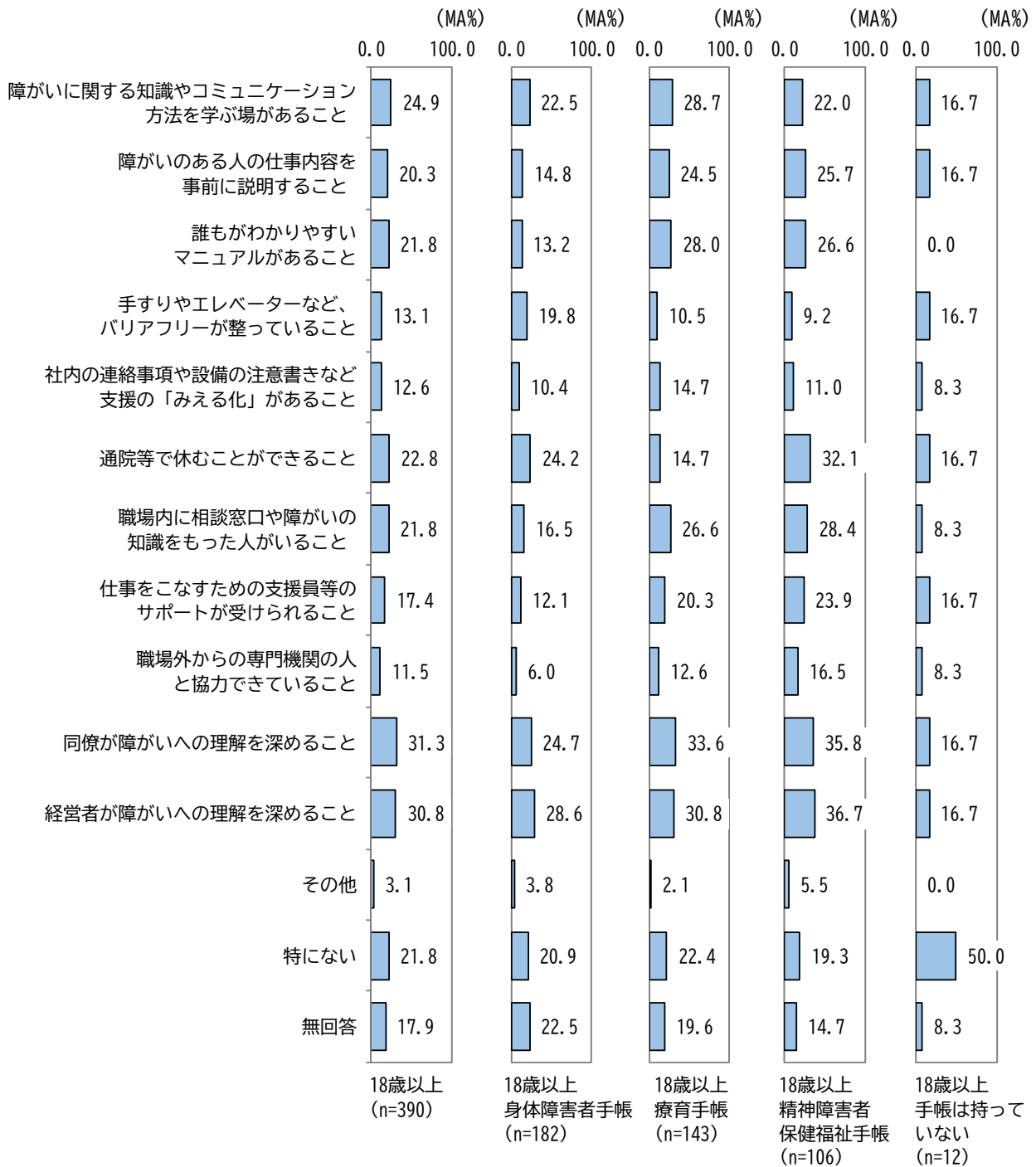
はたらくとき、困ってることや不安に思うこと（18歳以上）



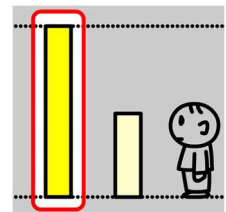
収入が少ないことを悩んでいる人の勤務形態（18歳以上）



はたらくにあたって職場や一緒にはたらく人に希望すること（18歳以上）



○令和2年に実施した「はたらく応援隊」の取り組みでの事業所アンケート結果によると、事業所にとって障がい者雇用の壁になっていることについて、「仕事内容が適さない」「人手が足りている」「施設、設備が整っていない」という意見が多くなっており、仕事の切り出しを行うという取り組みが必要であることや、支援体制の整備が必要とされていることがわかります。



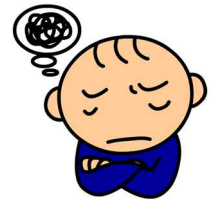
○「障がいのある人が何ができるかわからない」「人件費や設備、費用がかかるから無理」という「知らない」「わからない」という情報が「できない」につながっているのではないかと考えられます。障がい者の雇用をすすめるためには、そもそも雇用の考え方を変える必要があります。その人その人に合わせた、柔軟なはたらき方、多様なはたらき方、工夫されたはたらき方が必要であり、うまくマッチングすることが求められています。



○就労に向けての準備となる基本的な生活習慣は、急に身に着くものではありません。子どもの時から積み上げていくソーシャルスキルが大切です。長いスパンでのさまざまな支援をすすめるとともに、本人のしんどさを受け止める居場所やフォロー体制が求められています。

問題点・課題点

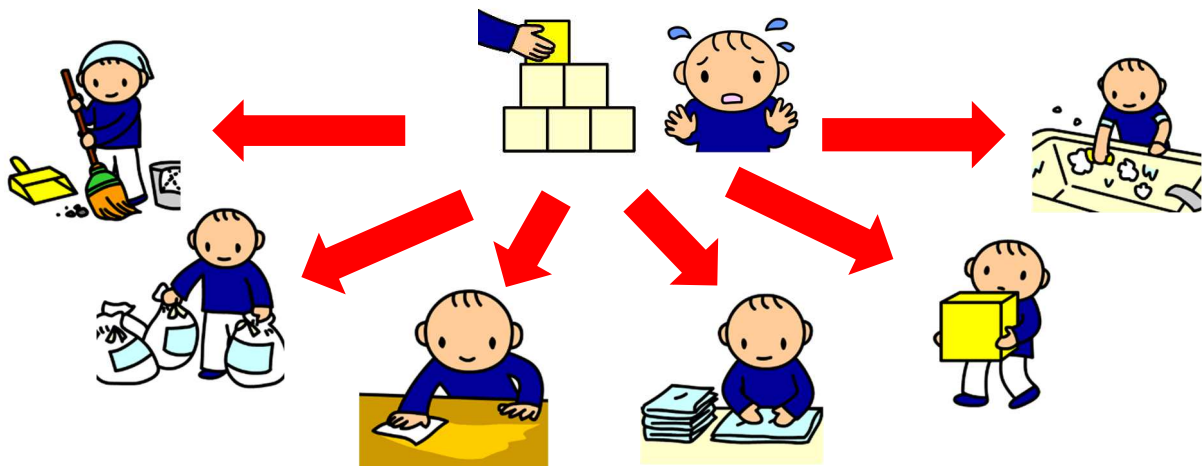
- ・はたらくための機会をつくる相談
- ・サポートする人とともに地域に踏み出す
- ・はたらき続けるためのネットワーク
- ・見せる、見える、当事者のはたらく姿



具体的な取組

①地域や事業所における障がい理解の促進

- 「知って、興味を持って、出会い、関わってもらおう」を目標に周知を行います。
- 「知らない」が「できない」にならないよう、はたらく障がい者の姿や障がいのある人を雇用している事業所の取り組みを、広報等を通じて見せることにより、障がい者雇用の理解促進をすすめます。
- 仕事の枠に人を合わせるのではなく、人に合わせて仕事の仕組みをつくるという意識転換をすすめていきます。



○就労に向けた社会とつながるきっかけづくりに清掃活動などの地域の活動を取り入れ、地域の一人としての役割を持ち、地域で就労準備を支援する仕組みをつくりま

②多様な「はたらきたい」をかたちにするチーム支援

○行政、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、商工会、福祉・医療関係者等で構成する「はたらく応援隊」で連携し、総合的な支援体制と各方面に向けた情報発信を行うとともに、個別ケース検討会議を開催します。

○企業が一步踏み出すための受け入れの環境調整を支援するため、事業主に対する助成金や仕事の見える化の周知を行います。

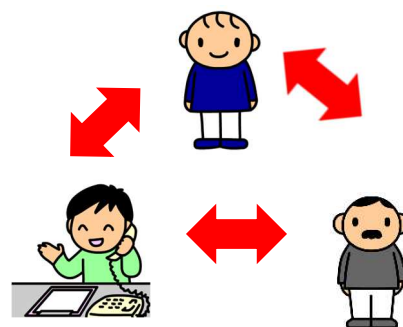
○就労に向けての準備をすすめていくため、子どもころから生活リズムを整え基本的な生活習慣を積み上げていくソーシャルスキルの訓練を継続して提供できる仕組みをつくりま



○本人の希望を聞いて、その人に合わせた柔軟なはたらき方や工夫されたはたらき方を提供できる仕組みをつくりま

○施設外就労をはじめとするサポート付きではたらく形をすすめることにより、本人と事業所双方の不安を解消し、継続した雇用につなげていきま

○福祉的就労の工賃向上に向けて、施設外就労や切り出した仕事のマッチングを支援しま



③はたらき続けるための生活支援と余暇支援

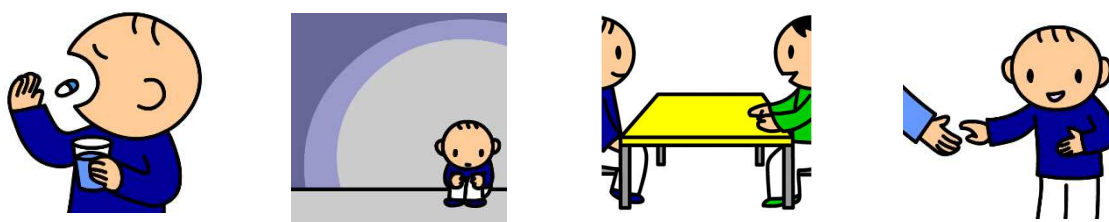
○体調管理や職場の人との関係、仕事の仕方などの悩みを安心して話せる場やフォロー体制をつくりま

○仕事以外の場所にも居場所をつくり、余暇を充実させる支援を行います。

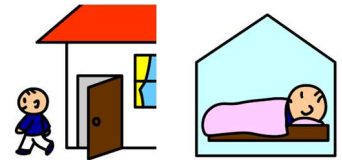
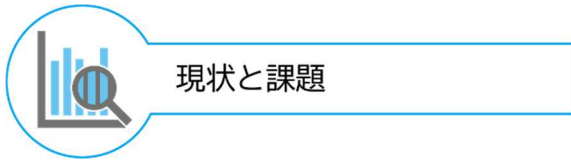
○「はたらきながら利用できる場所」「いつでも戻れる場所」をつくり、本人のはたらき続けたいという思いを応援していきま

○本人がはたらき続けるために必要な助成制度についての検討をすすめます。

○はたらく取り組みに特化した地域活動支援センターの設置をすすめます。

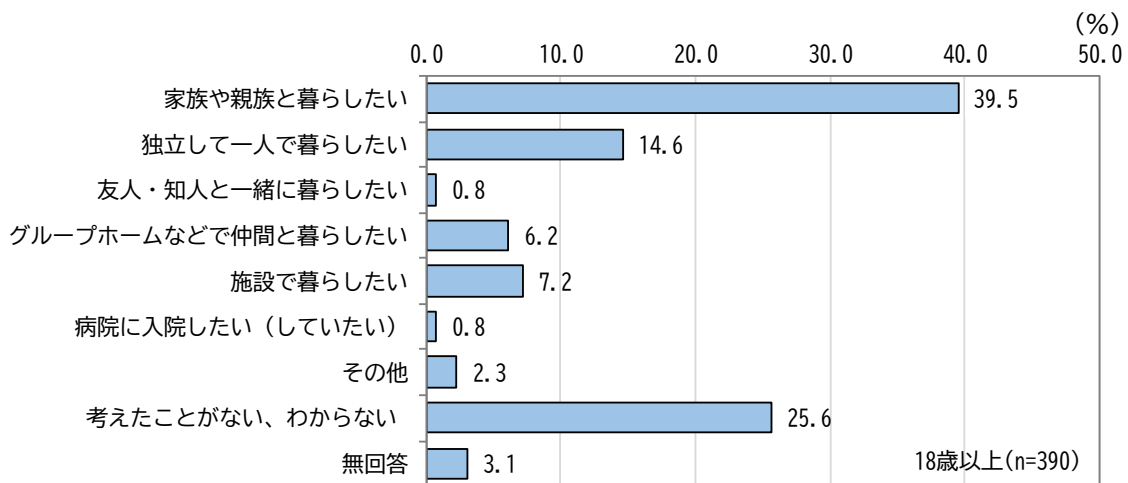


(3) 南あわじ市は、暮らす場、過ごす場となるための地域づくりを行います

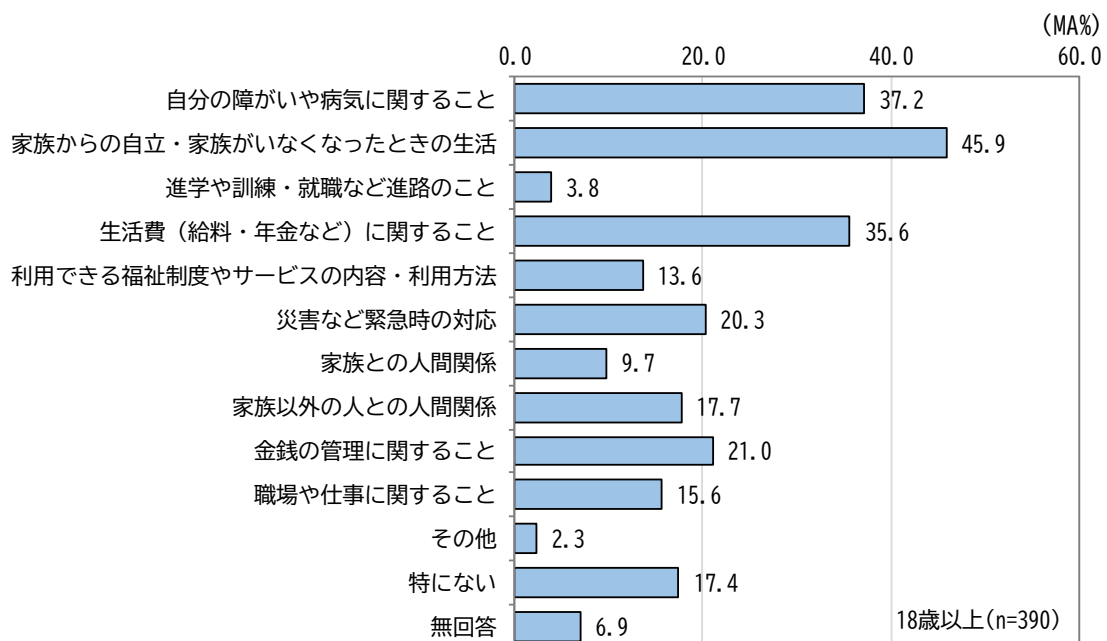


○将来希望する暮らし方について、「家族や親族と暮らしたい」が39.5%で最も多くなっていますが、一方で本人や家族が不安に思っていることを尋ねると、「家族からの自立・家族がいなくなったときの生活」が45.9%で最も多く、次いで「自分の障がいや病気に関すること」が37.2%、「生活費（給料・年金など）に関すること」が35.6%となっています。

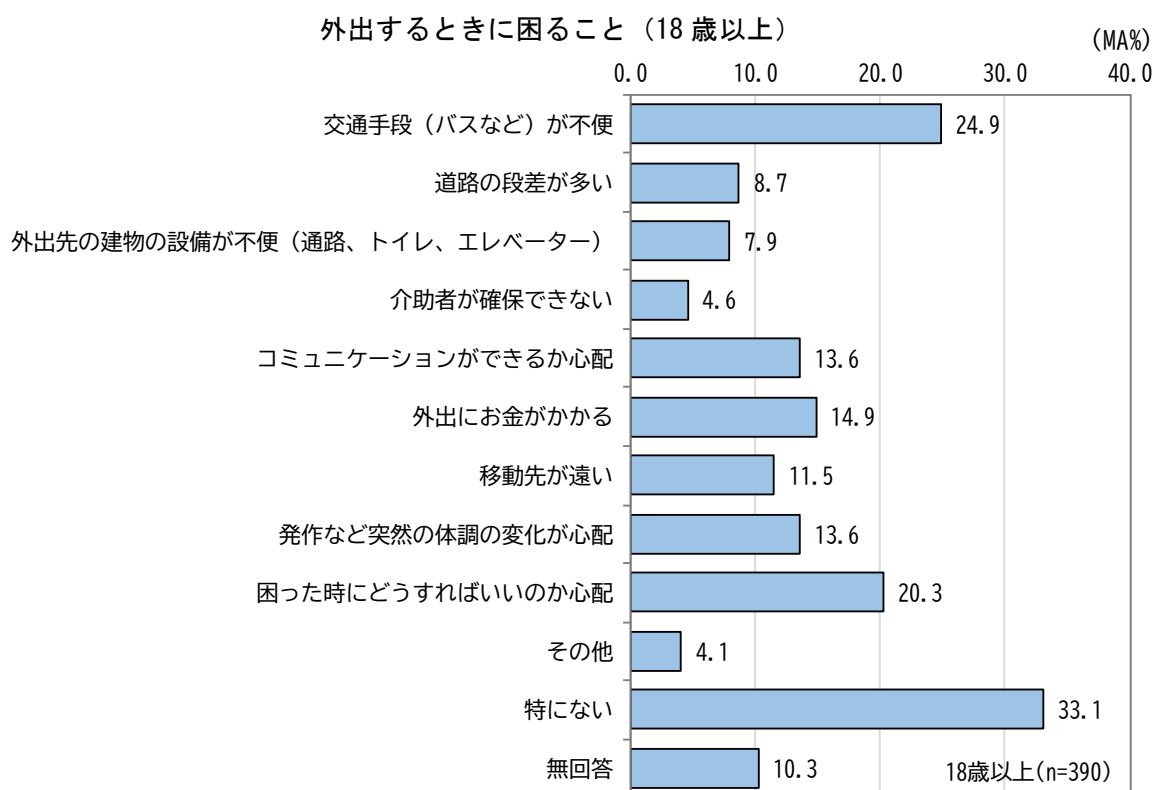
将来希望する暮らし方（18歳以上）



本人や家族が不安に思っていること（18歳以上）



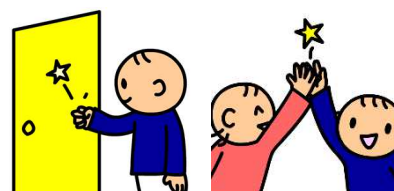
○外出するときに困ることについて、「交通手段が不便」という回答が多くなっています。十分な移動手段が整備されていない中、「手段としてあるもの」をどう使うのか、どう使いこなすのかについて検討する必要があります。



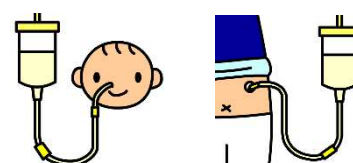
○自分が一緒にいられる限りはできるだけ家で一緒と思う反面、兄弟や親せきに迷惑をかけるわけにはいかないので、どこかのタイミングで施設やグループホーム等で生活することを考えていくべきではないのかと葛藤している家族側の意見がある一方で、いつまでも親の負担になるわけにもいかないのでどうすべきか悩んでいる当事者側の意見もありました。様々な生活不安に対する支援が求められています。



○個々の生活を大切にしている中でも、「誰かとつながっていたい」「自分の居場所があれば安心できる」という声がよくあがりました。スポーツレクリエーション活動等の余暇支援の充実も希望する声もありました。移動の課題と合わせて、「自転車で行ける距離」にあることが求められています。



○重度心身障がいや医療的ケアが必要な子どもをもつ家族からは、「この時この情報がほしかった」「家族だけで手が届かないこの部分の支援があれば」などの意見がありました。そして、20年後、30年後、遠い病院の通院に連れていけるだろうかという不安な声もありました。医療を中心にさまざまな関係者の連携が求められる中で、情報の整理や社会資源の整備が求められています。

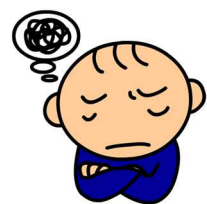


○防災面で個別避難計画の作成や、避難所の課題、事業所ごとの事業継続計画（BCP）の作成等、緊急時を想定した対策について、事業所より不安の声が上がっていました。また、情報機器を介しての犯罪から障がいのある人を守るための支援体制も必要です。障がい者の消費者トラブルは発見が遅れがちで、深刻な被害になりがちです。自分で声を上げることが難しい方がいる中で、成年後見制度の利用も含めて本人が安心して暮らしていける方法を考えていく必要があります。



問題点・課題点

- ・今の暮らしの充実と本人の将来へ向けてのイメージ化
- ・家族の自分らしい暮らしの保障
- ・重度障がい者・医療的ケアが必要な方への支援体制の整備
- ・成人期を見据えた専門病院との連携体制
- ・乳幼児期からのかかりつけ医の整備
- ・成人期を見据えた専門病院との連携体制
- ・居場所の確保
- ・使いやすい交通手段
- ・命を守るつながりづくり
- ・安心安全な暮らし
- ・文化・スポーツ・レクリエーション活動の支援



具体的な取組

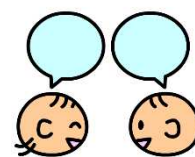
①本人と家族が安心して暮らせる支援体制づくり

- 地域の中で「その人らしく暮らす」ことができるよう、当事者の置かれた状況とニーズに合った支援体制を、「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせて活用できる地域づくりを進めていきます。
- 災害発生時には、避難所のバリアフリー化や福祉避難所の指定など環境整備を図るとともに、緊急入所や緊急ショートステイの利用ができるよう、医療機関や福祉施設等との連携を図る体制づくりを行います。
- 市内の医療機関に対し、障がい者の受診における障がい特性の理解と診察の工夫についての啓発を行います。

○専門医とかかりつけ医、相談支援等が連携をとり、共に支援を行うことにより、支援が必要な人が健康的に歳を重ねていける体制づくりを行っていきます。

○親なき後を見据え、将来の生活をイメージしながら本人が生活していくために必要な力を身につけることが必要です。さまざまな体験をしてみようという気持ちを育てます。

○本人だけではなく、家族やきょうだい安心して自分らしく暮らすことができるよう、家族等が自分のことについて安心して話せる場をつくっていきます。



○医療的ケアが必要となった時点から地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児等コーディネーターを中心に関係機関が連携し、継続して支援する仕組みをつくりまます。これからの生活がイメージできるよう「医療的ケア児のガイドブック」を活用して本人と家族に寄り添いながら支援していきます。

○支援を重ね関係性をつくることにより、環境の変化により支援が必要となった時にも、当事者や家族自身が支援を求めることができる関係づくりを行います。

②地域生活支援拠点の面的整備の推進

○障がい者に対する相談について、総合的に対応できる窓口の整備を図るとともに、発達障がいや高次脳機能障がいなどの専門的な支援を必要とする人から、施策の対象とならない生活のしづらさがある人までが相談支援を受けられることができるように、広域の相談専門機関とも連携し、より身近な地域で相談支援を一生涯通じて受けられるような支援体制を整備していきます。

○家族の緊急時に、身近な地域で障がいのある人の生活を継続することができるよう、休日や夜間に対応できる事業所を増やします。

○疾病等の緊急時以外にも、介護者の休息を目的とした受け入れ先の確保に努めます。

○福祉サービスを利用していない、利用につながりにくい方に対し課題検討を行い、支援をすすめていく体制づくりを行います。

○日頃からどの地域の病院にどの目的で受診しているのか等、具体的な医療情報は緊急時対応に必要な情報として必要不可欠であるため、サポートファイルを活用しながら必要な情報が見える化できる仕組みをつくっていきます。

③情報提供と体験の機会の充実

○ピアサポーターが地域や施設へ訪問する「ぴあっと」や地域活動支援センターにおいて、地域に住む障がいのある人同士がお互いに経験したことを共有し話し合うことで、体験を共有し、解決していく機会を持てるよう、交流できる場づくりを行います。



○相談支援の場や日頃利用する場所において、グループホームや短期入所など、体験できる場についての情報提供を行えるよう連携体制を整えていきます。

○日々の生活を守るための防犯学習を行い、当事者と支援者が必要な情報を得ることができる機会をつくりまます。

④助け合い、連携できる体制づくり

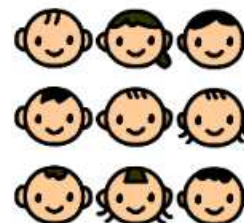
- 社会福祉協議会、民生委員・児童委員及びNPO法人などと連携して、地域においてボランティア活動したい人が、いつでも、どこでも、誰でも気軽に活動に参加できるような仕組みづくりに努めていきます。
- 災害時に避難できるよう、個別の避難計画を作成します。
- 自立支援協議会のくらす連絡会と連携し、障がいのある人と支援を行う人のための「防災ガイドブック」を作成し、災害時や緊急時に備え、本人の取るべき行動や必要な支援内容を整理し、関係者で共有します。
- 情報機器を介しての犯罪から障がいのある人を守るため、正しい知識と困ったときにいつでも相談できる場所の周知を行います。
- 成年後見制度の中核機関を設置し、本人の権利と支援者を支える仕組みをつくります。

⑤誰もが気軽に交流できる・活動できる場づくり

- 多様化するニーズに応えることのできる日中活動の場の確保として、地域のサロンや公民館活動等の充実を推進します。
- 本人が思うときに行ける場所となるための移動手段や身近な地域における相談支援の充実を図ります。十分な移動手段の整備が難しい中「手段としてあるもの」をどう使うのか、どう使いこなすのかを検討し、本人を支援する仕組みをつくります。
- 徒歩か自転車で移動できる範囲の既存の地域の社会資源を活用し、誰もがほっとできるような居場所づくりをすすめます。
- 移動に課題を抱える人たちのニーズは、地域全体のニーズであり、一部の助成等では完全に解消するのが難しいものです。「歩いて暮らせるまちづくり」を意識し、誰もが移動できる範囲内に社会資源を整えていくまちづくりを行うとともに、制度やサービス外の地域の力で移動を支えていく仕組みを検討していきます。
- パラスポーツの体験は、障がい者に対する行動にポジティブな影響を与えられています。自立支援協議会等のつどいの場を利用する等、パラスポーツやユニバーサルスポーツを通して誰もが簡単に参加でき交流できる機会をつくることにより、障がい理解をすすめるとともに、障がいの有無によらない交流や活躍の場の整備を図ります。



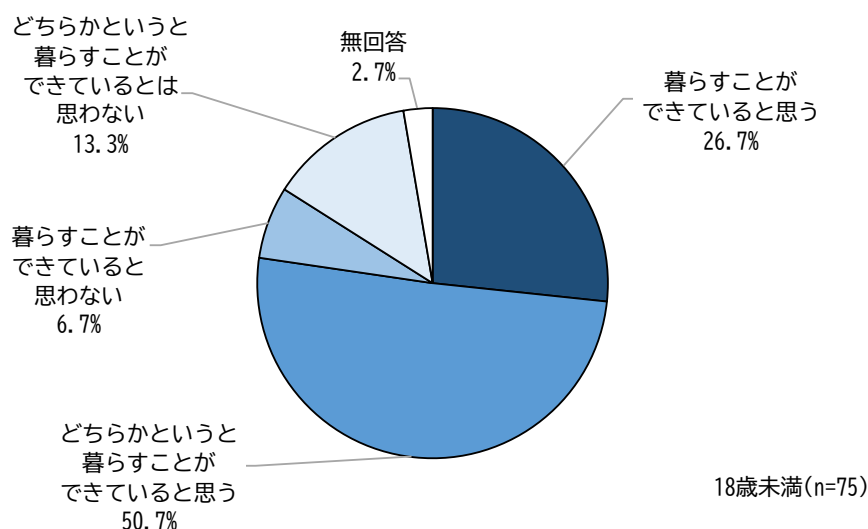
(4) 南あわじ市は、自分らしく過ごせるための支援の充実をめざします



現状と課題

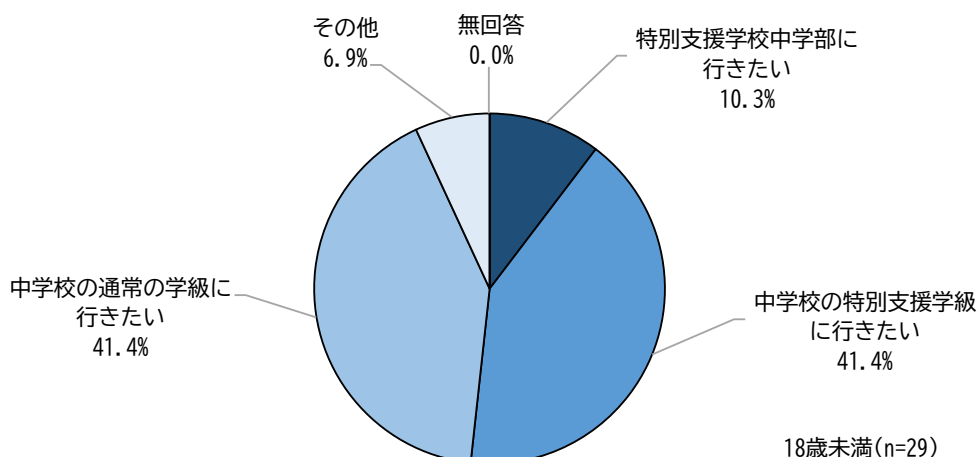
○他の子どもたちと一緒に自分らしく暮らすことができていると感じているかについて、「どちらかというとも暮らすことができていると思う」が50.7%で最も多く、次いで「暮らすことができていると思う」が26.7%となっていますが、対応を求める声も2割程度あります。

他の子どもたちと一緒に自分らしく生活できているか（18歳未満）



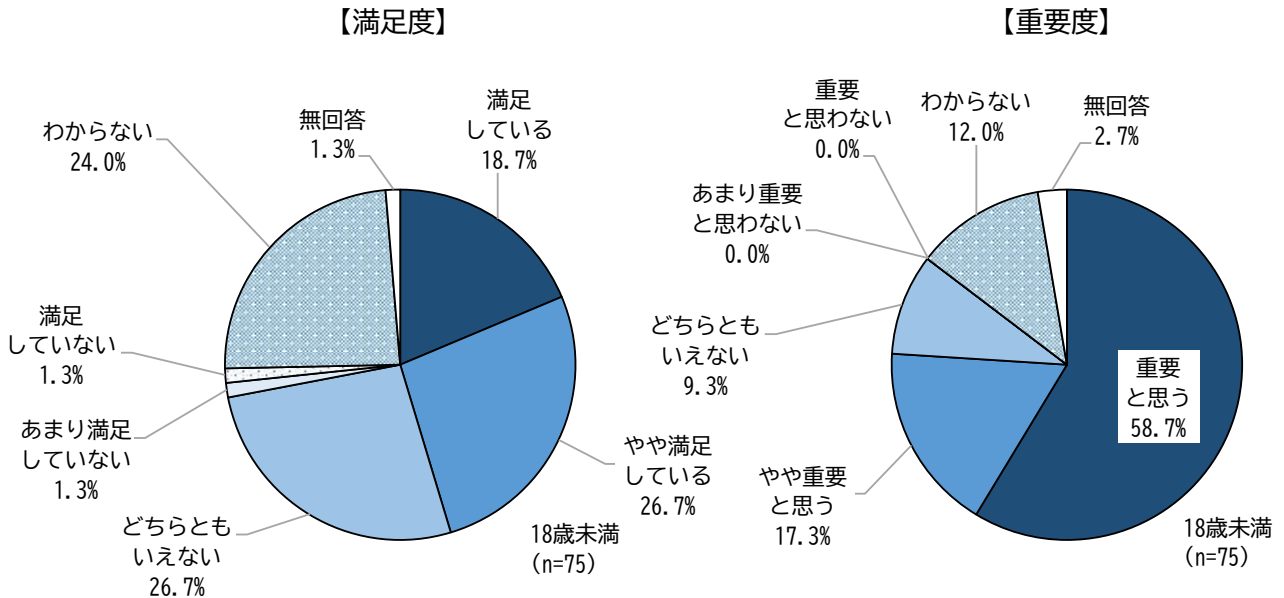
○現在、保育所・幼稚園等に通っている子どもに、これからの小学校への進路について聞いたところ、他の子と同じように地元の小学校に行きたいという意見もあれば、専門的なサポートを希望して支援学校への進学を希望する意見もありました。それぞれが希望する道を選び、それに向かって必要な支援の体制を整えていくチーム支援を行っていくことが求められています。

小学校への進路希望（18歳未満）



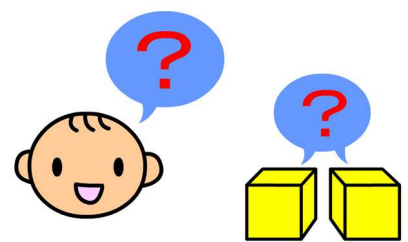
○社会資源が整っており選ぶことができることについて、満足している人は少ないが、重要だと感じている人が多いということがわかります。アンケートの自由記述についても、療育を受けたいが受け入れ体制が十分でないことに対する意見がありました。事業所に対するヒアリングからは、各事業所ともに、優先順位の高い方を優先して受け入れできるように工夫されていることがわかりましたが、それでも希望に応えるのが難しい状態となっていることも分かっています。

社会資源が身近な地域で整っており、選ぶことができること（18歳未満）

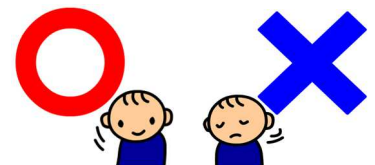


○社会資源は少ないというものの、サービス外のものや地域の情報、インフォーマルなサービスを含めると情報は多岐にわたります。必要な情報は必要な人に伝わる形で提供していく必要があります。また、インフォーマルなサービスを組み合わせながら、必要な時期に必要な情報提供を行い、本人が地域で暮らしていける力を伸ばしていく支援を行っていく必要があります。

○支援をする職員や家族は、「本人にはこれがいいだろう」「きっとこれを喜ぶだろう」と、本人を想う気持ちがあるが故に本人にその意思を聞いて、確認することが足りなかったり、後回しになってしまったりしがちです。本人の意思確認ができるように工夫を行って、本人が安心して自信を持って自由に意思表示できるように、できることは見守り、できないところは手伝うことができるように支援を行う必要があります。



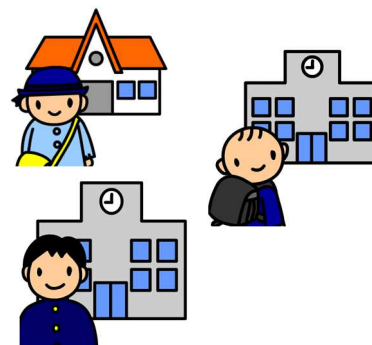
○情報アクセシビリティの向上を念頭に、文章の書き方の工夫、視覚的にわかりやすい絵や写真の活用、そして、可能な限り相手の特性に合わせて伝えるための配慮をすることが必要です。



○当事者や家族は、本人にしかわからない苦しみや生きづらさを打ち明けられる相手がおらず、孤独を感じる事がしばしばあるといえます。しかし、同じ境遇に置かれている人と話すことで、その不安や孤独感を和らげることができます。実体験に基づく知識やノウハウ、アドバイスも貴重です。自らも体験を話したり、相手の話に耳を傾けたりすることで誰かの支えになることができ、自分自身の力になるという効果もあります。当事者や当事者団体もつ役割は大きく、引き続き活動を支援していく必要があります。

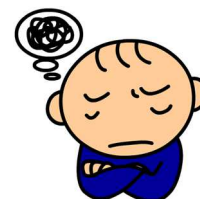


○障害者差別解消法に伴う「合理的配慮」については、すでに法律で明記されている内容です。必要な人のニーズに対して、どうやったらみんながお互いに気持ちよく過ごせるのか考えていくことですが、すべてを網羅できていないのが現実です。合理的配慮は特別扱いではなく「ちょっとした工夫」でできることもあれば、事前から準備が必要なものもあります。すでに、教育の分野では、「当たり前のことを当たり前にする」ための取り組みが行われていますが、周囲の理解や適切な対応が実践されている実績もある中で、さらなる充実が求められています。



問題点・課題点

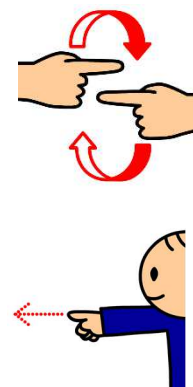
- ・誰が見てもわかりやすい情報提供（情報アクセシビリティの向上）
- ・ライフステージごとのわかりやすい情報提供
- ・自分で選択できる暮らし
- ・本人の意思決定支援を支える相談
- ・ひとりひとりに合わせた発達支援
- ・合理的配慮の充実（共に育つための環境整備）
- ・当事者による相談支援
- ・当事者団体活動の活性化



具体的な取組

①必要な情報提供と自己選択ができる仕組みづくり

- 手話言語コミュニケーション条例をもとに、当事者の意見を聴きながら、手話や要約筆記、点訳、音声訳等によるコミュニケーション支援を行います。
- 誰にとってもわかりやすいよう、絵記号（ピクトグラム）、イラスト、写真等を活用し、視覚的に分かりやすくする工夫をします。
- ガイドブックを作成し、「必要な時期」に「必要な人」に「必要な情報提供」を行い、自ら選択する体験を増やし、本人が地域で暮らしていける力を伸ばしていく支援を行います。
- 当事者同士が支えること、支えられることを目的とする、当事者による相談支援の場、当事者団体活動を支援していきます。

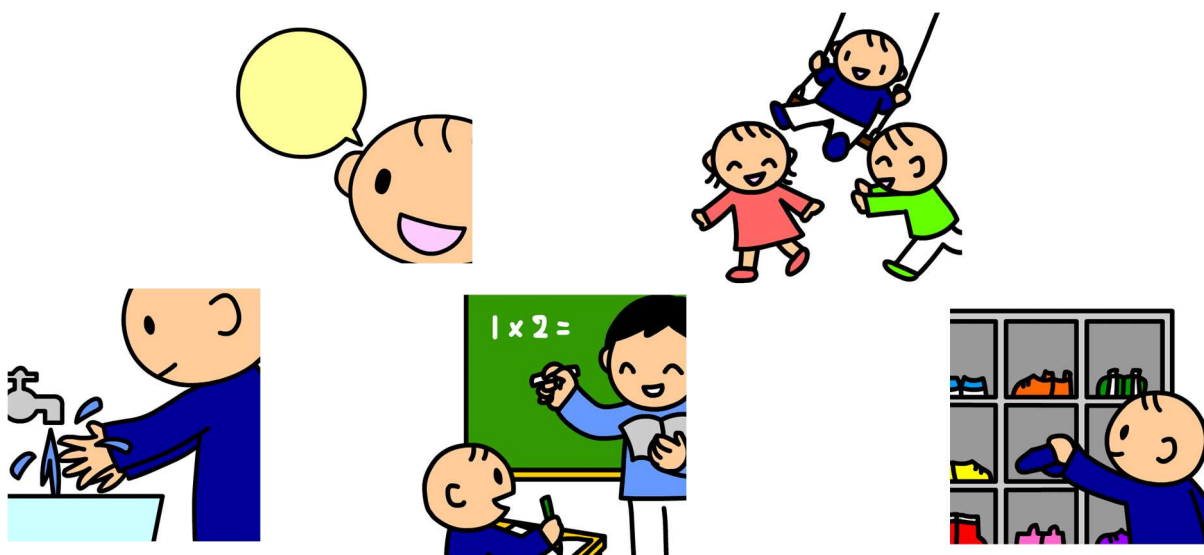


②本人の意思決定支援

- 本人の思いや夢を関係者が共有し、見える化したうえで支援内容を考えていきます。
- 本人の意思決定を支援し、その結果を反映した担当者会議や個別支援会議が行われる相談支援の体制をつくります。

③自己決定を支えるための合理的配慮

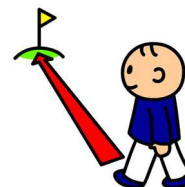
- 合理的配慮をすすめるためには、本人理解が必要です。サポートファイルを活用し、過去の支援方法を確認しながら本人に合った合理的配慮の方法を検討していきます。
- 支援が必要な子どものライフステージに対応する一貫した支援体制づくりをすすめるため、教育現場をはじめとする関係機関すべてがサポートファイルの情報を共有することを基本とし、支援者が共通理解したうえで支援の方法を工夫していくことが当たり前になる仕組みをつくります。
- 本人が「こうしたい」と思ったことを、支援を受けながら実現することができる体制をめざします。プランを作成する人や支援する人が本人と一緒に考え、進めていく仕組みをつくっていくため、支援者の研修を行っていきます。



(5) 南あわじ市は、途切れることのない 支援体制の整備・充実をめざします

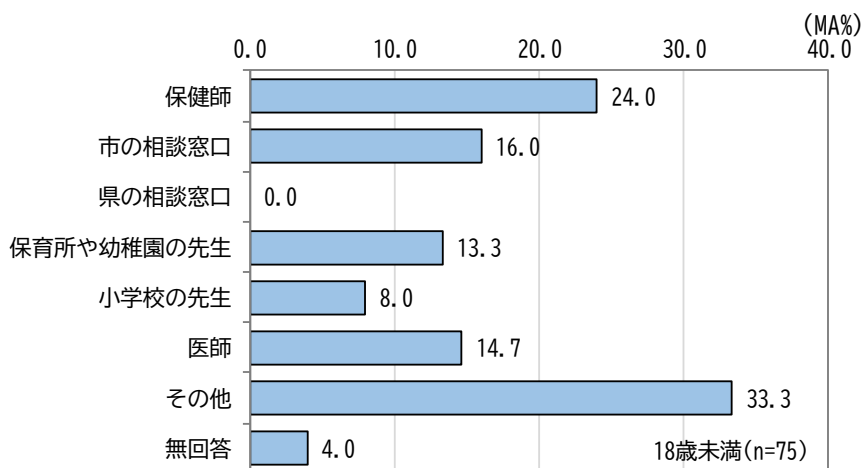


現状と課題

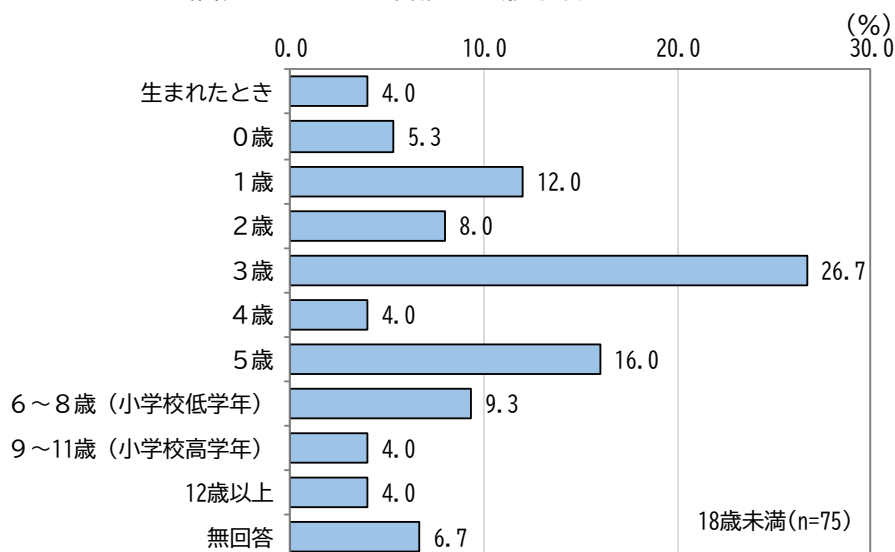


○生きづらさや暮らしの中での不安を感じたときの相談先について、「保健師」が 24.0%、「市の相談窓口」が 16.0%、「医師」が 14.7%、「保育所や幼稚園の先生」が 13.3%となっています。また、相談したときの子どもの年齢は、「3歳」が 26.7%で最も多く、次いで「5歳」が 16.0%となっており、健診のタイミングで相談していると想定されます。

生きづらさや暮らしの中での不安を感じたときの相談先（18歳未満）

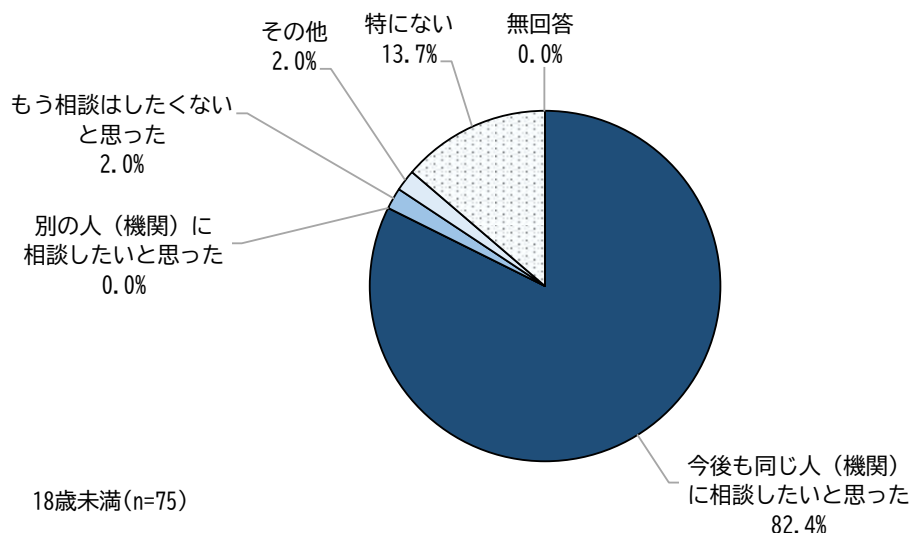


相談したときの年齢（18歳未満）



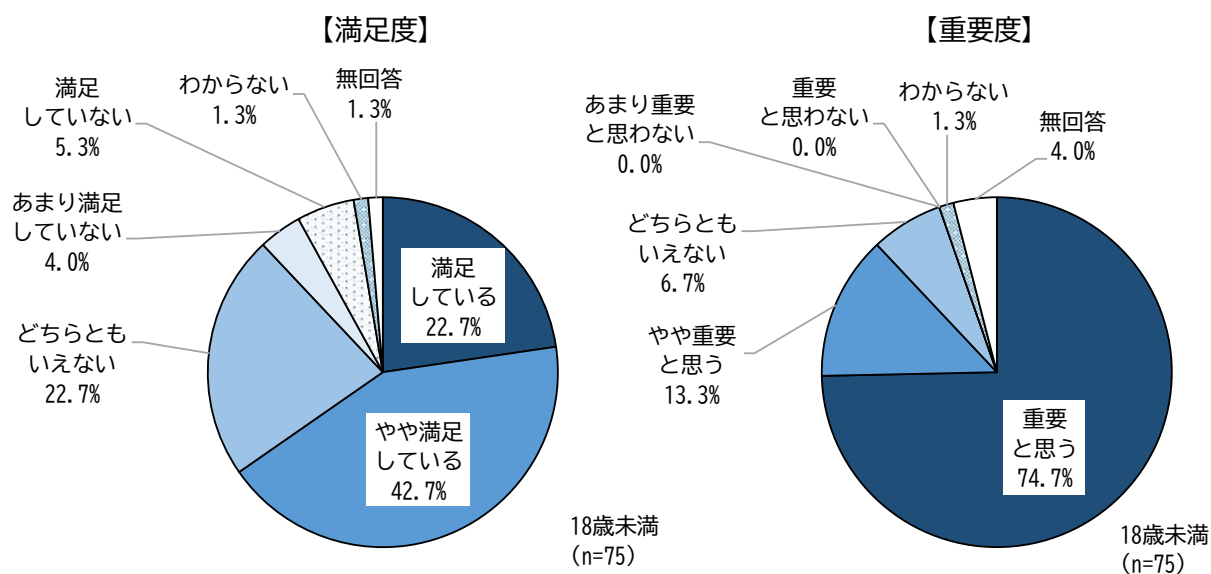
○家族や親せき以外の人に相談したときの感想について、「今後も同じ人（機関）に相談したいと思った」が82.4%で最も多くなっています。

家族や親せき以外の人に相談したときの感想（18歳未満）



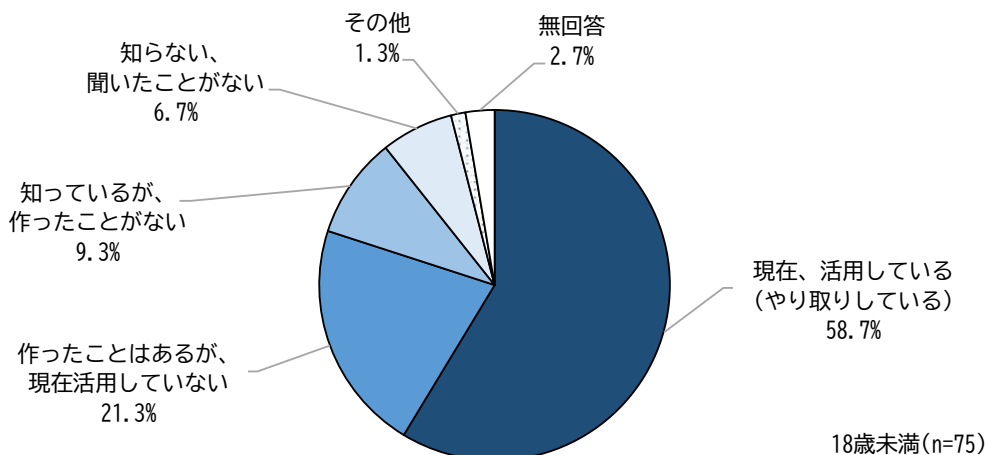
○困ったときに相談がしやすいことの重要度について、「重要と思う」が74.7%で最も多く、次いで「やや重要と思う」が13.3%で、約7割が重要となっており、今後も支援体制の充実が求められます。

困ったときに相談がしやすいこと（18歳未満）

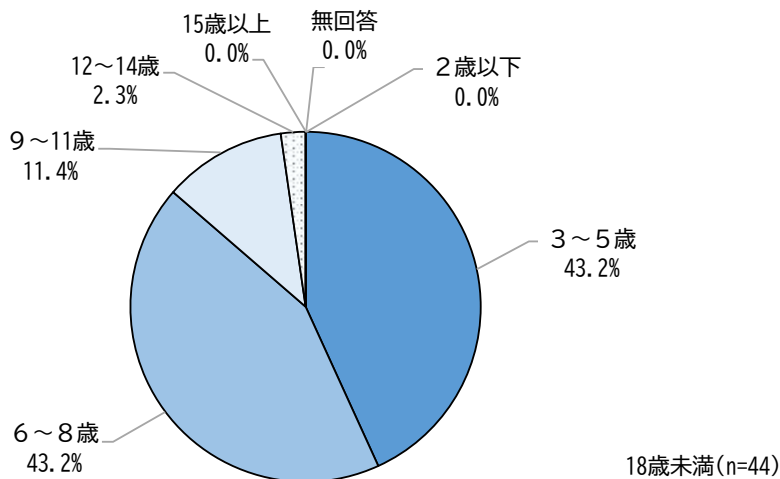


○サポートファイルの活用状況について、「現在、活用している（やり取りしている）」が 58.7%で最も多く、半数以上を占めていますが、「作ったことはあるが、現在活用していない」が 21.3%、「知っているが、作ったことがない」が 9.3%となっています。学校では支援の必要な児童に対し、必要性を伝えて作成してもらっていますが、活用していない人や使い方がわからない人もいるため、これからも重点項目として取り組んでいく必要があります。

サポートファイルの活用状況（18歳未満）



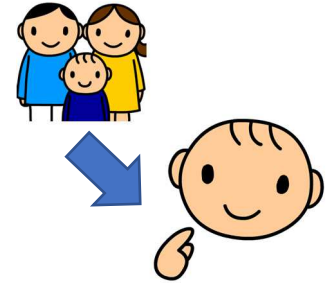
サポートファイルの活用を開始した年齢（18歳未満）



※「サポートファイル」等は、教育や福祉で配慮を必要とするお子さんたちが、乳幼児期から成人期までのそれぞれのライフステージで、途切れることなく一貫して適切な支援を受けられるよう、お子さんの日々の成長やこれまで受けてきた支援内容などをライフステージごとに記録・管理できるものです。

○相談支援体制の整備が進んでいますが、障がい児から障がい者、障がい者福祉から高齢者福祉など、制度の枠組みによって必要な支援が途切れることのないよう、チームで支援することをめざしていく必要があります。また、生活困窮の相談窓口をはじめ、障害福祉以外の窓口で把握した障がいに関する相談が適切な機関につながるよう、制度にとらわれない連携を強化していく必要があります、困りごとを抱えた人が孤立しないような仕組みづくりが求められています。

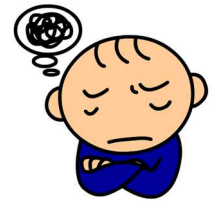
○現在、何かに気づいた段階から、家族の不安に寄り添い、成長し年齢を重ねていく中でも支援が途切れることなく、関係者間で課題を共有しながら子どもたちの成長発達を支援していく体制づくりをめざしています。いろいろな要因が関係しているものや専門的な支援が必要なケースも増えていることから、さらなる相談の質の向上と連携体制の強化を行っていく必要があります。



○児童発達支援センターの設置については、現段階では単独でのセンターとしての設置が難しい状況にあります。その機能を各機関で担うことで支援の体制を取るとともに、設置をめざしていきます。

問題点・課題点

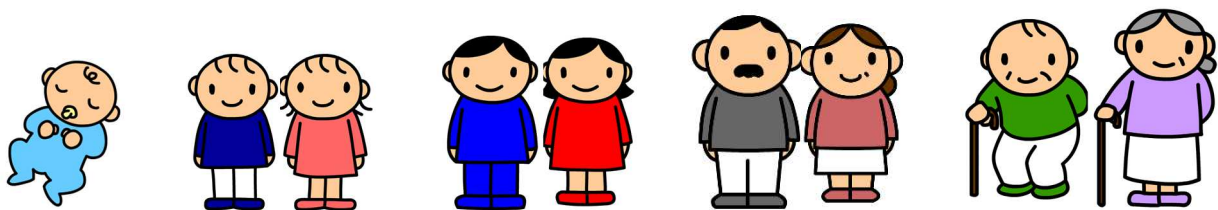
- ・気づきの段階からつながる相談支援
- ・医療・保健・教育・保育・福祉のチーム支援
- ・切れ目のないつながる支援
- ・児童発達支援センターの機能整備



具体的な取組

①制度間の連携体制の充実

- 医療的ケア児への適切な支援のために、保健・医療・福祉に加えて保育、教育機関も含めた協議の場を活用して、チームで協力しながら本人の支援を考えていきます。
- 児童福祉から障がい者福祉、高齢者福祉へと、制度の枠組みによって必要な支援が途切れることのないよう、ライフステージごとに関わる関係機関がチームで支援していきます。
- サービス利用のための相談支援で終わるのではなく、利用がなくても相談をつないでいく体制を整えていきます。



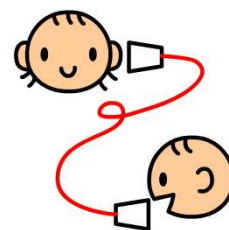
○ニーズに合わせたサービス提供が難しい中でも、フォーマルなサービスにインフォーマルなサービスを組み合わせながら支援がとぎれない工夫を行います。

○支援を必要とする方を早期に相談やサービスにつなげるため、「教育と福祉の協議の場」を利用した義務教育中の関係機関との連携を強化し、一緒に家庭訪問を行う機会を持つ等、早期につながる支援をめざした取り組みを行います。

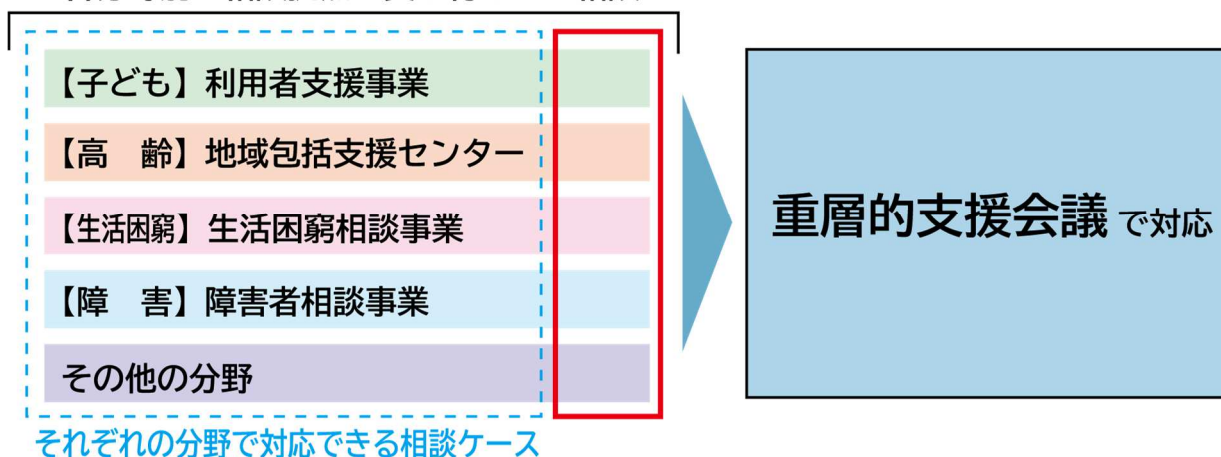
○生活困窮の相談窓口や障がい福祉以外の窓口の相談の中から障がい福祉に関する相談が必要な場合には適切な機関につながるよう相互で連携する仕組みをつくりま

す。○他制度の関係機関が、それぞれの仕組みを知ることができるよう、相談の仕組みを見える化して周知を図り、相互の研修参加をすすめていきます。

○障がい者を取り巻く複合化した課題へも対応する仕組みを作る必要があります。高齢・障害・子ども・生活困窮など分野を問わない包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」の実施を目指します。



各分野別の相談拠点で受け付ける全相談



②切れ目のないつながる支援

○日常的に医療的ケアが必要な児童生徒の生活と教育を保障するために、学校や保育所等に看護師等を配置できる体制整備を行い、本人が安心して通える環境づくりを継続していきます。

○3歳児健診、5歳児健診などで発達が気になる子どもや保護者の相談に対応し、専門家による個別の発達支援相談や、遊びを通して発達支援を行う遊びの教室等の支援を充実します。健診から必要な支援がつながるよう、情報を丁寧につなぐ仕組みをつくりま

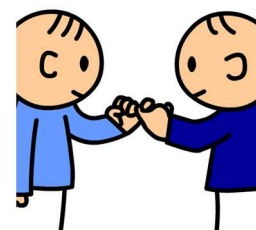
す。○児童発達支援センターの機能整備を行います。個別の支援を検討する機会を持つだけでなく、保育所や学校内での全体を見渡した人と物の両面からの環境整備について、兵庫発達支援センター等の専門機関によるコンサルテーションを取り入れながら環境全体を整えていく体制を検討していく仕組みをつくっていきます。

○制度を使わない相談（委託相談）の周知を図り、医療の療育やサービスにつながらない人の相談が孤立しないよう仕組みを作っていきます。

○年齢に関係なく、医療機関や労働現場、地域の方からも、いったん相談を受け止め、そこから必要な相談につながるよう、体制づくりを行います。

○虐待の早期発見・未然防止と相談・通報の促進をめざし、日頃から関係機関や地域の住民に必要な情報共有を行います。虐待への具体的な対応後

も、虐待が起きた背景や経緯などに目を向けながら、虐待者・被虐待者それぞれに対する継続的な支援を行う体制をつくっていきます。

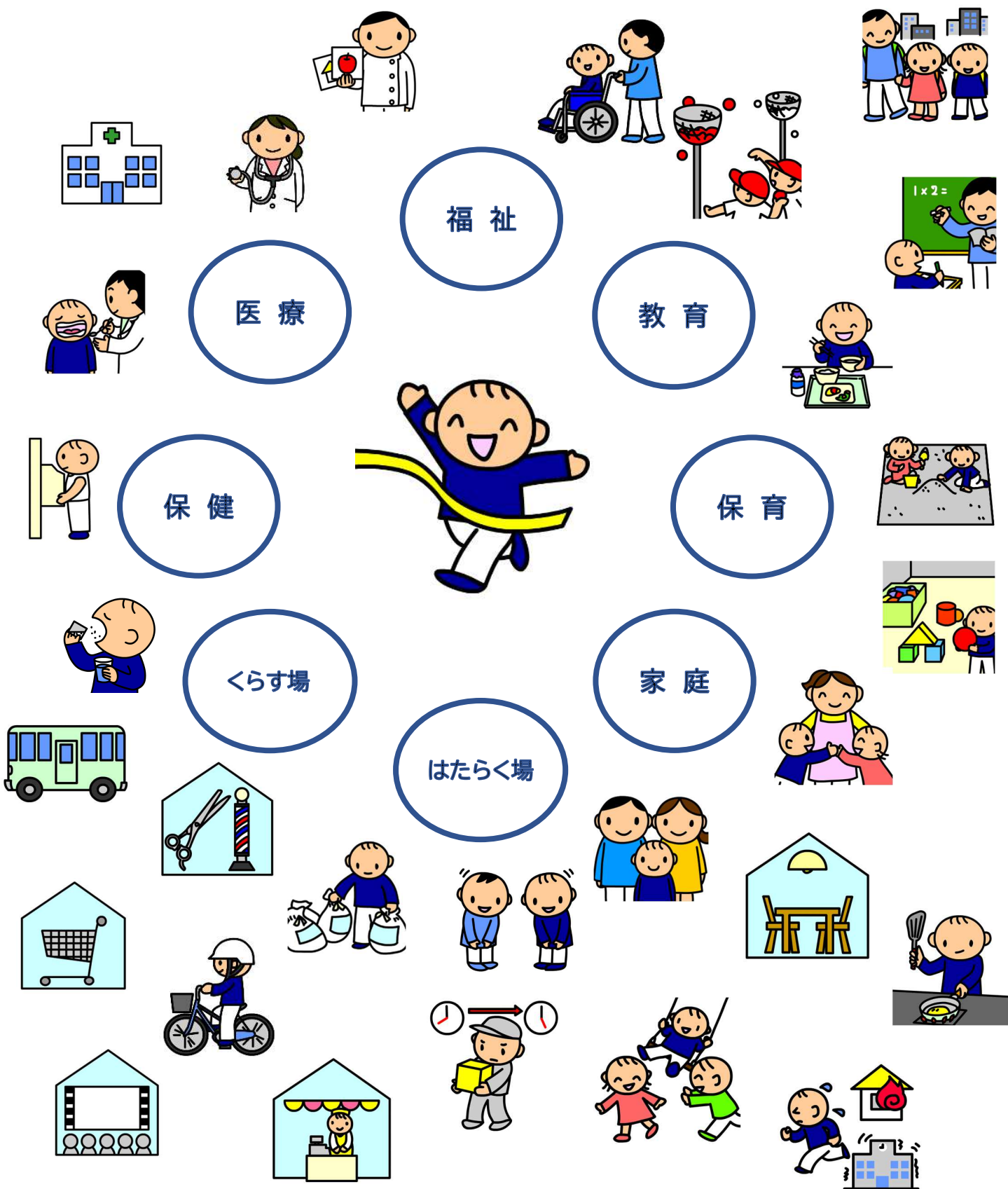


③地域で暮らす市民としての支援体制

○「重度障害者登録カード」をツールとして、医療的ケア児や重度障がい者の医療情報の整理を行い、関係機関が連携できる体制づくりを行います。本人が安心して健康に暮らせる環境づくりをめざし、定期的に、かかりつけ医や救急時搬送医療機関、淡路広域消防をはじめとする関係者間の情報共有を行うことにより、福祉制度及び地域の医療体制等、各支援体制の見直しを随時行っていきます。

○インクルーシブ教育システムの推進を児童に関わる現場の共通認識として、誰もが育ち、学ぶ、環境調整や関係づくりの体制整備を進めます。

共に認め合い、育ち合うまち



1. 数値目標

(1) 第7期障害福祉計画

①福祉施設から地域生活への移行促進

○第6期計画の目標と結果

	実績値 令和元年度末	目標値 令和5年度末	結果(見込み) 令和5年度末
施設入所者数	55人	54人	58人
減少(見込み)数〔削減率〕	－	1人〔1.8%〕	-3人〔-5.4%〕
地域生活移行者数〔移行率〕	－	4人〔7.3%〕	4人〔7.3%〕

○国の指針

施設入所者数の削減	令和4年度末の5%以上削減
施設入所者数の地域移行	令和4年度末施設入所者数の6%以上

○第7期計画における市の目標

	実績値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
施設入所者数	56人	52人
減少(見込み)数〔削減率〕	－	3人〔8.9%〕
地域生活移行者数〔移行率〕	－	4人〔12.5%〕

- ・毎年、新たに入所される方が1～2名程度、入院等により退所される方も1名程度、という傾向がある中、施設入所者数は増加している状況です。長期施設入所者は高齢化重度化の傾向があり、地域生活への移行が困難となってきています。このため、新たに入所された方の入所期間を長期化させないための取り組みが必要であるとともに、高齢サービスへの移行も視野に入れた検討が必要です。
- ・身体に障がいのある人や高次脳機能障がいのある人に対して、社会復帰をめざした自立訓練を行っている施設では、モニタリング時に相談員と一緒に退所後の生活をイメージしながらそれぞれに合わせたプランを立て、医療との連携のもと期限内の地域移行をすすめ、地域での生活へつなげています。
- ・地域生活支援拠点と連携し、それぞれの意向確認を行い、地域生活体験の活用など新たな生活を具体的にイメージしていくための情報発信を行います。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

○第6期計画の目標と結果

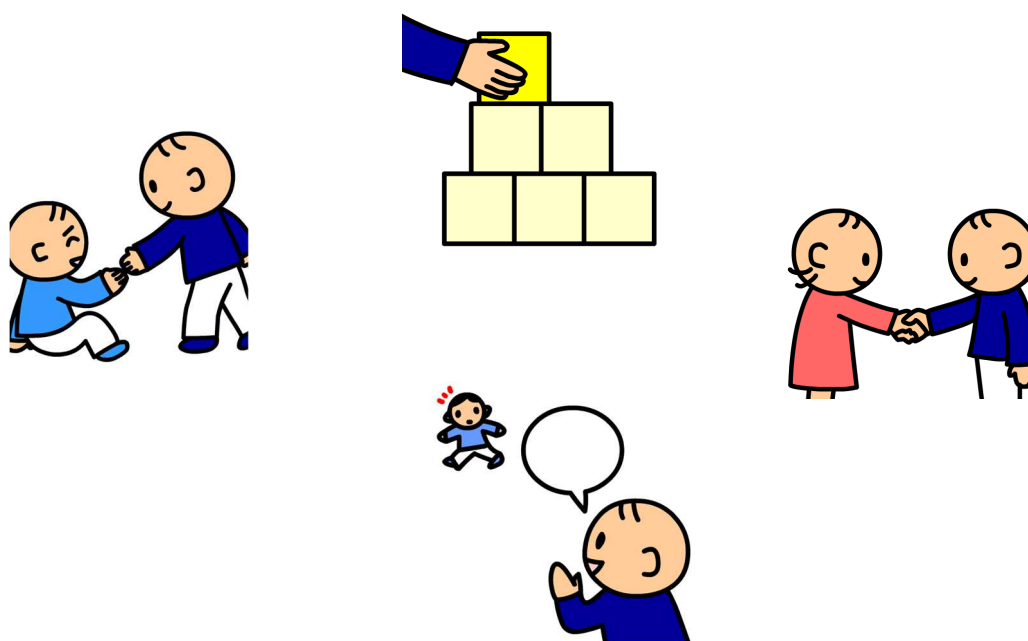
- ・精神障がい者の支援に関する協議の場を令和5年度末までに設置することを目標としていましたが、設置することはできませんでした。
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、協議の場を設置するため、会の位置づけや、地域において取り組んでいくべき内容について検討を行っています。

○国の指針

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために、精神障がい者の支援に関する協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定すること

○第7期計画における市の目標

- ・精神障がい者の支援に関する協議の場を令和8年度末までに設置し、年1回開催することを目標としました。
- ・協議の場において、多分野における関係者との情報共有や意見交換を深め課題の把握に努め、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めていきます。
- ・毎月開催されている淡路精神障害者地域移行戦略会議では、精神病床からの地域移行や地域定着・ピアサポーターの活動等について、報告と検討が行われており、精神障害者生活支援連絡会や地域移行推進会議では各関係機関の事業や取り組みが共有されています。これらの会の活動を参考に、今後、家族や当事者の意見を聴きながら、親亡き後や地域の中の居場所づくり・仲間づくり等、市単独では解決が困難な課題について、圏域で協議を行っていく場を開催します。



③地域生活支援の充実

○第6期計画の目標と結果

- ・地域生活支援拠点の整備については、第5期計画において淡路圏域で1か所整備しています。

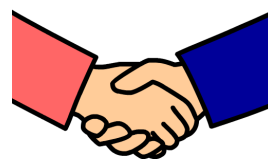
○国の指針

令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討すること

令和8年度末までに、強度行動障がい有する者に関して、各市町村または圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備をすすめること

○第7期計画における市の目標

- ・地域生活支援拠点の機能の充実に向けて、基幹センター連絡会等を活用し、運用状況の検証・検討を行います。
- ・強度行動障がいのある人の支援について、令和8年度末までに支援ニーズを把握することを目指します。児童のヒアリングから開始し、家族と支援者・本人が困っている内容から支援体制の検討を始めていきます。
- ・淡路圏域の地域生活支援拠点に必要な機能を既存施設や事業者等が分担して担い、個々の機能の連携により効果的な支援が確保されるよう、面的整備型による地域生活支援拠点の機能拡充をすすめます。
- ・障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、一人暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会や場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入体制の拡充等、地域のニーズに則した機能を有する地域生活支援拠点を整備し、その機能強化を図ります。
- ・高齢者と障がいのある人で構成される世帯など、特に支援が必要と思われる世帯が地域で安心して暮らせるよう孤立化防止へ向けての取り組みを行います。
- ・強度行動障がいのある人の支援について、幼少期の段階から、多職種連携の強化を図り地域での課題、支援体制に関する検討を進め、支援ニーズの把握や意思決定の支援に配慮した支援体制の整備を進めます。



④福祉施設から一般就労への移行促進

○第6期計画の目標と結果

	実績値 令和3年度末	実績値 令和4年度末	結果（見込み） 令和5年度末	目標値 令和5年度末
一般就労への移行者数	4人	3人	2人	6人
うち就労移行支援事業利用者	1人	3人	1人	3人
うち就労継続支援A型利用者	0人	0人	0人	0人
うち就労継続支援B型利用者	2人	0人	1人	3人
各年度に福祉施設から一般就労に移行し、就労を継続する期間が6ヶ月経過した人数	3人	2人	0人	2人
就労定着支援事業利用者数	2人	2人	0人	1人
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業所の利用割合	66.7%	100.0%	-	50.0%

○国の指針

一般就労への移行者数：令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合：令和8年度中に就労移行支援事業所の5割以上
就労定着支援事業の利用者数：令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上

○第7期計画における市の目標

	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末
一般就労への移行者数	3人	4人	6人
うち就労移行支援事業利用者	1人	1人	2人
うち就労継続支援A型利用者	1人	1人	2人
うち就労継続支援B型利用者	1人	2人	2人
就労定着支援事業利用者数	8人	8人	8人

- ・切り分けた仕事を外注することや施設外就労に関心がある事業主を探し、工賃向上を目指すことで、やりがいを感じることはたらし方を応援していきます。
- ・一般就労につながった人たちの生活支援や余暇支援等のフォローアップ体制を整えることにより、本人が安心して一般就労へ移行できる仕組みをつくりまます。
- ・「はたらく応援隊」が丁寧にアセスメントを行い就労へつなげる仕組みをつくり、各事業所へ周知を図ることにより、本人にあったはたらし方を探す流れをつくりまます。

⑤相談支援体制の充実・強化等

○第6期計画の目標と結果

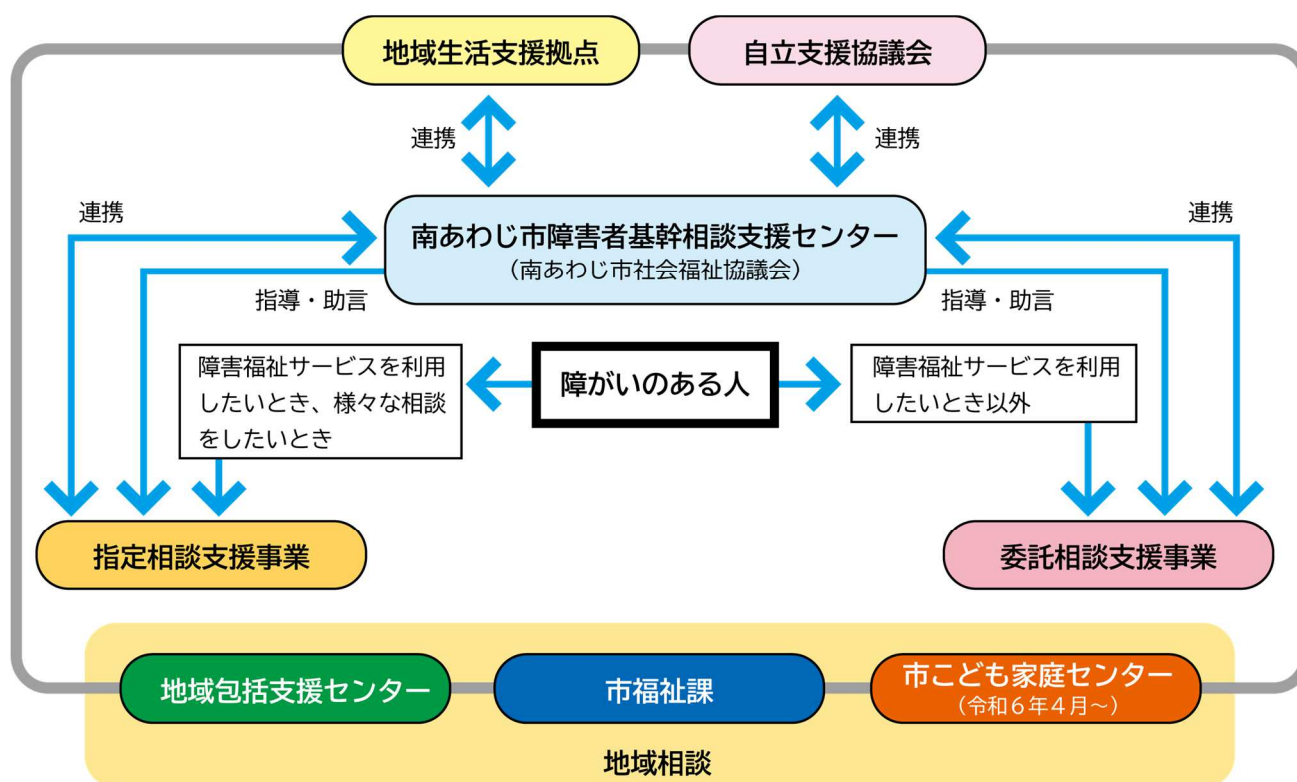
- ・相談支援の中核的な役割を担う機関として、令和元年度に基幹相談支援センターを設置し、総合的かつ専門的な相談支援や、地域の相談支援事業所に対する指導や助言等を実施しています。
- ・事例検討会、情報交換会を通して課題の共有を行いながら、地域の人材育成に努めています。

○国の指針

令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善

○第7期計画における市の目標

- ・基幹相談支援センターを中心とし、相談支援において専門的な知識・経験を有する職員を常時配置し、地域における相談支援事業者に対して専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を行い、市内の相談支援体制の強化を図ります。
- ・計画相談支援、地域相談支援及び基幹相談支援センターと地域生活支援拠点による重層的な仕組みの連携を強化し、重層的支援体制の整備につなげていきます。
- ・地域の相談機関との連携強化として、地域包括支援センターやこども家庭センター、各地区の民生委員・児童委員との連携を図ります。
- ・個別事例を通じて地域課題の抽出や把握を行い、地域の社会資源の基盤の開発や改善につなげる仕組みを構築します。



⑥障がい福祉サービス等の質の向上

○第6期計画の目標と結果

- ・ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を確保するため、障害者総合支援法の具体的内容の理解や障害福祉サービス等の利用状況を把握することに努め、必要な障害福祉サービス等が提供できているのかの検証を行っています。また、請求の過誤を減らすため、事業所と連携をとりながら調整を行っています。

○国の指針

令和8年度末までに、各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

○第7期計画における市の目標

- ・ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制を構築していきます。
- ・ 兵庫県等が実施する障害区分認定調査員研修、虐待・権利擁護研修等障害福祉サービスに係る研修へ積極的に参加し、必要とされる支援の提供体制整備に取り組みます。
- ・ 障がい福祉サービス等の多様化に実施主体として対応するため、兵庫県が開催する研修へ積極的に参加し、最新情報の収集と専門的知識の向上に努め、県市合同の実地指導や指導監査で、事業所に情報を提供し、請求の過誤をなくす取り組みを行います。

(2) 第3期障害児福祉計画

①障がい児支援の提供体制の整備等

○第2期計画の目標と結果

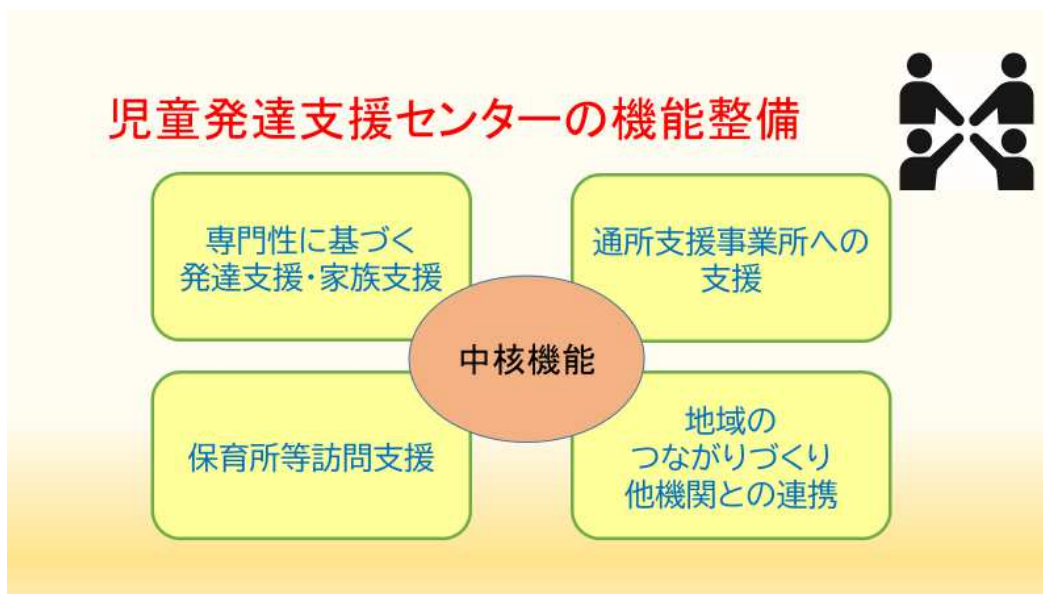
- ・児童発達支援センターを令和5年度末までに設置することを基本としましたが、設置することはできませんでした。
- ・医療的ケア児等コーディネーターを基幹相談支援センターに配置し、関係機関と協議の場を持ち連携しながら医療的ケア児が地域で暮らすための体制づくりを行っています。また、重症心身障がい児を受け入れできる体制をとっている事業所や圏域内で主に重症心身障がい児を支援する事業所が開設されたことにより、今までサービス利用につながりにくかった児童のサービス利用の選択肢が増えてきつつあります。

○国の指針

児童発達支援センターの設置：令和8年度末までに、各市町村または各圏域に1か所以上
全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保：令和8年度末までに、各市町村または圏域に1か所以上

○第3期計画における市の目標

- ・児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制の整備に向けた検討を進めるとともに、児童発達支援センターの設置をめざします。
- ・保育所等の現場へのサポートを行うため、兵庫発達支援センター等の専門機関によるコンサルテーションを活用しながら支援の必要な子どもたちが地域で育つ仕組みを支えていきます。
- ・医療的ケア児支援検討会では、医療的ケア児等コーディネーターが中心となり、医師会や兵庫県医療的ケア児支援センターと連携しながら研修やケース検討を通して体制整備を行います。
- ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保については、淡路圏域で事業所を確保できており、利用者に必要なサービスが届くよう周知をおこないます。



②発達障がい者等に対する支援等

○第2期計画の目標と結果

- ・障がい児の保護者への支援や当事者間のサポート活動を進めてきましたが、実施することができませんでした。
- ・自立支援協議会の児童発達支援管理責任者の集まり等において、各事業所の事業実施状況の共有や課題の把握を通して地域全体のスキルアップに取り組んでいます。

○第3期計画における市の目標

- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等について、令和8年度に保護者2名と支援者2名を目標としています。
- ・発達障がい児等支援の一層の充実を図るため、発達障がい児等を養育する保護者を対象に、子育てにおける日常の困りごとやさまざまな悩みの解決に向けた理解促進や支援を提供します。

○ペアレントトレーニング

保護者が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラム

○ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラム。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。

○ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親。メンターは、同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができる。

○ピアサポート

発達障がいのある人が同じ障がいのある人にかかわり、支え合う活動をする事

2. サービス等の利用状況と見込み

(1) 障がい福祉サービス

①訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	障がい者（児）のいる家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や、洗濯・掃除などの家事援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介助を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか外出時における移動中の介護を行うサービスです。
同行援護	安全かつ快適に視覚障がい者への「移動の支援」を行い「視覚情報の提供」を行うサービスです。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	障がい支援区分6（児童については区分6に相当する支援の度合い）で意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護などの複数サービスを包括的に行うサービスです。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	実利用者数	人/月	66	69	67	68	69	69
	総利用時間	時間/月	921	938	976	985	995	995
重度訪問介護	実利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
	総利用時間	時間/月	0	0	0	10	10	10
同行援護	実利用者数	人/月	8	7	8	8	9	9
	総利用時間	時間/月	55	105	138	146	154	154
行動援護	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	総利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	総利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は実績見込み



第7期計画の見込量

過去3年間の実績では大きな増減がないため、今後も同程度の水準で推移するものと見込んでいます。
なお、行動援護と重度障害者等包括支援については、利用を見込んでいません。



見込量の確保のための方策

訪問系サービスは、全体として支援者の不足により利用ニーズに対応しきれていない状態があります。既に飽和状態のサービスであり、全体の利用量は横ばいで推移するものと見込みます。

行動援護や同行援護などの手厚い支援を提供するサービスを含め、専門の資格や知識を必要とするサービスについて、安易に制度緩和を実施するのではなく、求められている支援のニーズをくみ取り、新たな支援体制の構築をすすめる必要があります。

また、福祉の仕事のやりがいや魅力を積極的に発信し、学生のうちから現場を体験できる機会を増やすなど、より具体的な取り組みを行うこと等を検討するとともに、福祉現場の人材不足と働きたい当事者の仕事のマッチングを行う取り組みも検討していきます。

②日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要であり、障がい支援区分3以上（施設入所者は4以上）である人、または50歳以上で障がい支援区分が2以上（施設入所者は3以上）である人に対して、昼間に入浴、排せつ、食事などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障がい者を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい者・精神障がい者を対象に、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労選択支援【新規】	就労移行支援や就労継続支援といった「就労系障害福祉サービス」を利用する前に、当事者が事業者と共同して就労アセスメントを行うことで、より適切なサービスを選択できるようサポートを行います。（令和7年10月から制度創設予定）
就労移行支援	一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に一定期間における生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。
就労継続支援（A型）	就労に必要な知識・能力の向上を図ることで、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労継続支援（B型）	企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労定着支援	障がい者との相談を通じて、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障害支援区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行うサービスです。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	実利用者数	人/月	119	116	120	121	121	125
	延利用者数	人日/月	2,358	2,051	2,326	2,335	2,335	2,412
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	人/月	1	1	2	2	2	2
	延利用者数	人日/月	18	11	44	44	44	44
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	人/月	16	20	17	18	18	19
	延利用者数	人日/月	143	168	246	252	252	266
就労選択支援	実利用者数	人/月	—	—	—	—	5	5
就労移行支援	実利用者数	人/月	7	3	10	6	6	6
	延利用者数	人日/月	108	63	123	78	78	78
就労継続支援 (A型)	実利用者数	人/月	0	3	6	7	7	8
	延利用者数	人日/月	0	60	122	140	140	160
就労継続支援 (B型)	実利用者数	人/月	89	94	99	101	107	113
	延利用者数	人日/月	1,535	1,539	1,650	1,676	1,776	1,875
就労定着支援	実利用者数	人/月	6	9	9	11	10	11
療養介護	実利用者数	人/月	9	9	9	9	9	9

※令和5年度は実績見込み



第7期計画の見込量

生活介護、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援については、年々利用者が増えニーズの高いサービスとなっているため、今後3年間も増加すると見込んでいます。

自立訓練（生活訓練）、療養介護は、過去3年間の実績と同水準の利用を見込んでいます。

自立訓練（機能訓練）は2人の利用を見込んでいます。



見込量の確保のための方策

日中活動系サービスのうち生活介護や就労継続支援B型の提供体制については、サービス提供体制の確保について市の重要な課題とし取り組む必要があります。事業所が整備されていても、強度行動障がい、重症心身障がい、医療的ケアを必要とする方など、専門的な支援が必要な方の受け入れや緊急時の対応は十分とは言えません。就労継続支援A型や就労移行支援は市内の事業所数がない状況から見ても、利用者の多様な状態に応じたサービス提供体制を整えるための事業所数の拡充が必要です。

事業者への事業拡大のはたらきかけや近隣市を含めたサービス提供の調整を図りながら体制整備に努めます。

また、利用者の高齢化やサービスの供給体制確保の為に、介護保険事業所等への研修会の開催等により、障がい特性の理解促進を図ります。介護保険分野との連携強化に努めることで、利用者が65歳となった際の介護保険へのスムーズな移行を促進すると共に、共生型サービスの推進を図っていきます。

③短期入所サービス

サービス名	内容
短期入所	居宅で介護する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がい者（児）に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護を行うサービスです。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所	実利用者数	人/月	11	8	13	14	14	15
	延利用者数	人日/月	85	75	88	98	98	105

※令和5年度は実績見込み



第7期計画の見込量

地域生活支援拠点に係る緊急時支援体制が整備されたことにより、利用が増加していくと見込んでいます。



見込量の確保のための方策

介護保険分野との連携を強化し、既存のサービスの利用促進に努めるとともに、緊急時の利用が必要な人へのサービス提供等が円滑に進むよう、空床確保の体制構築についての検討を進めます。

重度障害者や医療的ケアが必要な方等、利用者の多様な状態に応じたサービス提供体制を整えるため事業者への事業拡大のはたらきかけを行います。

④居住系サービス

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	就労し、または就労継続支援などの日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者であって、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて援助を行う居住施設です。
施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、施設に入所し、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、食事などの生活面、金銭管理、体調変化などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	実利用者数	人/月	51	48	51	55	56	57
	うち精神障がい者	人/月	17	14	17	19	20	21
	定員数(整備数)	人	22	22	32	42	42	42
施設入所支援	実利用者数	人/月	53	55	56	54	53	52
自立生活援助	実利用者数	人/月	2	2	1	2	2	2
	うち精神障がい者	人/月	2	2	1	2	2	2

※令和5年度は実績見込み



第7期計画の見込量

共同生活援助(グループホーム)については、新規事業所開設により増加していくと見込んでいます。自立生活援助については、過去3年間と同水準の利用を見込んでいます。



見込量の確保のための方策

共同生活援助は、市内に日中サービス支援型の事業所が新規開設されることにともない、地域で生活している重度障がいのある人の利用が見込まれることとなります。圏域で事業所の運営が適切に行われるよう支援していくとともに、必要な方にサービス提供が行われるよう体制整備を図っていきます。

自立生活援助においては、障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する障がいのある人について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、今後もサービス提供事業所との連携強化を図り、さらなるサービスの利用促進を図ります。

⑤相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用するすべての障がい者を対象に、支給決定または支給決定の変更前後に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人または入院している精神障がいのある人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者などに対し、障がい特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談や対応を行います。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実利用者数	人/年	352	360	355	365	367	370
	件数	件/月	107	108	111	128	122	126
地域移行支援	実利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
	うち精神障がい者	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	実利用者数	人/月	5	2	3	2	2	2
	うち精神障がい者	人/月	5	2	3	2	2	2

※令和5年度は実績見込み



第7期計画の見込量

計画相談支援については、第6期計画期間中の利用実績が増加傾向にあったことから、今後3年間も増加すると見込んでいます。

地域移行戦略会議において検討を行っている地域移行の推進により、地域移行支援の利用者が見込まれるため、地域移行支援や自立生活援助の利用者が地域定着支援へ移行することを見込みます。



見込量の確保のための方策

全体的なサービス利用者の増加傾向に伴い、計画相談の利用者数は増加傾向と考えます。計画のモニタリングの頻度は一定ではなく、新規ケースは頻度が高くなるため、新規ケースの増加にともなってモニタリング件数も増加していくことになります。

計画のモニタリングの頻度については、サービス利用計画やモニタリング報告書、ケース会議等を通して個々のケースの状況に応じた内容を把握することに努め、必要な支援量を確保できるよう、相談支援専門員や基幹相談支援センターと連携しながら検討を行い決定します。

相談支援事業所における相談員の数不足しており、1事業所1人相談員という体制もあることから、相談員の孤立を防ぐため、事業所間の連携や人材育成等が必要です。

また、基幹相談支援センターを相談支援体制を核としながら、多問題を抱える家族を支援する体制を整えるとともに、高齢障がい者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう介護保険分野との連携を通し、支援の質を高めていきます。

(2) 障がい児福祉サービス

サービス名	内容
児童発達支援	就学前の児童が、保護者と共に通園したり、児童のみで通園し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの療育事業を行うものです。
放課後等デイサービス	就学児が、授業終了後または休業日に通園し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流などの療育事業を行うものです。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等を受けるための外出が著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の発達支援を行います。
障害児相談支援	児童通所サービスを利用する人を対象に、支給決定または支給決定の変更前後に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

サービス名	単位		第2期 実績			第3期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	実利用者数	人/月	28	20	30	30	30	33
	延利用者数	人日/月	114	77	88	90	90	99
放課後等 デイサービス	実利用者数	人/月	80	87	94	101	108	115
	延利用者数	人日/月	612	612	735	749	799	851
保育所等 訪問支援	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	延利用者数	人日/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	延利用者数	人日/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	実利用者数	人/年	147	149	148	154	156	159
	件数	件/月	37	37	44	50	58	66

※令和5年度は実績見込み



第3期計画の見込量

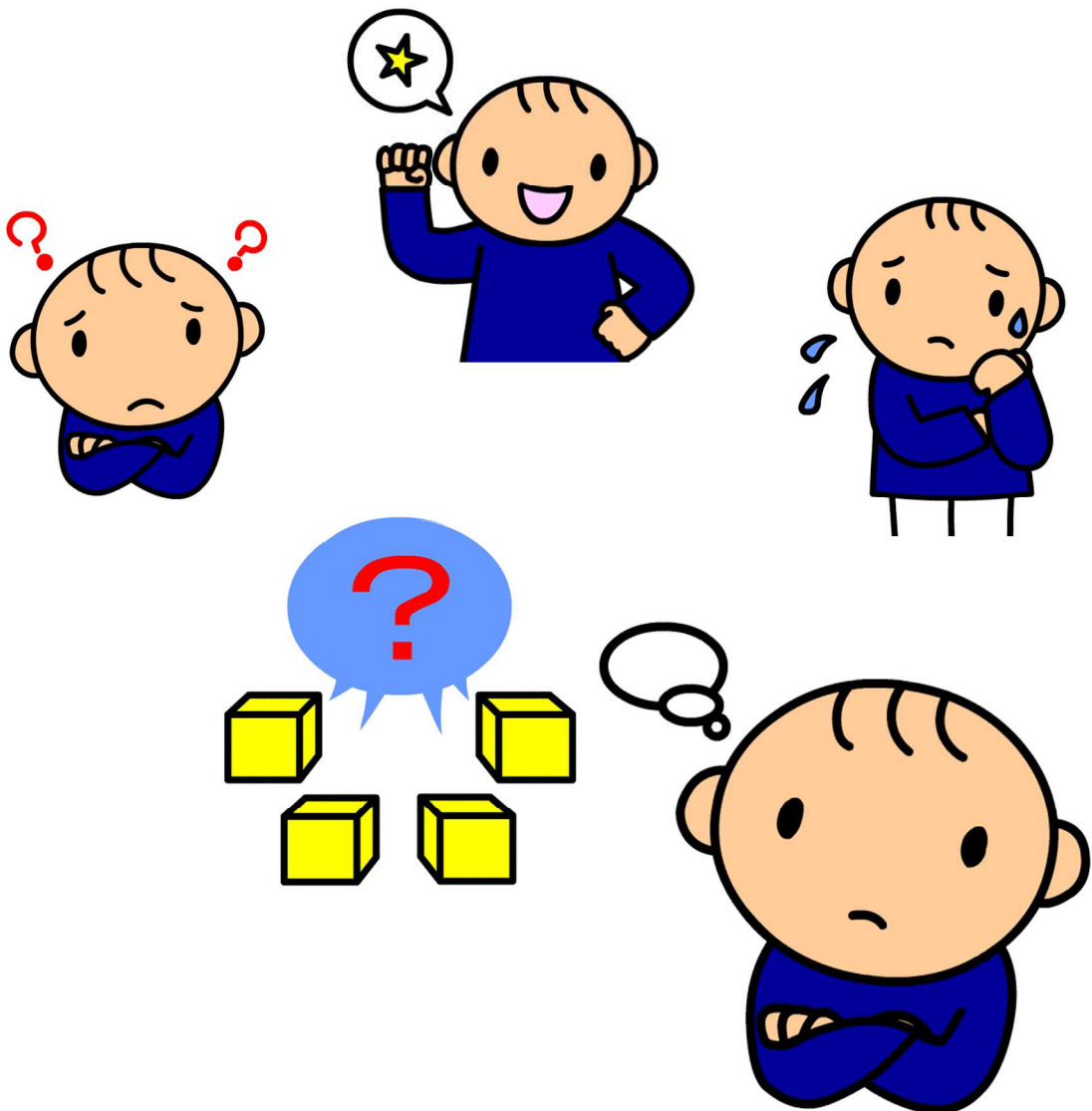
児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援については、増加すると見込んでいます。



見込量の確保のための方策

利用者のニーズに応じて、新規利用者への対応がスムーズに行えるよう、新規事業所参入のはたらきかけを行っていきます。療育の利用希望者が増加している中で、療育を行う医療機関と連携しながら、必要な支援が届くよう、相談支援との連携を図ります。

意思決定支援を支える基盤をつくるため、サービス等を通して幼少期から自ら選ぶという体験ができるような機会をつくり、意思表示できる力をつけていくことをめざした支援を行っていきます。



(3) 地域生活支援事業

① 必須事業

(ア) 理解促進研修・啓発事業

○障がいのある方が安心して地域で生活していくため、地域での障がい理解に継続して取り組みます。幼少期から障がいのある方の生活に触れ、当たり前に関係を作っていくために、身体・知的・精神障がいのみならず、難病や依存症等もテーマとして取り組んでいきます。

(イ) 自発的活動支援事業

○障がいのある人やその家族、地域住民等による当事者団体に対し、その活動に必要な経費を補助することで、「心のバリアフリー」の推進と共生社会の実現を進めています。ピアカウンセリングの実施や、家族会・支援団体等と協力しながら、地域移行や就労、災害時の支援を考える場面に当事者の参加を促し、自らの声を直接反映していく体制づくりに取り組みます。

(ウ) 相談支援事業

○障がい者相談支援事業では、相談、福祉サービスの利用援助（情報提供・相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、成年後見制度などの権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営などを行います。

○令和3年度より4箇所での実施となっています。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	実施箇所数	箇所	4	4	4	4	4	4

※令和5年度は実績見込み

○地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置された基幹相談支援センターにおける専門的職員の配置や、地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行・地域定着に向けた取り組みの実施など、相談支援機能の強化を図ります。総合的な相談や身近な地域の相談支援事業では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。

(エ) 成年後見制度利用支援事業

○成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ります。

○成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

(オ) 成年後見制度法人後見支援事業

○成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保し、法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。具体的には、実施団体に対する成年後見制度法人後見研修、安定的な実施のための組織体制の構築などを行います。

(カ) 意思疎通支援事業

○聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣する事業や、手話通訳者を設置する事業などを通じて、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の人の意思疎通を仲介します。

○今後も手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うとともに、市役所窓口においても手話通訳者を設置（週1回）し、市役所での手続きにおける意思疎通の支援に努めます。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業利用件数	実利用件数	件/人	158	150	160	170	180	180
手話通訳者設置事業	設置者数	人	1	2	2	2	2	2

※令和5年度は実績見込み

(キ) 日常生活用具給付等事業

○重度の身体障がい者（児）であって、当該用具を必要とする人に対し、日常生活上の便宜を図るための6区分43種目の用具を給付します。

○今後も利用者のニーズを把握し、必要に応じて給付対象品目に追加するなど更なる充実に努めます。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	給付等件数	件/年	6	4	4	4	4	4
自立生活支援用具	給付等件数	件/年	5	4	4	4	4	4
在宅療養等支援用具	給付等件数	件/年	9	4	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	給付等件数	件/年	7	6	4	4	4	4
排せつ管理支援用具	給付等件数	件/年	880	937	932	940	950	960
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付等件数	件/年	2	1	1	1	1	1

※令和5年度は実績見込み

(ク) 手話奉仕員養成研修事業

○手話で日常会話を行うために必要な手話表現を習得するための研修を実施しています。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成研修事業修了者数	人	8	9	10	10	11	12

※令和5年度は実績見込み

(ケ) 移動支援事業

○市が外出時に支援が必要と認めた人に対し、円滑に外出することができるよう、移動支援を実施し、社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、地域における自立した生活や余暇活動などへの参加を促進していきます。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用者数	人/年	14	17	14	14	15	15
	延利用時間	時間/年	427	305	300	306	312	312

※令和5年度は実績見込み

(コ) 地域活動支援センター事業

○地域活動支援センター事業では、各機能を備えたセンターを通じて、創作的活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。

○今後も機能の充実強化に努め、障がいのある人への地域生活支援を促進します。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	実施箇所数	箇所	3	3	3	3	3	4
	利用者数	人/年	196	139	144	144	144	184

※令和5年度は実績見込み

②任意事業

(ア) 訪問入浴サービス事業

○地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	利用件数	件/年	45	32	30	30	30	32

※令和5年度は実績見込み

(イ) 更生訓練給付事業

○施設に入所または通所している障がい者で社会復帰の訓練を受けている人に訓練費を支給します。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
更生訓練給付事業	利用件数	件/年	0	0	8	12	12	12

※令和5年度は実績見込み

(ウ) 日中一時支援事業

○日中における活動の場の確保及び就労支援や家族の一時的な休息などを支援します。

○今後も提供事業者の確保とサービス体制の充実に努めます。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	利用回数	回/年	0	23	22	22	22	24

※令和5年度は実績見込み

(エ) 社会参加促進事業

○スポーツ・芸術文化活動などを行うことにより、社会参加を促します。

○自動車運転免許取得・改造助成事業を実施し、取得、改造等に関する費用の一部を助成します。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポーツ・レクリエーション教室開催事業	利用件数	件/年	26	115	120	120	130	130
自動車運転免許取得・改造助成事業	利用者数	人/年	1	3	4	3	3	3

※令和5年度は実績見込み

1. 市民、関係団体との協働による計画の推進

当事者が障がい特性や生活環境を理解したうえで、ニーズに合った施策を進めていくことができるよう、当事者参加を進めていきます。また、さまざまな主体が地域においてそれぞれ役割を担うことで、障がいのあるなしに関わらず誰もが暮らしやすい地域になることをめざして、社会福祉協議会やNPO法人をはじめとする関係団体、事業所等と協力しながら、行政と地域の連携を強化していきます。

2. 庁内推進体制の整備

本計画の推進にあたって、保健、医療、福祉、教育、就労等の関係する課との連携を強化し、横断的な実施体制のもとに取り組みを進めます。

また、障がい者の生活に関わる課題として挙げられる、生活支援、住まい、就労の場、移動手段、地域の居場所などの問題は、障がい者のみならず高齢者やひとり親家庭、生活困窮者など支援を必要とする人々にとっても共通の課題です。これらの課題解決は福祉分野だけでなく、組織横断的に取り組まなければなりません。今ある地域資源を最大限活用して、誰もが暮らしやすい地域づくりを行うための仕組みや工夫を検討します。

3. 兵庫県及び近隣市との連携による計画の推進

障がい福祉サービスの基盤整備については、本市だけでなく広域的な取り組みが必要な事項も多いことから、淡路障害者自立支援協議会を中心として、兵庫県や近隣市との連携のもと、計画を推進していきます。

4. 達成状況の点検・評価

本計画の着実な推進に向けて、達成状況の点検や評価等を行うため、淡路障害者自立支援協議会からの意見聴取や利用者のニーズ把握に努め、概ね年1回程度、計画の達成状況の点検・評価を行います。

1. 計画策定の経過

日時	内容
令和5年6月21日	令和5年度第1回障害者計画（第4次）及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会 【議事】 （1）第3次障害者計画における重点取り組みの現状について （2）計画策定にあたって （3）アンケートとヒアリング調査について
令和5年7月7日 ～令和5年7月31日	アンケート調査の実施
令和5年7月7日 ～令和5年9月23日	ヒアリング調査の実施
令和5年9月27日	令和5年度第2回障害者計画（第4次）及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会 【議事】 （1）アンケートヒアリング結果から （2）計画の方向性について（骨子案） （3）福祉計画の数量見込みについて
令和5年12月6日	令和5年度第3回障害者計画（第4次）及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会 【議事】 （1）重点取り組みと施策の展開について （2）第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 成果目標への取り組みと障害福祉サービス等の見込量確保のための方策 （3）計画の推進について （4）パブリックコメントについて
令和5年12月25日 ～令和6年1月24日	パブリックコメントの実施
令和6年2月14日	令和5年度第4回障害者計画（第4次）及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員会 【議事】 （1）計画素案について （2）パブリックコメントの結果について （3）計画概要版について （4）計画の推進について

2. 南あわじ市障害福祉計画等策定委員会名簿

◎委員長、○副委員長（敬称略）

委員区分	所属名	氏名
学識経験者	南あわじ市民生委員児童委員連合会	酒井 義夫
福祉団体関係者	南あわじ市社会福祉協議会	○ 森 裕美
保健医療関係者	南あわじ市医師会	田中 一宏
障害者団体関係者	南あわじ市身体障害者福祉協会	平 一孝
	南あわじ市手をつなぐ育成会	後藤 直子
	みはら家族会	坂口 礼子
行政関係者	洲本健康福祉事務所	鷲見 宏
	あわじ特別支援学校	尾山 圭
	南あわじ市福祉事務所	齋藤 浩二
その他市長が必要と認めた者	淡路圏域地域生活支援拠点	藤村 要至
	南あわじ市障害者基幹相談支援センター	平見 明子
	ウインズ・きらら	藪脇 久臣
	淡鳳会	松谷 浩行
	森の木ファーム	◎ 松本 守史
	淡路障害者自立支援協議会	奥本 洋志
	淡路圏域コーディネーター	古東 千富
	公募委員	森 幸子

3. 南あわじ市障害福祉計画等策定委員会条例

平成23年3月31日

条例第3号

改正 平成25年3月29日条例第9号

平成27年3月31日条例第10号

平成30年3月30日条例第12号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項の規定に基づく障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画（以下、これらを「障害者福祉計画等」という。）を策定し、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、南あわじ市障害者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者を取り巻く社会環境の分析及びその対応方針に関すること。
- (2) 障害者のための行政の役割及び総合的な福祉施策のあり方に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害者福祉計画等の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害福祉に優れた識見を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から障害者福祉計画等が策定されるまでの期間とする。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

(南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年南あわじ市条例第33号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成25年条例第9号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第10号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第12号）

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委嘱を受けている委員の任期は、この条例による改正後の南あわじ市障害者計画等策定委員会条例第3条第3項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

4. 用語解説

ア行

アクセシビリティ

「利用しやすさ」のことであり、情報アクセシビリティは、パソコンやWebページをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービスなどを、障がい者や高齢者を含む多くのユーザーが不自由なく利用できること。

アセスメント

サービス利用者等の課題解決に必要な情報の見極めや収集、課題状況の把握と分析を行う事前評価の過程のこと。

医療的ケア児

医療的ケアとは自宅で家族等が日常的に行う、医療的生活援助行為のことです。同じ内容でも医師や看護師などが行う「医療行為」とは区別され、医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

医療的ケア児コーディネーター

医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

NPO

広義では、非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。

エンパワメント

障がいのある人自身が力をつけ、自己選択・自己決定を可能とするため、社会資源を再検討し整備を行っていかうとする考え方。

力行

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対する相談等の業務を総合的に行う。

グループホーム

就労し、または就労継続支援などの日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者であって、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域において自立した日常生活に向けて援助を行う居住施設。

高次脳機能障がい

日常生活及び社会生活への適応が困難となる、脳損傷に起因する認知障がい（記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなど）全般を指す言葉。

合理的配慮

障がい者が社会の中で出会う、困りごと・障壁を取り除くための調整や変更のこと。

個別避難計画

災害時に自ら避難することが難しい一人暮らしの高齢者、要介護者、障がい者等（災害時避難行動要支援者）が、どのような避難行動をとればよいのかについて、あらかじめ本人・家族と確認し作成する、一人一人の状況に合わせた個別の避難行動計画のこと。

コミュニケーション

複数の人間が、感情、意思、情報などを、受け取り合うこと、あるいは伝え合うこと。

サ行

サポートファイル

特別な支援や配慮を必要とする子どもたちが、成長の各段階で、途切れることなく一貫した支援を円滑に受けられるように、その特徴・特性やこれまで受けてきた支援の内容などを書き込めるファイルのこと。

自助、共助、公助

自助とは、本人が福祉サービスなどの援助を受け、より質の高い生活を維持し、家族、友人、近隣などの援助によって生活上の問題解決がなされることを意味する。共助とは、地域や市民レベルでの支え合いのことで、社会福祉事業やボランティア活動、協同組合の助け合い活動などのことを指す。公助とは、政治行政による支援のことで、公的なサービスを用いて個人レベルでは解決できない生活問題に対処することを意味する。

児童発達支援センター

地域の障害のある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識や技能の付与、または集団生活への適応のための訓練を受ける地域の中核的な療育支援施設。

重層的支援体制

既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制のこと。

障害者基本法

1970年に制定された心身障害者対策基本法が改正されたもので、93年12月公布。特徴は、(1)法の名称が心身障害者から障害者にかわったこと、(2)従来からの対象だった身体障がい者（内部障がい者を含む）と知的障がい者に精神障がい者が加えられたこと、(3)法の基本理念と目的が、「障がい者があらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」ものとし、「障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進」と位置づけられたこと、(4)国に「障害者基本計画」の策定を義務づけ、毎年その進行や成果を国会に報告することとしたこと、(5)12月9日を「障害者の日」としたことなど。

障害者差別解消法

すべての国民が、障がいのありなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定された。

障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月1日から「障害者自立支援法」が法律名を変更して、「障害者総合支援法」として施行された。障がい者の定義に難病等を追加し、平成26年4月1日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施された。

重症心身障がい

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複している障がいのこと。

ジョブコーチ（職場適応援助者）

障がい者の就労にあたり、出来ることと出来ないことを事業所に伝達するなど、障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える者。

身体障害者手帳

身体障害者法に基づき、障がいの種類や程度により交付される手帳。障がいの程度は1級から6級までである。障がいの種類は視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・免疫機能障害がある。障がい者を対象にしたサービスや制度を利用する際にはこの手帳を必要とする場合がある。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことを指す。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健福祉法に基づき交付される手帳。障がいの程度は1級から3級までである。障がい者を対象にしたサービスや制度を利用する際にはこの手帳を必要とする場合がある。

成年後見制度

障がいにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

相談支援事業者

障がい者や障がい児の保護者などからの相談に応じ、情報提供、連絡調整を行う。本人の意向を勧告したうえでサービス利用計画を作成し、事業者などとの連絡調整を行う機関。

ソーシャルインクルージョン

障がいのある人を社会から隔離排除するのではなく、社会の中でともに助け合って生きていこうという考え方。

夕行

地域生活支援拠点

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。

特別支援学校

平成18年に学校教育法が改正されたのに伴って、特殊教育を継承・発展させるものとして始まった教育制度で、特別支援学校は、これまでの盲学校、聾（ろう）学校、養護学校にかわる学校として創設されたものである。

特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

ナ行

入所施設

心身の障がいや経済的理由などによって居宅で自立生活が送れない人を入所させ、介護や養護、食事、入浴などのサービスを提供する施設。

ノーマライゼーション

障がいのあるなしに関わらず、同じ条件で生活を送ることができる社会に改善していこうという考え方。

ハ行

発達障がい

乳児期から幼児期にかけた精神・知能の発達過程で現れる脳機能の障がい。社会との交流、注意・記憶など、それぞれ特徴ある機能障がいを示す。

パラスポーツ

身体機能や知的発育などに障がいがある人が行うスポーツのことであり、広く障がい者スポーツを表す。

バリアフリー

障がい者や高齢者の生活に不便な障がいを取り除こうという考え方。

ピアサポーター

ピア（peer）とは、「仲間、同輩、対等者」の意味。一般に同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有することで専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることを言い、身体障がい者自立生活運動で始まり、知的障がいや精神障がいの分野でも定着し始めている。

BCP

災害などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画（Business Continuity Planning）のこと。

マ行

モニタリング

サービス計画に対し、的確なアセスメントが出来ているか、利用者のニーズに対応したサービス計画になっているかを確認し、必要に応じて早期に修正するために、継続的にフォローアップすること。

ヤ行

ユニバーサルスポーツ

年齢、性別、障がいの有無やスポーツの得意・不得意等に関わらず、その場にいる誰もが一緒に楽しめるスポーツのこと。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、文化の違い、障がいの有無によらず、誰にとってもわかりやすく、使いやすい設計のこと。

ラ行

ライフステージ

人間の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚等)によって区分される生活環境の段階。

リハビリテーション

障がいのある人が生活のあらゆる場面で持てる能力を最大限に発揮し、その人らしく生きる権利の回復を目指そうという考え方。

レスパイト

「一時休止」「休息」「息抜き」という意味で、在宅で障がい者等を介護している介護者が、福祉サービス等を利用し、一時的にケアを代替することによって、介護者の負担を軽減すること。

療育手帳

知的障がいがあると判断された人に対して交付される手帳。この手帳を持つことで福祉サービスの利用や交通費などの助成制度を利用することができる。

南あわじ市障害者計画（第4次）及び
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

発行：令和6年3月

編集：南あわじ市 市民福祉部 福祉課

〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1

電話：0799-43-5216 FAX：0799-43-5316

Eメール：fukushi@city.minamiawaji.hyogo.jp